

終戦処理費

終戦処理費に関しては、すでに調達庁『占領軍調達史』全五巻において、主として調達庁所蔵の資料を駆使したすぐれた記録が残されている。本編は同書『調達の基調』編「あとがき」において大蔵省においてなすべきものとして委嘱された課題、すなわち終戦処理費に関わる財政史的叙述をなすことを目的とする。従って、本編の構成と内容は終戦処理費予算施行に関わる問題をはじめとして同書との重複関係を可及的に回避したので、相互参照が望まれる。他面、叙述の展開に不可欠な資料であつてあえて再掲したものもある。統計については、同書「統計編」を参照されたい。

予算科目としての終戦処理費の包括範囲と区分は年度によって異なる。その変遷は『占領軍調達史——統計編』、一一—二九ページおよび付表に詳しい。本編との関連では、二一年度までは賠償関係諸費を、二二年度までは特殊財産処理費（連合国財産返還費）を、計数の取扱において留意する必要がある。さらに、費目としての賠償関連費分化のちも予算案作成の段階では経費性質で一括されて賠償関連費を含む数値が「終戦処理費」として扱われる事例も多く、大蔵省の文書でも必ずしもこの区別は厳密でないので、必要に応じて注記した。

終戦処理費なる名称は、占領費、賠償費等、戦争の終結に伴って敗戦国に当然課せられる費用であつて、講和条約締結時の相互請求権清算のために経理区分を明確ならしめる必要のあるものの総称に由来する。二〇年段階では占領費のみを意味する「駐屯軍関係経費」「進駐軍費」の呼称がみられ、二一年一月上旬から前述の総称としての「終戦処理費」「終戦処理ニ関スル経費」の名称が用いられ、三月上旬に「終戦処理費」に固着した。英訳は直訳の Termination of War Finance [Appropriation] (略称 TOW) であり、司令部の文書でも公式に用いられた。司令部等アメリカ側の文書で占領費 Occupation Cost という用語は、ときにより終戦処理費である場合もあるが、一般的にはアメリカ陸軍省予算のうち占領関係経費を指す。

## 第一章 終戦処理費方式の形成

### 第一節 占領軍調達と軍票

#### 一 占領開始前後の対応

敗戦の決定と占領軍の上陸をひかえて、国民の通貨・信用不安への対処が、終戦後最初期の大蔵省にとっての主要課題のひとつであつた。

二〇年八月一五日以後、大蔵省においては省議、局長会議が連日のように開かれた。<sup>(1)</sup> このなかで一貫して預貯金、日銀貸出の動向が注目されている。八月一八日の会議では、発行年次も古くすでに流通枚数も減少していた日本銀行兌換券が、金額、日本銀行名表示に英字表記のあることから、占領軍の発行する新紙幣であるとの噂が存在したことが報告されている。<sup>(2)</sup> 占領軍が上陸に際して軍票を使用することは常例であり、またそれが通貨不安と経済混乱をもたらすことは大蔵省自身戦中の外地「通貨工作」で経験済みであるから、大蔵省は軍票の使用阻止を目標に対応策を留意した。八月一九日の省議において、「駐屯軍ニ関スル我方主張ヲ外務省ニ連絡ノコト」として次のように対応策が

確認された。<sup>(3)</sup>

(イ)食料品ハ我方ニテハ出セヌコト

(ロ)円ヲ使用スルコトトシ軍票等ヲ使用セシメザルコト

(ハ)郷里送金ノ要求ニ応ジ得ヌコト

(ニ)直接駐屯ニ関係ナキ方面ニ金ヲ使ハヌコト

(ホ)持参物資ヲ闇デ売却スルガ如キコトヲ為サヌコト(駐屯後ノ申入)

尚右駐屯ニ伴フ我方負担ハ賠償ノ内ニ入レル如ク主張スルコト

日付不明ながら、大蔵省はこの頃、「米國進駐軍ノ使用通貨ニ関スル件」を立案、軍票対策の基本線を定めた。<sup>(4)</sup>

米國進駐軍ノ使用通貨ニ関スル件

米軍ノ駐屯費ノ支払ハ円貨ヲ以テ為スコトニ外務省ヲ通シ申入ノ管ナルモ米軍ニ於テ之ニ応ゼズ(少クモ經過的ニ日本円貨以外ノ通貨ノ使用ヲ想定シ置クコト適當ナルベシ)円貨表示軍票等ヲ使用セントスルトキハ左ニヨリ対処スルコトトシ米軍間ト所要ノ交渉ヲ行フコト

一、米軍ノ使用予定ノ通貨ト日本円通貨トヲ米軍ノ使用前一括交換スルコト

注、一般国民ハ日本円以外ノ通貨ニハ馴染ミ居ラザルヲ以テ軍票等ノ使用ハ米軍ニ対シテモ著シキ不便ヲ与フルコトナルベク又事前ノ一括交換ニヨリ個々ノ将士ニ交換ノ手間ヲ省略スルコトハ米軍側ニトリ便利ナルベキ旨及軍票等ノ使用ハ我方ノ通貨金融事情ニ無用ノ混乱ヲ惹起スベキコトヲ米軍側ニ納得セシムルコト

二、之ガ為米軍ノ便宜トスル地点ニ我方ニ於テ交換取扱機関ヲ設備スルコトトシ正金銀行ヲシテ之ニ当ラシムルコト

三、米軍將士ノ個人トシテノ手持軍票米弗札等ニ付テモ右ノ交換機関ニ於テ交換セシムルコト

四、右ノ交換ニ当リ米弗トノ間ニ為替換算率ヲ生ズル場合ニ於テハ我方トシテハ努メテ日本円ノ価値ヲ高カラシムル様努ムルコト

トトシ為替換算率ニ関シ抛ルベキ基準ナキ今日暫定的ニ戦前ノ換算率(二十三弗十六分七〇四円二十六銭)ヲ主張シ最悪ノ場合一弗〇十円ニ(情報ニヨレバ沖繩ニ於ケル米軍内計算相場ハ一弗一〇円ノ趣ナリ)落着ク如ク努ムルコト

注、米軍ノ使用予定ノ通貨ガ日本円表示ナルトキハ交換率ハ当然等価トナルベキコト

五、右交換ニ伴フ正金銀行ノ手持軍票等ハ外貨トシテ処理スルコトトシ之ガ損益ノ処理ハ政府ニ帰属セシムルコト

六、本件決定ノ上ハ米軍内部ニ於テ趣旨ノ徹底ヲ図ラシムルト共ニ我方ニ於テモ米軍ニ於テハ日本円以外ノ通貨ヲ使用セザル様

自肅シアルモ軍票等ヲ取得スルニ至リタルトキハ銀行ニ於テ日本円ト〇〇〇ノ割合ヲ以テ引換ニ応ズルヲ以テ直チニ引換フルコトヲ周知方実施スルコト

軍票ガドル表示の場合ハ交換レートガ定められねばならず、円ドル交換レート設定作業ハ軍票対策と同時に併行で進められた。「米國進駐軍ノ使用通貨ニ関スル件」に対応して「為替換算率ニ関スル考方」(日付不明)ガ立案されており、以後、外資局と横浜正金銀行において急速に作業が進められることになる。<sup>(5)</sup>

また同じ頃、「保障占領ノ為ノ外国軍駐屯ニ伴ヒ必要ナル財政金融上ノ措置(案)」ガ立案され、日本銀行券ノ使用、日本銀行ヘノ融資命令ノ発動、政府の日銀に対する損失補償等の方針ガ立てられた。<sup>(6)</sup>

八月一九日、政府代表ガ連合国軍と降伏手続等ノ折衝のためマニラヘ派遣され、二二日帰国した。マニラでの交渉では、使用通貨問題は議題には上せられなかったが、その際にキャッチされた次のような情報が大蔵省にもたらされた。<sup>(7)</sup>

桑港放送ニ依レバ米本国ヨリマニラニ向ケ一億弗ノ軍票ヲ輸送中ナリト謂フ。

右ハ日本進駐軍ノ使用ニ当ツルヲ目的トスルモノニシテ占領期間中円札ト併用セラルル模様ナリ。

二三日の閣議で大蔵大臣は発言し、軍票情報を伝達するとともに、軍票問題を、通貨信用維持、インフレ防止上の

重大問題として、必要な対処措置を講ずべき旨求め、閣議はこれを了解した。<sup>(8)</sup>

政府はこれを承け、八月二三日および二八日、マニラのマッカーサー宛に打電し、使用通貨についての情報提供方および日本銀行券の使用希望方を要請し、横浜、横須賀、厚木に必要日銀券を用意することを通告した。<sup>(9)</sup>これに対し収受の確認はあったが回答はなかった。同じ頃、在沖繩アメリカ軍に本土使用通貨について問い合わせた文書に日本側の主張が要約されている。<sup>(10)</sup>

連合国進駐軍が必要とする駐屯費ノ調達及支払ニ関シテハ帝国政府ハ全幅ノ協力ヲ吝マザルモノナリ我國民ハ日本通貨以外ノ通貨ニハ慣熟シ居ラザルヲ以テ進駐軍ガ支払通貨トシテ軍票等ヲ使用スルニ於テハ其ノ間自ラ進駐軍將兵ト我國民トノ間ニ流通上ノ不便ト相当ノ摩擦ヲ生ズルノ惧アリ又帝國政府トシテハ通貨金融ノ安定確保ヲ当ニ念トシ居ル処多種類ノ通貨ノ流通ハ稍モスレバ之等通貨ノ間ニ価値ノ開キヲ生ズル等通貨金融秩序ヲ混乱ニ陥ルベキヲ以テ右ノ多種類ノ通貨ノ流通ハ之ヲ避ケタキ意向ナリ

我方ハ進駐軍ノ必要トスル駐屯費ヲ日本通貨ヲ以テ立替融通スル為ノ準備ヲ既ニ完了シ何時ニテモ進駐軍ノ所要ニ応ズルノ用意アリ

從テ帝國政府ハ進駐軍ガ日本通貨以外ノ軍票等ノ使用ヲ避ケラレ度キ旨要請シ居ル次第ニシテ本件ガ極メテ重要ニシテ且急速解決ヲ要スルニ鑑ミ連合国最高司令官ニ於テ速ニ且好意的回答ヲ与ヘラレンコトヲ期待スルモノナリ

連合国軍側の方針は判明せぬまま、軍票の持込使用が予測され、日本上陸が当初予定二六日、それが二日延期されるというタイム・スケジュールのもとで、八月二四日、日本銀行券を事前に用意して軍隊の進駐時点で軍票と交換する方針にもとづき、日銀券の支払方法、手続等の要綱が閣議了解された。<sup>(11)</sup>大蔵省は二九日の省議決定でこれを「連合国進駐軍ノ駐屯費支出方法ニ関スル件」として具体化し、九月四日これを閣議に報告した。<sup>(12)</sup>

#### 連合国進駐軍ノ駐屯費支出方法ニ関スル件

連合国進駐軍ノ本邦内ニ於ケル駐屯費ハ今後ノ賠償処理ト関連シ一元的ニ整理シ置クノ必要アル等ニ鑑ミ左記ニ依ルコト

第一、進駐軍ノ人件費等之ニ現金交付ヲ要スル場合

(一)終戦連絡事務局ハ連合軍司令部ヨリ所要ノ金額ノ申入アリタルトキハ大蔵省外資局ニ伝達スルコト

(二)大蔵省外資局ハ必要ナル金額ヲ日本銀行ヲシテ連合軍司令部ニ交付セシムルコト

(三)右ノ金額ハ日本銀行ヲシテ一時立替支出セシメ之ヲ仮勘定トシテ整理セシメ置キ右仮勘定ハ今後ニ於ケル情勢ニ即応シ適宜清算スルコト

前項ノ立替支出ノ為必要アルトキハ大蔵省ヨリ日本銀行ニ対シ所要ノ措置ヲナスコト

第二、進駐軍ニ物的施設等ヲ提供スル為経費ヲ支出スル場合

(一)連合軍ヨリ物的施設等ノ提供方申入アリタルトキ之ガ調達ノ為必要トスル経費ヲ終戦連絡事務局ヨリ大蔵省外資局ニ連絡スル

コト

(二)大蔵省外資局ハ必要ナル経費ヲ日本銀行ヲシテ支出セシムルコトトシ之ガ整理ニ付テハ右第一、(三)ニヨルコト

(三)物的施設等ノ提供ニ当ル関係各庁ハ要スレバ日本銀行ニ代リ経費支出ノ為ノ事務ヲ行フコト

二八日、連合国軍先遣隊が厚木飛行場に到着した。日本側は閣議了解にもとづき、日銀の承諾のうえ、現地へ日銀券をトラックで輸送したが、先遣隊は軍票を所持せず、また軍票その他占領軍の方針については、一切の言明を拒否した。三〇日、マッカーサーをはじめとする本隊が厚木經由横浜に到着、大蔵省は現地へ久保外資局長を派遣してホテル従業員、従軍記者などを通じて秘密裏に軍票使用状況を調査、軍票が円貨表示であることを確認できたので、<sup>(13)</sup>円系軍票使用に対する対策の立案を急いだ。<sup>(14)</sup>占領軍の使用軍票が硫黄島においては円系であることは事前に確認されていたが、対応策は前述のようにドル表示の場合も想定して用意されていた。円表示と判明したことにより、為替レ-

ト設定の課題は軍票との関連からは脱落することとなる。

二 占領軍布告と軍票

九月二日、連合国軍は用意した日本国民向けの布告文を政府側に非公式に提示した。このうち布告第三号が通貨に  
関わるものである。<sup>(15)</sup>

連合国軍代表最高指揮官総司令部

布告(第三号)

通貨ニ関スル件

日本国民ニ告ク

本官ハ連合国軍代表最高指揮官トシテ茲ニ布告ス

第一条

- 一 占領軍ノ発行スル「B」記号ヲ附シタル軍用補助紙幣<sup>(16)</sup>ヲ以テ一切ノ公私「円」債務ノ支払ヲ為シ得ル日本法貨トス
- 二 占領軍ノ発行スル「B」記号ヲ附シタル軍用補助紙幣、日本銀行発行紙幣<sup>(17)</sup>並ニ日本政府発行券及貨幣<sup>(18)</sup>ハ凡ユル点ニ於テ同価値トナシ額面価ニ依リ兩替シ得ルモノトス

第二条 日本軍用通貨ニ関スル件

- 三 日本陸海軍及日本政府発行ノ一切ノ軍用及占領地通貨ハ無効且無価値トシ如何ナル取引ニ於テモ之等通貨ノ受授<sup>(19)</sup>ヲ禁ス

第三条 通貨ノ輸出入禁止ニ関スル件

- 四 通貨、貨幣、証券、為替ノ輸出入ヲ含ム一切ノ対外国金銭取引ヲ禁止ス

但シ本官ノ許可スルトキハ此限りニ在ラス

- 五 本州、北海道、四国、九州及近海内以外ニ於ケル金銭取引ハ総テ外国トノ取引ト看做ス

第四条 其他ノ通貨ニ関スル件

- 六 アメリカ合衆国及連合国其他第一条ニ掲ケサル一切ノ通貨ハ日本法貨ニアラス。本官ノ許可ナキ限り之等通貨ノ受授<sup>(20)</sup>ヲ禁ス

第五条 刑罰ニ関スル件

- 七 本布告ノ規定ニ違反シタル者ハ占領軍裁判所ノ有罪判決ヲ俟ツテ死刑又ハ裁判所ノ決定スル他ノ刑ニ処ス
- 右布告ス

布告は直接統治・軍事占領方式を指向するものであり、日本政府に衝撃を与えた。<sup>(16)</sup> 日本政府は布告の取消方を目標に積極的な行動を起こすことになり、これを契機として、連合国軍と日本側の実質的な接触が開始された。なお布告の第三条をめぐる対応もあわせ行われることになるが、第一五巻「国際金融」編等を参照されたい。

布告手交時の連合国側の発言ないし感触は、鈴木九万公使によれば、「(日本側の)希望ハ聞イタ、シカシ(軍票の)用意完了、……日本通貨事情ヲ乱スコトハ考ヘヌ、アメリカハ最後迄強行スル意ナシ」「現在迄ニ支出セルモノ九億八千二百万円、内三億円ハ兵隊ノ給料トシテ渡シタ、……四十五日間ニ九億五千二百万円ヲ使用スル計画デアル、コレヲツケルカ否カハ日本ノ希望モキイテ(決める)、……日本円ヲ十億円イッデモアル様ニスレバ安心デキル、……」と報告されている。<sup>(17)</sup> 一〇億円という要求額そのものは「ずいぶん大きいというのでびっくり」するものであった<sup>(18)</sup>が、司令部側の意外な柔軟性を感じとった日本政府は既定方針に沿って対応策の準備を急いだ。対応策は次の通り。<sup>(19)</sup>

布告第三号ニ関スル意見

第一案

布告ノ公布ヲ見合セ別途進駐軍ノ必要トスル占領軍費ヲ立替融通スベキ旨ノ確約ヲ与フルコト

右ノ場合占領軍費ノ範囲ヲ出来得ル限り明確ナラシメ置クコト共ニ金額ニ付テモ合理的の最少限度ニ止ムル如ク要望スルコト

## 第二案

布告ノ公布ハ之ヲ認ムルモ

第一条ニ付テハ既ニ將兵ニ交付済ノモノヲ除キ今後事実上「軍用補助通貨」ノ発行ヲ行ハズ又交付済ノモノニ付テハ日本側ニ於テ速ニ之ヲ回収シ回収ニ要シタル費用ハ今後円貨ヲ以テ融通スベキ占領軍費ト同様ニ日本銀行ノ連合軍司令官ニ対スル貸付トシテ整理シ置クコト

此ノ場合ニ於テモ占領軍費ノ範囲ヲ出来得ル限り明確ナラシメ置クコト共ニ金額ニ付テモ合理的の最少限度ニ止ムル如ク要望スルコト

尚連合軍ハ今後「軍用補助通貨」ヲ使用セザル旨及既発「軍用補助通貨」ノ回収ヲ促進スル為日本側ニ於テ必要ナル指示ヲ為スベキ旨ヲ我方ニ於テ発表スルコトニ付諒解ヲ取付ケ置クコト

(以下略)

占領軍が直接日本国民に命令する布告という形式の回避が日本政府にとっては優先課題であり、このため内容的に占領軍の要求に必ず、八月以来いちはやく進められてきた準備作業に立脚し、九月二日、「連合軍進駐軍所要経費ノ立替融通等ニ関スル件」が起案され、交渉に向けての基本線が画定された。<sup>(20)</sup>

連合軍進駐軍ノ所要経費ハ日本通貨ヲ以テ行フ如ク要請スルモノトシ、此ノ場合ニ於ケル円資金ノ立替融通方ニ付テハ差当リ左記ニ依ルモノトス

## 記

一、連合軍進駐軍ノ所要円金額ハ一定期間毎ニ之ガ必要額ヲ予メ連合軍最高司令官ヨリ我方ニ通告シ連合軍最高司令官ト日

本国政府ト協議ノ上其ノ金額ヲ決定スルコト

二、連合軍進駐軍ノ所要円資金額ハ本邦通貨事情ニ鑑ミ合理的の最少限度タル如ク要望スルコト

三、連合軍所要経費ハ駐屯ニ要スル直接経費ニ限ルモノトスルコト

四、駐屯費ノ算出ハ当該国通貨表示ノ各費目ヲ円貨額ニ換算スル方法ニ依ラズ、一定期間ニ於ケル駐屯兵員一人当リ円貨所要額ノ総額ヲ以テ定ムル如ク要請スルコト

五、連合軍内各国軍ニ対スル円資金ノ振分ハ連合軍最高司令官ニ於テ行フ如ク要請スルコト

六、我方ヨリ立替融通スル駐屯費ハ駐屯ノ為直接必要ナル経費ニ限ラルベキ筋合ナルヲ以テ我方ヨリ立替融通シタル円貨ハ右ノ経費以外ノ使途ニ之ヲ流用セシメザルト共ニ將兵(従軍記者等ヲ含ム)ノ本国送金等ヲ行ハザル如ク要請スルコト

但シ万一何等カノ事情ニ依リ將兵(従軍記者等ヲ含ム)ノ本国送金ヲ為サザルヲ得ザル場合ニ於テハ連合軍内部ニ於テ之ヲ処理スル如ク要請スルコト

七、連合軍將兵(従軍記者等ヲ含ム)ガ個人的ニ携帯セル外国通貨等ハ連合軍内部ニ於テ日本通貨ト引換ヲ行フコトトシ直接国内一般市場ニ流通セシメザル如ク要請スルコト

但シ場合ニ依リテハ特定日本側銀行(原則トシテ横浜正金銀行ヲ可トス)ヲシテ便宜一括引換ニ応ゼシムル用意アルコトヲ先方ニ通報スルト共ニ此ノ場合ノ引換率ハ戦前相場ヲ以テ仕切ル(場合ニ依リ仮仕切トスルモ可)モノトスルコト

八、日本国民ハ日本通貨以外ノ通貨ヲ收受、使用スルコトハ外国為替管理法ニ依リ禁止セラレアル事実ヲ先方ニ指摘シ連合軍最高司令官ヨリ麾下連合軍將兵(従軍記者等ヲ含ム)ニ対シ其ノ携帯スル日本通貨以外ノ通貨ヲ国内ニ於テ使用セシメザル如ク連合軍ニ対シ布告方要請スルコト右ノ連合軍側措置ニ即応シ日本国民ニ対シ連合軍將兵(従軍記者等ヲ含ム)ヨリ日本通貨以外ノ外国通貨等ヲ收受スルコトハ外国為替管理法ニ依リ禁止セラレ居ル旨ヲ念ノ為周知方措置スルコト

九、連合軍最高司令官ト日本国民トノ協議ニ依リ決定セラレタル資金ハ日本銀行ヨリ直接連合軍最高司令官ニ対シ融通スルモノトシ連合軍最高司令官ハ日本銀行ニ対シ円貨ヲ以テ表示セル之ガ受領証ヲ交付スルコト



十、日本銀行ヨリ融通シタル円資金ニ付テハ日本銀行本店ニ連合軍最高司令官勘定ヲ開設シ之ニ振替フル如ク要請スルコト  
 連合軍内各国軍等ノ資金ニシテ連合軍最高司令官勘定ト別個ノ勘定ヲ以テ之ヲ保有シ置クノ必要アルトキハ日本銀行ハ最高司令官ノ指図ニ従ヒ別個ノ勘定ヲ開設スルベキ銀行（横浜正金銀行トシ横浜正金銀行ナキ地点ニ付テハ日本銀行国庫代理店取扱銀行トス）ニ資金ノ振替預入ヲ為ス如ク要請スルコト  
 十一、本件立替融通セル資金ノ最終的処理ニ付テハ連合軍最高司令官ト日本政府トノ間ニ於テ今後適當ナル時期ニ協議ノ上決定スルコト

九月三日、大蔵省は久保外資局長を横浜に派遣して日本側の方針を説明、交渉を行った。この場で占領軍側は「（発行、手交済の）三億円ヲモトニカヘスコトハ出来ヌ」が「今後新ニ軍票ヲワタサナイデ円ヲワタスコトハヨロシイ」と、日銀券使用の原則を承認した。九月三日交渉の了解事項（及び懸案事項）は次のように要約される。<sup>(21)</sup>

- 一、既発三億円ノ軍票以外ノ所要通貨ハ日本側「ガ」日本通貨ヲ以テ提供スルコトトシ所要円金額ハ一定期間毎ニ之ガ必要額ヲ希望支払地毎ニ細分シ連合軍最高司令官ヨリ大蔵大臣ニ通告ス  
 但シ軍票使用ノ権利ハ先方之ヲ留保ス  
 先方ノ支払希望地差当リ左ノ如シ  
 東京、横浜、小田原、館山、鹿屋、青森、札幌、下関、福岡、佐世保、長崎、大阪、京都、神戸、名古屋、高知、横須賀
- 二、日本側ヨリ提供スル資金ハ日本銀行ヨリ連合軍最高司令官ニ対シ融通スルモノトシ連合軍最高司令官ハ日本銀行ニ対シ円貨ヲ以テ表示セル之ガ受領証ヲ交付スルコトニ意見ノ一致ヲ見タリ
- 三、右ニ依リ要求セル通貨ハ連合軍全体ノ必要ヲ賄フモノナルモ（四十五日間ニ九億五千二百万円ナリト云フ）事実上ニ於テ連合軍ノ構成ノ大部分ハ米軍ニシテ其ノ他軍隊ハ僅少ナリ、従軍記者モ之ニ含まル
- 四、将兵ノ本国送金ニ就テハ連合軍側ニ於テ処置スルコトヲ要求セル処今日ニ於テハ即答ナカリシモ状況ヨリ判断スルニ外地

ニ於ケル支払ハ相当部分本国払ヒニシテ更ニ司令部ヨリ本国ニ送金スル方法ヲ従来ハ行ヒタルモノノ如シ  
 将兵ノ給料ハ一定シ居ラザルモ概ネ一ヶ月三十五弗程度ナリト云ヘルモノアリタリ

- 五、融通資金ハ直接駐屯費ニ制限セラレタントノ申出ニ対シテハ受領証ノ文言モ「占領軍費ノ為ニ」と訂正セル程ニシテ直接軍費ト云フ概念ニ就キ兩者ノ間ニ相当ノ意見ノ懸隔アリ
- 六、既発軍票ニ就テハ当方ニ於テ出来得ル限り之ヲ速ニ回収シ右回収費用ハ連合軍側之ヲ負担スルコトトシ、日本銀行アドヴァンスニ切替フルモノトス
- 七、布告公布ト共ニ日本側ヨリ今後ノ日本円ノ提供ト同時ニ既発軍票ノ回収更ニハ将来日本円一本建ニテ行フコトニ就テノ声明ヲ発スルコトヲ得ルガ如ク諒承セリ
- 八、沖繩ニ於ケル軍票対日本円ノ為替比率決定ハ先方之ヲ否定シタルノミナラス為替比率決定ハ当分ニ行ハザルガ如キ印象ヲ受ケタリ

布告という形式そのものについては「政治的ナ問題デ事務的ニハ出来ヌ」<sup>(23)</sup>ものとされ、交渉は実質的な内容について行われ、日本側の提示方針はほぼ容れられたことになる。講和条約による占領費負担区分の確定までは占領軍に対する貸付として処理することは、津島蔵相の直接の指示事項であった。<sup>(24)</sup> 占領費としての支出範囲については日本側としては可及的に限定しようとしたが、容れられなかった。<sup>(25)</sup> こうした経緯から、課題は軍票そのものの処理と占領軍費用の支出とに分けて考えられることになる。

### 三 軍票の法貨化

占領軍布告の取扱いは政治問題として処理されることとなり、九月上旬における直接占領方式から間接占領方式へ

の急速な転換のなかで、延期のうえ撤回されることになる。<sup>(26)</sup> 間接統治方式への移行は、理論的および実質的には軍票の存在根拠が自動的に消滅したことを意味する。しかし司令部はあくまでシンボルとしての軍票使用権の留保を主張した。かくて占領軍軍票をいかに日本の通貨制度に組込むかが問題とされる。

司令部は九月六日、間接統治の手段としての司令部覚書（SCAPIN）として「法貨」（SCAPIN-18）を發出し、日本政府に次のように指令した。<sup>(27)</sup>

一、日本政府ハ直ニ本州、北海道、四国及九州ニ適用セラルル法律、命令又ハ其他ノ適當ナル方法ニ依リ左記公布セラレシコトヲ希望ス

記

(一)進駐軍ニ依リ発行セラルル「B」号補助軍票ハ日本ニ於ケル公私債務ノ支払ニ対スル法定通貨トス

(二)右軍票ハ日本銀行券、政府紙幣及硬貨ト凡テ等価ヲ以テ交換セラルルモノトス

(三)政府及陸海軍ノ発行セル軍票及占領地通貨ハ凡テ無効且無価値トシ其ノ授受ハ凡テ禁止セラル

二、違犯者ニ対スル処罰ハ日本政府ニ依リ行ハル

本司令部ノ参考ノ為ニ最高及最低ノ刑罰ヲ「リスト」ヲ以テ提出スルモノトス

SCAPIN第七号（後述）および第八号は、占領軍が基本政策発表以前において先行的に日本政府に財政・金融上の具体的処理を命じた最初の公式な動きであった。<sup>(28)</sup>

政府は九月九日、横浜終戦連絡委員会委員長名の覚書を發出し、<sup>(29)</sup> 法制化には相当の時日を要すること、他方で既発交付済軍票の流通の開始に直ちに対処する必要があることを理由に、法律又は勅令に依らず国民に対して声明を發することとし、「日本政府大蔵省声明」案も添付して司令部の承認を求める一方、八日付で「大蔵省当局談」を新聞發表

（新聞掲載は九日）、<sup>(30)</sup> 軍票問題はここにはじめて公然化された。

連合国防領軍ノ日本本土内ニ於テ使用スベキ通貨ニ関シテハ目下連合国防領最高司令部ト日本政府トノ間ニ極メテ友好的雰囲気ノ内ニ協議ガ進行中デアツテ近ク取極ヲ見ル筈デアルガ、此ノ間連合国防領軍ガ本土進駐ニ際シ携行シタB式円表示軍用通貨デアツテ既ニ其ノ將兵等ニ支給シタモノガ自然一般国民ノ手ニモ渡ルニ至ルコトモアルト思フガ右B式円表示軍用通貨ニ付テハ政府ニ於テ日本通貨ト等価且無制限ニ何時デモ金融機関ヲシテ引換ニ応ゼシメル方針デアルカラ国民ハ安心シテ連合軍將兵等ヨリ之ヲ受取り其ノ間連合軍將兵等トノ間ニ聊モ不便不円滑ヲモ生ゼヌ様其ノ円満ナル流通ニ関シ万全ノ協力ヲ望ンデ已マヌ次第デア

アル  
また政府は通貨に関する「日本政府布告」案を作成、これを「布告第三号ニ対スル対案」として九月九日司令部に提示した。<sup>(31)</sup>

日本政府ハ連合国防領最高司令官ノ指示ニ基キ通貨ニ関シ左ノ通り布告ス

第一条

一、占領軍ハ其ノ駐屯ニ必要トスル経費支弁ノ為日本銀行ノ発行スル法定通貨並ニ日本政府発行紙幣及硬貨ヲ使用ス

二、占領軍將兵ノ既ニ所持シ又ハ占領軍ニ於テ既ニ將兵ニ支給セルB式補助軍用通貨ニ付テハ占領軍ニ代リ日本政府ニ於テ出来得ル限り速ニ日本銀行ヲシテ回収セシム

三、占領軍ハ日本通貨使用ニ同意シ且前記補助軍用通貨ノ回収促進ニ協力スベキコトヲ約ス

（以下略）

日本政府布告の法的性格は明らかではないが、日本政府が憲法にもとづく法令とは区別される間接占領統治下の法源として設定した形式であることも推定される。

政府はとりあえず、九月一四日に「日本帝国大蔵省声明」を司令部との連絡のもとに修正起草し、これを和英文併



記のポスター(一六日付)として大量印刷し、一六日を期して地方諸官衙、郵便局、交番、銀行その他金融機関、停車場、料理店等に掲示した。<sup>(32)</sup>

日本帝国大蔵省声明

- 一、連合国占領軍ハ「B」号円表示補助通貨及日本銀行ノ発行セル通常ノ通貨、政府紙幣並ニ硬貨ヲ使用ス
- 二、右円表示補助通貨ハ通常ノ円通貨ト相互ニ等価且無制限ニ交換シ得ルモノナルニ付日本国民ハ進ンテ受領スベシ
- 三、一切ノ銀行及其ノ他ノ金融機関、郵便局及其ノ他一切ノ政府機関ハ右両通貨ヲ要求ニ依リ交換スベシ
- 四、日本政府及陸海軍ノ発行セル一切ノ軍票及占領地通貨ハ無効且無価値トシ一切ノ取引ニ於テ之ガ受授ヲ禁止ス
- 五、米國通貨、各連合國通貨又ハ他ノ一切ノ外國通貨ノ流通並ニ一切ノ取引ニ於ケル是等通貨ノ受授ヲ禁止ス

「法律ではないけれども、大蔵省の事実上の信用でその効果を挙げうる。これで切抜けようと思った」というのが大蔵省の意図であった。<sup>(33)</sup>

しかるに司令部は一五日、覚書「補助円(「B」号)、合衆国ドル及びその他外国通貨の使用」(SCAPIN二一、覚書の日付は九月二日)を手交、従来の主張を繰返すとともに、その第五項において、「法令による by decree」法貨化に遅延を来すときには「最高司令官は適切とみなされる措置をとる」と言明し、強く法制化を要求した。ここに政府は法制化を決意、司令部に通告して法制化のための猶余を求めるとともに、<sup>(34)</sup>準備に着手した。津島蔵相の判断、および議会開催等の技術的な理由から法律とすることは避け、結論として考案されたのが、帝国憲法第八條第一項にもとづく緊急勅令の活用であった。すなわち、まず、二〇年九月二〇日、「帝国憲法第八條第一項ニ依リ『ポツダム』宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」(昭和二〇年勅令第五四二号)、同日「昭和二十年勅令第五百四十二号『ポツダム』宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」(勅令第五四三号)を制定、司令部の要求事項実施に

必要な場合、法律を必要とする事項についても勅令・閣令・省令により所要の定めができることを定めた。<sup>(36)</sup> 制定理由は次の通り。<sup>(37)</sup>

偶々前述ノ如ク最近ノ通貨問題ニ付連合軍最高司令官ハ帝國政府ニ於テ遲滞ナク所要ノ立法措置ヲ講ゼザルニ於テハ連合軍ニ於テ相当ト思惟スル手段ヲ執ルベキ旨通告シ来リ帝國臣民ニ直接布告ヲ發シ之ガ違反ニ対シ彼方軍衙ニ依ル処罰ノ意嚮アルヤノ態度ヲ示シ且此ノ傾向ハ晉ニ通貨問題ニ止マラス他ノ諸種ノ事項ニモ及ブキハ殆ド自明ノ理ト為レルガ斯カル事態ヲ生ズルニ於テハ國語ノ相違、感情ノ齟齬、擬律ノ適否等ニ関スル憂慮ニ端ヲ發シ人心恟々トシテ安定スベカラズ延テ公共ノ安全ヲ保持シ難キニ至ルヤ必セリ而モ連合軍側ノ前記態度ヲ緩和スルノ施策ハ寔ニ一日ノ遷延ヲモ許サザルノ緊急事態ニ至レリ。是政府ガ帝國憲法第八條第一項ノ規定ニ基キ本件勅令ノ御制定ヲ仰ガントスル所以ナリ。

九月二四日、勅令第五四二号にもとづき大蔵省令第七九号を發出、同時に大蔵省告示第三六〇号を發出して、占領軍発行のB号円表示補助通貨の法貨化、日銀券・補助貨幣との交換、收受拒否者に対する罰則を定めた。

大蔵省令案について、司令部は軍票を「法貨」(legal tender)とする旨規定するよう要求、大蔵省は「日本銀行法」にも「法貨」なる表現のないこと等を理由に拒んだが司令部の態度は強く、<sup>(38)</sup>結局数日間の交渉の末司令部案通り修正のうえ制定された。

省令發出に先立ち、大蔵省は二一日、通信院、運輸通信省、外国為替銀行および一般銀行に対し「受取B軍票ノ処理ニ関シ極秘照会ノ件」を、日銀に対し「B軍票ノ処理ニ関スル件」を發し、郵便局、駅、金融機関店舗等で受領の軍票の市中再流通を避け直ちに日銀本支店で日銀券と交換することを「外部ニ対シテハ絶対極秘扱ヲ以テ実施方取計」<sup>(39)</sup>うことを指示し、軍票を事実上流通から排除する手順を整えた。

ここに、占領軍軍票「阻止」問題は、<sup>(40)</sup>実質的に結着をみた。

表 1-1 連合軍資金担当官勘定 (昭和20年9月～21年8月) (単位：千円)

	貸記額	支出官勘定への送金額	支出官勘定よりの現金受入額	支出官勘定よりの戻入額	残 額
昭和20年					
9月	800,000	760,153	0	0	39,847
10月	300,000	266,498	0	61,133	134,482
11月		165,500	39,765	50,125	58,872
12月		49,100	45,283	57,850	112,905
昭和21年					
1月		24,151	157,906	25,500	272,160
2月		15,153	132,800	27,500	417,307
3月		2,250	221,592	315,000	951,649
4月		33,000	48,303	93,204	1,060,157
5月		9,258	20,805	463,000	1,534,704
6月		6,485	7,723	0	1,535,942
7月		210,265	8,377	28,819	1,362,873
8月		24,721	1,356	7,500	1,347,008
計	1,100,000	1,566,534	683,910	1,129,632	1,347,008

出所：大蔵省資料 Z511-58.

## 四 日銀渡切費および軍票始末

大蔵省は占領軍進駐以前から、当面の占領軍経費を日本銀行立替仮払支弁とする方針をもち、省議、閣議の議を経る一方、八月二十六日、「連合国進駐軍ノ経費ニ当テラルベキ現金其他ニ関スル暫定的取扱」(大蔵省外資局長発日銀外事局長宛通達)を發し、厚木への先遣隊到着にとりあえず現金を用意して対処したが、支出の必要は生じなかった。八月二十九日、「連合国進駐軍ノ駐屯費支出方法ニ関スル件」省議決定により立替払方式を定式化、三〇日、日銀に対する「其ノ行連合国駐屯軍ノ駐屯費ハ暫定ノ措置トシテ其ノ行ノ仮勘定ヲ以テ一時立替支払ヲナスベシ」(蔵外総第二九二号大蔵大臣通達)との指示を立案<sup>(41)</sup>、九月上旬に至り大蔵省は占領軍との折衝、内部手続の整備を進め、必要資金の支出形態につき大体の方向で合意をみるに至っていたが、九月四日、司令部は覚書「占領軍資金」(SCAPIN-7)を發出、日銀に合衆国太平洋陸軍總司令部民政部資金担当官 Funding Officer モーリス・エーデルマン Maurice Edelman 中佐名義の口座を、同中佐が占領軍費用として必要と認める額で開設すること、日銀は資金担当官から支払担当官 Disbursing Officers への送金のために支店・取引銀行との間に送金手続を整備すること、支払は各支出担当官口座からの現金・小切手で行うこと、を指示したので、大蔵省は同日、蔵外総第二九二号通達を日銀に示達した。九月七日、エーデルマン支出担当官より大蔵省宛に一億円をエーデルマン名義の口座に振込むよう指示する覚書が出され、大蔵省は日銀に対し一億円の立替払方を指示、同じ手続で九月一二日四億円、一五日三億円、一〇月二日三億円、合計一億円が立替払された<sup>(42)</sup>。実質的には日銀に命令して立替払させ、円資金を直接占領軍に手交してこれを占領軍の自由処分にゆだねるもので、これを日銀渡切費と通称した。従ってその目的は占領軍の現有もしくは追加発行の軍票

に対する取替用である。

占領費の支出範囲について占領軍側は態度を明らかにしていなかったが、とりあえず要求された立替払資金の用途は将兵の給与支払である。将兵は給与を主として本国送金(一ドル＝一五円の軍用レート換算によりドルで送金)、P Xでの物資・サービスの購入に充当したので、円貨は占領軍資金担当官へ回流することになり、これが再度給与として支払われる形になり、占領軍内の一種の回転基金として機能したので、以後この目的のための追加資金要求はなかった。将兵の日常の必要経費は無料であり、また日本側が対占領軍経費負担をするため、給与が対日本人の物資・サービス購入に充用される場合は「土産物ヲ買フトカ女遊ビヲスルト」程度<sup>(43)</sup>であり、かかる際には軍票も併用された。他方将兵がタバコ等の日本人への売却によるヤミ取得円貨を本国送金した等のため、二一年五月末現在の資金担当官・支出担当官勘定残高合計は一八億五七〇〇万円と、立替払額一億円を上回っていた<sup>(44)</sup>。

ところで将兵によるヤミ取引円貨問題に関わって司令部

内使用通貨のその後の経緯に簡単に触れておきたい。将兵によるヤミ取得円貨は、将兵の日本国内における貨幣支出がほとんど必要なかったため、主として本国へ送金された。しかるに本国への送金はドルによるものと定められており、このため司令部に送金用円貨に見合うドル資金が準備されていた。このドル資金はアメリカ陸軍省予算のうちの日本占領必要経費の一部として議会の承認を経たもので、この対円交換用ドル資金の膨張は即ち対日占領費増大へのアメリカ国民および議会の反発を招くという関係から、陸軍省および占領軍にとって好ましくない現象であった。<sup>(45)</sup>のちに経済科学局は占領初期の占領軍内の円貨使用に關して、円ドル交換により数カ月間で九〇〇〇万ドルもが費消されるという「慘憺たる経験」をしたと述べている。<sup>(46)</sup>

従って司令部は将兵によるヤミ円貨取得の送金を封じることにより、交換用ドル資金の増大を防止しようとした。その方式は、将兵給与を基本的に日本国内法貨である円およびB号軍票から法貨でないA号円表示軍票（通称A号軍票、朝鮮、沖縄で使用）に切換えることであり、昭和二十一年七月一〇日から実施された。<sup>(47)</sup>その主旨を経済科学局は次のように説明している。<sup>(48)</sup>

(一) A号軍票は円表示でありB号軍票と紙質模様大きさ、券面金額等全く同一であつて唯券面に「B」の記号の代りに「A」の記号があるだけの相違である。

(二) A号軍票は米軍内部に於てのみ有効に使用せられ、日本人に対しては強制通用力を持たない。一定期日以後米軍将兵はその給与をA号軍票で与へられることになるが入手したA号軍票で日本商店等で買物をする事は出来ない。又日本人はA号軍票を受取らないでほしい。

(三) 米軍将兵が日本商店で買物をするため、その他の必要がある際にはA号軍票を日本通貨又はB号軍票と交換することが出来る。但しその逆の交換は認められぬ。

(四) 米軍将兵の郷里送金はA号軍票によつてでなければ出来ない。

(五) A号軍票発行の目的は米軍将兵がその給与額以上の送金をなすことを防止することにあるのであつて、物資の横流しを防止するための一手段である。同様の措置は独逸に於ける米軍及英軍に於てもとられて居る。

この措置は全く司令部内部の都合によるものであつたが、後述の如く調達・工事に関わる対日本人支払は終戦処理費として日本政府が支払う方式が形成されたことを背景として、A号軍票は日本人に強制通用力を持たないものとされたため日本側としてとくに問題にすべき点はなく、司令部の指示（SCAP IN-1051）により、「ポツダム省令」として「連合国占領軍の発行する『A』号円表示軍票の取締等に関する件」（昭和二十一年七月九日大蔵省令第七七号）により国内法手続を定めた。A号軍票の使用期間は極めて短く、二十一年九月にはドル軍票に切換えられた。<sup>(49)</sup>二十一年九月一六日司令部渉外部発表。ドル軍票の機能はA号軍票と全く同じであるが、ドル軍票から円への交換が必要なきには軍用レート一ドル＝一五円が用いられた。ドル軍票はヨーロッパ地区占領地で使用されていたもので、日本への導入はアメリカ占領地全般にわたる使用通貨の統一管理がその目的であった。<sup>(50)</sup>ドル軍票への切換えは占領軍内使用通貨がさらに日本の通貨制度から疎隔されたことを意味する。国内法手続としては、ポツダム省令として「連合国占領軍の発行する非表示軍票の取締等に関する件」（昭和二十一年九月三〇日大蔵省令・通信省令第一号）が定められた。

このように給与支払額の大部分が円以外の占領軍手持通貨で賄われることになったため、資金担当官勘定への円貨の追加振込の要求はなく、終戦処理費からの支出に切換えられ、のちにインフレによる勘定残高減価への対処として、二十二年一月一五日に五億円、二十三年四月一日に五億円が、それぞれ終戦処理費から振込まれた。<sup>(51)</sup>

資金担当官口座は占領期間中存続し、二十七年四月一五日、残高九億二二三二万円を総理府特別調達庁に移管して廃止された。<sup>(52)</sup>

B号軍票についてのその後の経緯に触れておくと、B号軍票は調達・工事に関わる支払には使用されず、将兵給与としての支払も漸次渡切費からの日銀券に移行した。金融緊急措置に際し、占領軍手持日銀券への証紙貼付作業の省略のため、B号軍票を代用することとした。日銀はこのため司令部からB号軍票を受入れ、渡切費のルートで配賦した。この措置による使用額は四億一四八七万円である。日銀勘定におけるB号軍票残高は二一年一月にピークに達し、五億〇八五万三三三二円であった。<sup>(53)</sup> 昭和二三年七月一日、ポツダム省令として「連合軍占領軍の発行する『B』号円表示補助通貨に関する省令を廃止する省令」(昭和二三年大蔵省令第六三三号)が制定され、同日施行された。これによってB号軍票は法貨性を喪失し、八月三十一日までに日本銀行券、政府小額紙幣、臨時補助貨幣と交換することとされた。昭和二二年八月末現在の日銀におけるB号軍票残高は五億六三八四万円であったが、うち金融緊急措置による散布分を控除した一億四八九七万円が占領当初に持込まれた分のうちの日本側回収分と推定される。日銀はこの回収分に見合う額について政府との間に清算を行うこととし、二三年四月二〇日大蔵大臣宛に決済方を申請し、五月二一日および一月一八日に合計一億五二四〇万円を政府小切手で交付された。<sup>(54)</sup>

## 五 日銀立替払の開始

占領軍通貨の問題は、とりあえずは将兵給与として一部支払済であったB号軍票の阻止に焦点がしばらわつつ過程の進行をみたため、対応策としても日銀による占領軍将兵給与等の立替払がまず定式化されたが、占領の本格的な開始に伴って、占領軍による施設建設等に伴う諸支払の問題が処理されねばならなかった。大蔵省は、いち早く八月二三日に「国有財産ニ関スル善後措置並ニ今後ノ活用方針」<sup>(55)</sup>によって国有財産の土地、施設等を占領軍用として積極

的に活用することとしていたが、八月二十九日、前述の「連合軍進駐軍の駐屯費支出方法に関する件」を省議決定し、その第二、において占領軍への物資、施設等の提供に伴う支払の原則を確認した。これは占領軍との接触に先立つ日本側としての一方的な方針決定にすぎなかったが、九月前半における間接統治方式の定着、それをうけた軍票使用中の見通しの確立のなかで、基本方針としてそのまま活かされて九月一四日に閣議報告の形で再確認された。<sup>(56)</sup>

連合軍進駐軍に対する施設等提供のための経費支出に関する件(昭和二〇年九月一四日大蔵省議決定)

連合軍進駐軍に対し物的施設等を提供する為経費を支出する場合の措置は、左によること。

(一) 終戦連絡事務局(以下事務局と呼称する)に於て連合軍司令部より物資、施設等の提供方申入を受けたときは、之が調達のため必要とする経費に付、その用途、使用地、使用地別金額、事務担当者名等を事務局より大蔵省外資局(以下外資局と称す)に連絡すること。

(二) 遠隔の地における緊急不時の経費支払に充つるため必要あるときは、事務局は予め資金の用途、使用地、使用地別金額、事務担当者名等を具し、資金の前渡しにつき外資局に協議すること。

(三) 前二号の場合に於て外資局は日本銀行に対し必要なる経費を支出すべき旨の指示をなすこと。

(四) 日本銀行前号の指示を受けたときは、その金額を日本銀行に於ける当座預金事務局口座に振り込みたる上、之を事務局長又は其の指示する責任者に通知すること。

(五) 前号の場合において資金の使用地が隔地なるときは、日本銀行は右振り込みをなすことなく、直ちにその地域にある日本銀行支店又は日本銀行に於て適当と認めたる銀行(以下取扱銀行と称す)に之を送付すること。

取扱銀行は右入金額を事務担当者名義の別口預金勘定(日本銀行においては当座預金)として整理したる上当該事務担当者に通知すること。



表 1-2 日本銀行仮勘定

	諸給与	施設諸費					
		住宅新営費	兵舎新営費	工事費	物品購入費	物品借上費	諸費
昭和20.	9	392	0	0	201	45	256
	10	12,971	0	151	998	653	827
	11	39,008	0	117	16,553	3,296	2,210
	12	73,232	0	4,730	73,227	4,934	20,725
21.	1	81,782	0	1,207	28,001	23,359	7,106
	2	86,501	0	1,718	64,283	25,281	19,080
	3	121,002	0	3,250	140,449	55,877	29,086
合計		414,888	0	11,173	323,510	124,616	79,290

出所：大蔵省資料 Z511-83.

支出実績（昭和20年度中）

（単位：千円）

渡切費	委員会費	交通費	報償費		計
			補償費	爆薬処理費	
800,000	0	0	0	0	800,894
300,000	0	0	1,257	0	317,291
0	0	0	580	2	63,696
0	0	0	723	2,033	195,553
0	0	0	144	2,078	149,223
0	0	0	4,095	7,175	211,664
0	0	0	2,784	13,010	376,506
1,100,000	0	0	9,583	24,298	2,114,827

前号の名義は、「終戦連絡事務担当者」の肩書の下に官職氏名を表示すること。

(六) 本費用の支払は総て日本銀行本店又は取扱銀行宛小切手によるものとし、小切手の振出人は予め、預金銀行に対し一定の印鑑の届出を為しておくこと。

(七) 事務担当者その受取りたる資金が不要となりたるとき又は、不当に余裕を生じたときは遅滞なく之を日本銀行に返付すること。

(八) 事務担当者は資金の受払の状況に関する計表を毎月末日に於いて調整し、事務局を経て外資局に報告すること。

外資局は前項の外必要があるときは、事務担当者より所要の報告を徴することあるべきこと。

この方式の主旨は日本政府が占領軍から調達・建設の要求を受け、政府が日銀資金を利用してその要求を充足のうえ現物形態で占領軍に引渡すもので、資金の循環そのものには占領軍は介在しない。大蔵省、日銀は協議のうえ、日銀に仮払金勘定「駐屯軍施設費等立替金」を設定、この仮払金勘定から必要額を終戦連絡中央事務局当座預金口座に振込み、日銀本店・国庫代理店経由で支出することとした。<sup>(57)</sup>

一、日本銀行政府（大蔵省外資局）ヨリ我国機関カ連合軍ノ為ニ施設等ヲ為スニ要スル費用ノ立替ヲ命セラレタルトキハ仮払金勘定（内訳科目駐屯軍施設費等立替金）ニ依リ其ノ金額ヲ払出シ日本銀行ニ於ケル当座預金（終戦連絡中央事務局）口座ニ振込ムコト

二、日本銀行ハ右振込手続ヲ終了スルト共ニ之ヲ終戦連絡中央事務局長又ハ其ノ指定スル責任者ニ通知スルコト

三、事務局右振込資金ヲ使用セントスルトキハ使用地及其ノ使用ニ当ルヘキ施設等担当機関別金額ヲ日本銀行ニ通知シ日本銀行ハ右担当機関所在地（東京ヲ含ム）ノ日本銀行若クハ日本銀行ニ於テ適当ト認メタル銀行（以下取扱銀行ト称ス）ニ右資金ヲ送付スルコト

四、取扱銀行ハ右入金額ヲ施設等担当機関名義ノ別口預金勘定（日本銀行ニ於テハ当座預金）トシテ整理スルコト

取扱銀行カ連合軍駐屯費ノ支払ヲモ担当セル場合ハ本取扱要綱ニ依ルモノト勘定整理ヲ区別スルコト

五、本費用ノ支払ハ総テ取扱銀行宛小切手（日本銀行宛ノモノ以外ハ別口ノ表示ヲ為ス）ニ依ラシムルコトトシ取扱銀行ハ支払ノ状況ニ関スル計表ヲ毎月二回日本銀行ニ報告スルコト

六、取扱銀行ハ施設等担当機関ヨリ余剰ナリタル資金ノ中央ヘノ返還方依頼アリタルトキハ直チニ日本銀行宛送金スルコト

占領軍は九月下旬に内部の調達手続を定め、実際の調達を開始した。<sup>(58)</sup> 初期の占領軍調達の実態については、『占領軍調達史——調達の基調』にくわしい。日銀立替払の方式は、大蔵省の支出命令にもとづくもので、戦時

前号の名義は、「終戦連絡事務担当者」の肩書の下に官職氏名を表示すること。

(六) 本費用の支払は総て日本銀行本店又は取扱銀行宛小切手によるものとし、小切手の振出人は予め、預金銀行に対し一定の印鑑の届出を為しておくこと。

(七) 事務担当者その受取りたる資金が不要となりたるとき又は、不当に余裕を生じたときは遅滞なく之を日本銀行に返付すること。

(八) 事務担当者は資金の受払の状況に関する計表を毎月末日に於いて調整し、事務局を経て外資局に報告すること。

外資局は前項の外必要があるときは、事務担当者より所要の報告を徴することあるべきこと。

この方式の主旨は日本政府が占領軍から調達・建設の要求を受け、政府が日銀資金を利用してその要求を充足のうえ現物形態で占領軍に引渡すもので、資金の循環そのものには占領軍は介在しない。大蔵省、日銀は協議のうえ、日銀に仮払金勘定「駐屯軍施設費等立替金」を設定、この仮払金勘定から必要額を終戦連絡中央事務局当座預金口座に振込み、日銀本店・国庫代理店経由で支出することとした。<sup>(57)</sup>

一、日本銀行政府（大蔵省外資局）ヨリ我国機関カ連合軍ノ為ニ施設等ヲ為スニ要スル費用ノ立替ヲ命セラレタルトキハ仮払金勘定（内訳科目駐屯軍施設費等立替金）ニ依リ其ノ金額ヲ払出シ日本銀行ニ於ケル当座預金（終戦連絡中央事務局）口座ニ振込ムコト

二、日本銀行ハ右振込手続ヲ終了スルト共ニ之ヲ終戦連絡中央事務局長又ハ其ノ指定スル責任者ニ通知スルコト

三、事務局右振込資金ヲ使用セントスルトキハ使用地及其ノ使用ニ当ルヘキ施設等担当機関別金額ヲ日本銀行ニ通知シ日本銀行ハ右担当機関所在地（東京ヲ含ム）ノ日本銀行若クハ日本銀行ニ於テ適当ト認メタル銀行（以下取扱銀行ト称ス）ニ右資金ヲ送付スルコト

四、取扱銀行ハ右入金額ヲ施設等担当機関名義ノ別口預金勘定（日本銀行ニ於テハ当座預金）トシテ整理スルコト

取扱銀行カ連合軍駐屯費ノ支払ヲモ担当セル場合ハ本取扱要綱ニ依ルモノト勘定整理ヲ区別スルコト

五、本費用ノ支払ハ総テ取扱銀行宛小切手（日本銀行宛ノモノ以外ハ別口ノ表示ヲ為ス）ニ依ラシムルコトトシ取扱銀行ハ支払ノ状況ニ関スル計表ヲ毎月二回日本銀行ニ報告スルコト

六、取扱銀行ハ施設等担当機関ヨリ余剰ナリタル資金ノ中央ヘノ返還方依頼アリタルトキハ直チニ日本銀行宛送金スルコト

占領軍は九月下旬に内部の調達手続を定め、実際の調達を開始した。<sup>(58)</sup> 初期の占領軍調達の実態については、『占領軍調達史——調達の基調』にくわしい。日銀立替払の方式は、大蔵省の支出命令にもとづくもので、戦時

中の命令融資の延長上にあるとも考えられ、日銀の対応は速やかであった。支出そのものは日銀の営業ルートでスムーズに行われ、占領軍側も、占領開始前から日銀に対する評価と位置づけは高く、初期の直接軍政を想定した立案文書において、日本政府とは区別される日銀の機能を最大限に活用するという立場をとっており、かつ占領直後の現物形態での調達要求が絶対量において大きくなかったこともあって、日銀立替払の機能は良好であったごとくであり、問題点の所在や機能の実態を示す文書資料は残されていない。

- (1) 大蔵省資料Z五〇八一三。
- (2) 同前。
- (3) 同前。
- (4) 大蔵省資料Z五〇一一一。
- (5) 同前。
- (6) 同前。
- (7) 外資局「機密情報」(昭二〇・八・二二)(大蔵省資料Z五三一六一一五)。
- (8) 津島寿一口述「終戦直後の財政金融問題」(その二)〔戦後財政史口述資料〕第一分冊)。
- (9) 大蔵省資料Z五三一六一一五。鈴木九万『日本外交史』第二六卷「終戦から講和まで」、二五ページ。
- (10) 大蔵省資料Z五〇八一三三。
- (11) 大蔵省資料Z五三一六一一五。
- (12) 「連合国進駐軍駐屯費支弁ニ関スル件」(外資局)(大蔵省資料Z五二一三三七、Z五三一六一一五)。
- (13) 久保外資局長は、「円貨表示だったので——引用者)やれやれというのと、しまった、(軍票を——引用者)今度はこっちでやられるのか」という交錯した気持で軍票の現物をながめたと回想している(「戦後財政史資料・関係者回想筆記(その二)・津島財政期」、「戦後財政史口述資料」第一分冊)。
- (14) 有吉正「終戦直後の軍票対策」(『ファイナンス』昭和四七年五月号)。
- (15) 『昭和財政史——終戦から講和まで』第三卷、一二九—三四ページ。

- (16) 愛和文書課長は、当夜八時内閣から緊急総務局長会議に召集され、一時頃帰省、就寝中の次官に連絡、さらに大臣に連絡し、役所に宿泊して待機した(愛知メモ)(大蔵省資料Z五二六一一二)。
- (17) 渡辺武メモ(二〇・九・三)(大蔵省資料Z五〇八一三)。
- (18) 渡辺武口述「終戦当時の涉外問題」〔戦後財政史口述資料〕第一分冊)。
- (19) 大蔵省資料Z五〇八一三三、Z五三一六一一五。
- (20) 大蔵省資料Z五三一六一一五。
- (21) 局長会議(九月三日)についての渡辺武メモ(大蔵省資料Z五〇八一三)。
- (22) 「九月三日クリスティ少将ト会見要録」(大蔵省資料Z五三一六一一五)。
- (23) 注21に同じ。
- (24) 山際正道の回想(「戦後財政史資料・関係官回想筆記(その二)・津島財政期」)。
- (25) 久保文蔵の回想(同前)。
- (26) 『昭和財政史——終戦から講和まで』第三卷、一二九ページ。
- (27) 大蔵省資料Z五三一六一一五。
- (28) Supreme Commander for the Allied Powers, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan, 1945—1951*, # 37, National Government Finance, p. 6.
- (29) 横浜終戦連絡委員会委員長鈴木九万発連合軍最高司令官宛「円表示補助軍用通貨ニ関スル件」(昭二〇・九・九)(大蔵省資料Z五二六一二六一)。
- (30) 大蔵省資料Z五〇八一三三。
- (31) 軍票問題経緯についての渡辺武メモ(大蔵省資料Z五〇八一三三)。
- (32) 大蔵省資料Z五二六一二六一。
- (33) 前掲津島寿一口述。
- (34) Memo, Chief of Yokohama Liaison Office to Supreme Commander for the Allied Powers, Use of Supplementary Yen (Type B), United States Dollars, and other Foreign Currency, Sept. 16, 1945. (大蔵省資料Z五三一六一一五)



- (35) 前掲津島寿一口述。
- (36) 『昭和財政史——終戦から講和まで』第四卷「財政機関」、三二九—三一三ページ。
- (37) 法制局主査参事官「『ポツダム宣言』ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件説明要旨」(枢密院諮詢資料)〔公文類集〕昭和二〇年・政綱門)。
- (38) 「軍用通貨ニ関スル大蔵省令ニ付交渉ノ件」(昭二〇・九・二〇)(大蔵省資料Z五三一—六一—一五)。
- (39) 大蔵省資料Z五二—一九。
- (40) 「とにかく進んでお膳立てをしておいたからよかった。お膳立てが後手になるとどうなったかわからぬ」(久保元外資局長の回想、津島寿一口述「終戦直後の財政金融問題」(その二)、「戦後財政史口述資料」第一分冊)。また次の久保外資局長の回想も引用しておきたい。「どうせアメリカは東亜を占領するが、この複雑なアジアで通貨工作には相当苦勞するんじゃないか。……五年も十年もかかった上結局円系通貨の価値維持とかなんとかで物資を送らねばならないことになるのではないか。ちょうど日本が支那その他でやったことと同じことを繰返すに違いない。……通貨工作に関する限り、おれたちが師匠だから、おれたちの言うことを聞け、下手なアメリカ側の顧問なんか置くよりも、通貨工作でこういう大規模な戦争をやった苦しんだ大蔵省系統の者のにがい経験を君たちが利用すべきである。利用することによって、アメリカ自身も益するところもあるう……。といったわけで、私は大いにやりました。何とかいう通貨担当の准将は『お前は敗戦国民じゃないか』ということを二言目には言ったのですが、ついに『考えて見ます』ということになりました。私自身もあの時分は、戦争は敗けたけれども、通貨工作は連続するのだという気持がありました。相当の強気に出たのです。』(前掲「津島財政期」)
- (41) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (42) 同前。
- (43) 財政調査室「連合軍将兵人件費ノ分析」(昭和二一・八・二二)(大蔵省資料Z五二—一—五四)。
- (44) 同前。
- (45) SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan, 1945—1951*, #3, Logistic Support, p. 136.
- (46) Memo. to Marquat, Senator Ferguson's Proposal for Utilization of Counterpart Fund for Payment of Occupation Personnel, July 2, 1949. (大蔵省資料Z七〇三—一五九)

- (47) 「終戦連絡委員会会議報告」第六三号(昭二一・七・五)(大蔵省資料Z五二六—二—一八)。
- (48) 「A号軍票に就て」(昭二一・六・二六、終戦連絡部)(大蔵省資料Z五〇八—一六)。
- (49) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (50) 「連合軍占領軍将兵の所持する通貨等の処理について」(昭二一・六・二〇、理外)(大蔵省資料Z五二六—一—一九—三)。
- (51) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (52) 同前。
- (53) 同前。
- (54) 同前。
- (55) 大蔵省資料Z五二—二—二六。
- (56) 調達庁『占領軍調達史——調達の基調』一二三ページ。
- (57) 昭和二〇年九月一四日、日銀総務部長伺定(大蔵省所蔵日本銀行資料)。
- (58) SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan, 1945-1951*, #3, Logistic Support, pp. 2-3.
- (59) War Department, *Civil Affairs Guide, Control and Use of the Bank of Japan*, War Department Pamphlet, No. 31—6, Aug., 1945. (大蔵省資料Z七〇六—二—二)

(補) 占領開始前の占領通貨政策

軍事占領軍はその現地調達のために充てるため軍票を使用するのが常例である。もちろん軍票の使用はそのものが目的であるわけではなく、占領の形態と被占領地の通貨・金融情勢とこれに対処すべき政策に付随して方針決定されるものであり、占領初期における軍票「阻止」問題の経緯は、大枠においては、間接統治方式という対日占領の特殊な

形態の形成過程のあらわれにはかならなかった。他方、この問題についての占領軍の対応は、民政統治機関としての司令部機能と占領政策が十分に形成されていない占領初期においては、占領開始に先立って用意されたガイド・ラインに制約される側面が大きかったと思われる。以下に、断片的ながら、占領着手前に用意されていた被占領地通貨政策、通貨取扱基準を紹介しておく。

一九四四年一〇月一六日付の陸軍省民事部作成と思われる「台湾向金融政策ガイド案」は、アメリカ軍が軍事布告により補助軍票円（A号）supplemental military yen (type A) を発行使用すること、手持ちのすべての種類の正規円貨 regular yen (軍票でないもの) も使用すること、補助軍票円とすべての正規円を無制限に法貨とし、パーで交換すること、日本軍発行の軍票は法貨としないこと、軍事上緊急に必要な場合にはハワイ・ドル regular Hawaiian Series U.S. Dollars 使用を認めること<sup>(1)</sup>、ただし可及的速やかに軍票円または円に乗り換え、流通からひきあげること、アメリカ・ドルは使用しないこと、に始まる詳細にわたる金融政策を策定している。一九四五年一月一九日陸軍省民事部長ヒルドリングの同省予算部宛メモ「在日軍政府向金融政策指令案」は台湾向ガイド案とほぼ同様の内容をもち、関連部分では補助軍票円がB号とされ、戦争状態終結後の使用通貨への言及がない（台湾には新たな台湾独自通貨を導入）<sup>(2)</sup>点異なるのみである。このメモは国務省、財務省にも回覧されている。台湾向ガイド案は対外経済局の賛意を受け、日本向指令案も陸軍省予算部の同意を得ている。占領軍使用通貨および法貨問題は要検討事項としてその方針決定は保留されていたが、中央の軍政計画立案段階で円貨および円表示軍票の使用方針の雛形が一定程度クリアルヤーされた形で存在していたことになる。この日本向指令案は軍政部内部の会計運用手続案が付属している具体的なものであった。<sup>(6)</sup>

対日戦況の急速な進行のなかでマッカーサーのもとにマニラ軍政部で対日軍政計画が立案されることになるが、一九四五年八月一五日日本の無条件降伏の時点では、日本への平和的進駐下での軍政計画としての「ブラックリスト作戦」が中央の承認を得たかたちで成案をみていた。<sup>(7)</sup> この一系列の立案のうち、通貨に関連する部分は次の通り。<sup>(8)</sup>

#### b 通貨

(1) 軍事布告に基き発行する補助軍票円（B号）（以下補助円と言う）及び占領軍の所持する正規円通貨を使用する。正規円通貨は占領地域の現行法貨並びに朝鮮銀行券及び台湾銀行券を含む。補助円を法貨として宣告し、正規円通貨と無限定に等価で交換する。

(2) （日本軍発行軍票の禁止——略）

(3) CINCPACは、補助円及び正規円通貨の供給が不十分なとき、もしくは通貨の使用が不如意なときには通貨に関する独自の指示を發出する。

#### c 銀行券・貨幣の発行

日本銀行もしくは他の銀行または機関は、CINCPACにより、法貨となる銀行券及び貨幣の発行を許可され、または要求される。（以下略）

内容的にみると、中央レベルの雛形案が、出先軍政部によって状況にかんがみて適用可能と判断され、結果としてそのまま活かされたことになる。しかも日本の敗北がアメリカ側の予想よりはるかに早期となったために、この立案が、日本上陸に備えて細部の改訂を経たうえ、占領開始にのぞんでの方針として用意されることになった。改訂の結果、朝鮮銀行券、台湾銀行券は法貨とせず、流通を禁ずることになった。<sup>(9)</sup> マニラではこの方針にもとづいて布告第三号と軍票が印刷・準備されたわけである。

なお、一九四五年八月陸軍省作成の「民政ガイド・日本銀行の管理と利用」<sup>(10)</sup>は、これとはやや異なる内容をもちつつも指導方針として次のように述べている。

## 1 通貨の発行

- a 日本政府と日本銀行の貨幣高権は、占領開始時に停止されるが、その復活の必要はない。民政当局は日本本土で法貨となる占領通貨の直接発行権を行使できる。このことにより、日本国民に対し、統治権が日本政府から民政当局に移行したことを印象づけることができる。
- b (略)
- c 占領通貨の公衆への受容と流通を容易ならしめるため、占領通貨は円表示とし、既発の日本政府貨幣・補助貨幣、日本銀行券と等価の自由交換を可能とすべきである。これらの貨幣、銀行券は日本本土での納税と債務支払のために法貨としての性格の保持を許容すべきである。
- d 条件が許すならば、軍政府は占領通貨の直接発行を中止し、日本銀行に対して日本本土で法貨となる新円通貨を発行することを許可することができる。(中略)

## 2 日本銀行の通貨発行と準備

a 既発の日本銀行券の流通を維持し、これを民政当局が利用することは、行政上実的な利点をもつものと思われる……。このような諸立案に背景づけられつつ、当初の直接軍事占領方式から間接統治方式への転換のなかで、原則を貫きつつも日本側の対応をみながら占領費用の実質的な確保をはかっていくのが、占領軍側の立場だったと思われる。

- (1) Financial Guide for Formosa, including the Procedures, Oct. 16, 1944. (大蔵省資料N七三三—1)
- (2) Memo, Hilldring to Budget Division, War Department, Financial Directive for Military Government in Japan, Jan. 19, 1945. (大蔵省資料N七三三—1)
- (3) Letter, James W. Angell (Deputy Assistant Administrator, Foreign Economic Administration) to D.C. Fahey (CAD), Feb. 2, 1945. (大蔵省資料N七三三—1)
- (4) War Department General Staff Memo., Budget Division to Civil Affairs Division, Financial Directive for

Military Government in Japan, Jan. 29, 1945. (大蔵省資料N七三三—1)

- (5) Memo, Mark D. Howe, (Government Branch, CAD) to Chief, Planning Branch, CAD, Politico-Military Problems concerning Japan, Feb. 9, 1945. (大蔵省資料N七三三—1)
- (6) Memo, Hildring to Budget Division, War Dept., etc., Basic Accounting Institutions, (Supplemental to Financial Directive for Military Government in Japan) Jan. 27, 1945. (大蔵省資料N七三三—1)
- (7) 『昭和財政史——終戦から講和まで』第三巻「一一三三—」。
- (8) Basic Plan for Institution of Military Government, Black List Operations (tentative), Military Government Annex, Aug. 6, 1945. (大蔵省資料N七三三—1)
- (9) General Headquarters, United States Army Forces Pacific, Annex 8 (Military Government) to Operations Instruction No. 4, Aug. 28, 1945. (大蔵省資料N七〇三—六六)
- (10) War Department, Civil Affairs Guide, Control and Use of the Bank of Japan, War Department Pamphlet No. 31—6, Aug., 1945. (大蔵省資料N七〇六—11)『昭和財政史——終戦から講和まで』第三巻「三七—三九—」第一二二巻「四七一—五三—」。

## 第二節 占領費の予算計上の開始

### 一 推計作業の開始——賠償と占領費

二一年度予算の編成作業は、二〇年七月末に予算編成方針の大蔵省案がまとめられつつある段階にあった。八月五日をはさんで、立案の積重ねは事務的に進められ八月二四日、「昭和二十一年度予算編成ニ関スル件」の閣議決定をみた。<sup>(1)</sup> 閣議決定は、「国内秩序ヲ飽ク迄維持シ」「国民経済ノ速カナル再建」を期すことを主眼に、計上経費は必要最小限に止め、とくに「四、対外関係ヨリ生ズベキ各種事情ノ変動ニ対処スル等ノ為特ニ必要トスル予備費ヲ計上シ其ノ他予算上適実ナル措置ヲ講ジ以テ財政ノ機動的運営ヲ図ルコト」とし、さらに備考として、「対外交渉ノ結果要スルコトアルベキ経費（第四号前段ニ属スルモノヲ除ク）ニ付テハ別途措置スルコト」を定めた。これらの経費は閣議における大蔵大臣の説明によれば、「賠償、駐屯軍経費ノ負担等ノ対外関係ニ基ク国家負担」を意味する。<sup>(2)</sup>

占領費等の負担を昭和二一年度以降は何らかの形で国家予算に計上すべきことは降伏直後から漠然と意識されていたが、問題は連合軍の対日管理方針、占領方式、占領軍の規模、対日経済政策、予算統制・賠償政策等、連合軍側の政策決定により制約される性質のものであった。九月二七日の大蔵省省議においては、「財政、通貨、金融、賠償ニ付テハ早く決定シテ貫フコト、例ヘバ予算ノ編成、税制ノ改正、専売、国有財産等一切ニ付、何ノ程度ニ事前ノ承認等ヲ要スルモノナリヤ、ソレヲクラリファイシテ貫度」という議論をふまえ、「大蔵省ト先方トノ常時緊密ナル連携

ヲトル機構ヲ作ルコト、場合ニ依レバリエーンゾンオフィサーヲ迎ヘルコトモ可ナルベキコト」が確認され（一〇月二二日、終戦連絡部設置）、占領軍の動きをみながら、二一年度およびそれ以降の財政見通し立案への動きが具体化した。一〇月中旬までに二一年度の予算見通しが立案された。その方針は、「終戦後ノ我国財政ノ見透ニ付テハ、対外関係ニ於テ幾多ノ未確定ナル分子ガアリマスノデ、今遽カニ適確ナル予想ヲ立テルコトハ至難デアリマスルガ、今試ニ本年度即チ昭和二十一年度予算ヲ一応ノ材料トシ」「新規ノ事業ハ本年度以上ニ之ヲ行ハズ終戦関係ニ依リ当然必要ト思ハレルモノヲモ一切見込マヌモノトスル」<sup>(3)</sup>等ノ構造ノ下ニ謂ハバ骨格的ナ予算トモ申スベキモノヲ一応組立テテ見<sup>(4)</sup>たというもので、占領軍経費は計上されていない。この段階で占領軍経費については、「唯今ノ処ハ暫定的ニ日本銀行ノ仮勘定ヲ以テ整理致シテ居リマスガ、結局国庫負担ヲ要スルコトヲ覚悟セネバナラスノデアリマシテ而モ、連合軍側ノ要求ハ最近三ヶ月分ニ付三十億円トイフ少ナカラザル額デアリマス」と説明されている。引続き、財政五カ年計画が立案されるが、その最初期の二〇年一〇月二五日および二六日付の「昭和二十一年度以降五箇年度間財政見透試案」<sup>(4)</sup>には、「駐屯軍関係経費」が計数化されて計上された。二一—二五年度の歳入各一三三億円、歳出各一三七億円の枠外に「歳出調整額」として、臨時借入金利子、引揚邦人援護費、引揚傷痍軍人援護費、食糧増産対策費、戦災復興公債利子とともに計上されたもので、上掲の三カ月三〇億円を根拠とした旨説明され、各年度一三三億円が見込まれていた。<sup>(5)</sup> 「歳出調整額」を含んだ財源不足は各年度一四〇余億円と見込まれている。しかし「駐屯軍関係経費」は二六日案検討の際抹消され、五カ年計画は占領軍経費を含まないものとして、一一月五日「財政再建計画大綱要目案」付表として閣議了解された。

占領軍現地調達費用の支弁方法と必要額は、事柄の性格上、被占領下の政府にとって、基本的には、他律的に定められるもので、占領軍の政策の許容範囲内で日本政府の政策選択があるのみであった。日本政府は、とりあえず日銀



立替払方式による支出実行を先行させつつ、占領軍費用に関する占領軍の考え方を把握しようと努めた。この場合、昭和二〇年度中において問題とされたのは、賠償と占領費の関係である。すなわち、近代の戦争における賠償金取立は戦勝国による敗戦国からの戦費取立てに由来するが、講和締結に至る間の保証占領は国際法上は戦争状態の継続であるから、占領費は戦費に含まれ、賠償支払いの一部を構成する。占領費用を被占領国が実費支払いするならばそれは賠償金の先払いとなる関係であり、従って、講和条約にもとづく賠償金総額よりの控除とならねばならない。大蔵省も、概ねこうした認識に立って作業にあたった。

#### 進駐軍経費<sup>(6)</sup>

賠償総額決定セラルル場合ハ其中ヨリ進駐軍経費ヲ優先支出スルコト前大戦ノ例ナリ、右ハ財政計画中ニモ当然織込マルルヲ要シ少クモ賠償支払ノ限度ハ資金的ニ(一)部物的ニ(二)進駐軍経費ト相関関係ニ立ツコトヲ明カニスルヲ要ス

占領軍の対日賠償方針の決定過程と日本政府の対応は本財政史第一巻に詳述されるごとくである。日本政府は二〇年一月五日来日したポーレー賠償使節団から対日賠償方針の感触を得ようと試み、このなかで賠償と占領費の関係を明らかにしようとした。ポーレー使節団の対外発表において占領費に關説したのは、一月一五日の声明において「賠償は、第一に占領の費用、第二に日本に必要な輸入物資の代償を差引いたものから支払はれる<sup>(7)</sup>」という原則論、および二月六日「ポーレー中間報告」<sup>(8)</sup>中に金および貴金属の取扱いに關連して「日本に蓄積されていた金その他の貴金属は大部分サンフランシスコのアメリカ造幣局に輸送され、其処で処分まで保管されることにならう、併しこれ等の貴金属を将来占領費、輸入代金、賠償金、損害賠償等に使用することは自由である<sup>(9)</sup>」とある箇所である。

終戦連絡中央事務局総務部第一課長朝海浩一郎の「占領費ト賠償トノ關係如何」<sup>(10)</sup>との問いに対しては、ポーレーは、「占領費ガ優先スルモノナリ、占領費ハ年十億ドルト思フ処之ハ日本ニ取リナマヤサンキコトニ非サルヲ考ヘラキテ貰フ必要アリ」と答へ、首席随員H・D・マクスウェルは「占領軍費カ賠償ニ先チ『チャージ』セラルヘキトハ賠償委員ニテ決定セルモノノ占領軍費トハ何ナリヤ自分等ノ決定ノ範圍ノ外ニテ他ニ責任ノ官庁アリ私見ニ依レハ米國側調達物資ニ付テハ必スシモノノ全部カ占領軍費トハナラサルモノト思考ス、朝鮮及支那ノ軍費ニ付テハ前記ノ理由ニテ自分ヨリハ何トモ言ヘス支払方法ハ弗建ナルヘシ<sup>(11)</sup>」との考えを示した。

ポーレーは「日本ノ賠償能力ハ占領費及輸入代金ヲ差引ケバ殆ンドナカルベシ」<sup>(12)</sup>(二月八日記者会見)という見通しも述べたが、「占領費ハ年十億ドルニモ達スル由ナル一方米國ハ日本ノ提供スル機械類ニ興味ナシトセバ日本ノ提供シ得且米國ノ興味ヲ有スル賠償対象ガ十億弗ニ達セザル場合如何ニセラルル方針ナリヤ」という具体的な質問に対しては、対日賠償の目的が日本の戦争遂行能力の除去にあり戦争補償の意味を持たない旨の原則を繰り返すにとどま<sup>(13)</sup>た。

二〇年末までには、「米國賠償委員トシテハ占領費ヲ賠償中優先的ニ扱フコトニ付意見一致ヲ見居レリ<sup>(14)</sup>」という事実を越える確定情報は得られなかった。占領費一〇億ドルの根拠はポーレーによれば、「日本占領軍費ハ現在非公式ニ占領將兵一人一日十弗トサレ居リ、占領軍ガ二十万トナレバ一日ノ占領費ハ大体二百万弗トナルベシ」(二月二八日日本側との会見)<sup>(15)</sup>というところであり、占領軍の人員自体が未確定という状況のなかでは、所要占領費の推算は成り立たなかった。

ポーレー使節団は対日賠償政策形成の材料集めが任務であったので、占領費と賠償の関係について明快な言明を与えられなかったのは当然であったが、ポーレーが示唆したように、対日賠償は日本の経済的戦争能力を除去することに目的があり、この目的と占領費優先控除の原則をどのように整合させるかについては、ポーレーの中間報告を受けたアメリカ政府内部の議論も容易に結着をみなかった。すなわち、一九四六年四月五月のSWNCC二三六系列をめ

ぐる論議においては、占領費優先権を主張する提案（この時点の議論としては、一定の資産を賠償指定に先立って占領費の見返りに「ファースト・チャージ」すべしとするもの）が相次いだが結論が出ず、当面の政策形成を急ぐため、占領費優先条項を保留しつつもこれを除外することが決定されている。<sup>(16)</sup>

その後は、賠償政策の議論で占領費問題が直接に重要論点として取扱われることはなかった。アメリカ側の占領費取扱方針が確定しない以上、占領費のうちの日本政府負担分と賠償の関係が明らかになるはずがなく、日本政府としては、最終的な清算が行われる場合を想定して支出額と計理関係を明確にしつつ、司令部の要求に応じて必要額の支出を実行していくほかなかった。

## 二 司令部の財政、金融統制と占領費

二〇年一月八日日本政府は司令部宛覚書「一九四五—四六年度第一及第二追加予算」(LOF—五五)において二〇年度追加予算の承認を求め、司令部は一月二日同件名の覚書(SCAPIN—四二七)でこれを承認したが、その第三項で「以後、日本帝国政府のすべての予算は、修正及び改訂を含め、議会への提出前に当司令部へ提出すること」と述べ、予算の事前審査の一般方針を公式に明らかにした。

二一年度予算概算は二〇年一月三日省議決定、二一年一月四日閣議決定をみた。概算に添付の「昭和二十一年度一般会計歳出予算重要経費別前年度比較表」によれば、「終戦処理費」として一億円が計上され、概算の各省所管新規要求査定額内訳表のうち、大蔵省所管(大蔵係分)に「終戦処理ニ関スル経費」として一億円が計上されているのがこれに対応する。<sup>(17)</sup>二一年度予算についての司令部との折衝は予算案英訳の提出を命ずる司令部経済科学局覚書

「一九四六—四七年度予算」<sup>(18)</sup>によって開始されたが、渡辺企画課長は司令部経済科学局のヒンマン Hinman、ミドルトン Middleton への一月一〇日過ぎの説明で、その内容を「火薬処理ノ結果人畜ノ被害、家屋ソノ他ノ破壊、無銭飲食暴行等ニシテ人ノ確認セラレザルモノ、日本側施設ノ改良トナルモノ等連合軍ニ於テ sign ヲ拒否サレタルモノ又ハ sign ヲ要求スルヲ適当トセザルモノ ヌノ為ニ二年度予算ニ一億円ヲ計上セリ」と述べている。計上額が少なく、かつ使途も限定されているが、これは概算は骨格予算で最小必要限を計上し、占領軍の指示により必要となる経費は追加予算を組むことをはじめから前提とするという性格にもよるが、一方では、日銀立替払方式が実質的に機能しつつあることを背景として、「まずそういうもの(占領経費——引用者)を予算から出したくない」ので「終戦処理費というものは置くことは置くけれども、それは終連の経費とか何とかいうものであって、一般のほんとうの進駐軍関係の費用は立替払いでやるという考え」<sup>(20)</sup>が大蔵省当局にあったことに注意しておく必要がある。すなわち、占領が長期化しないことを前提とするならば、次のように考えられる。<sup>(21)</sup>

二一年度の予算に関する限りは(二〇年度のように予算計上が不可能な)そんなことは言えないはずだ。……(しかし)これは、なるべく国民の税金で出したいくない。それから、将来予算で出せば負担し放しになる。日銀が出せば、……(財政で負担しないまま)賠償のとき差引いてくれるという助平根性があったわけです。

渡辺企画課長、河野主計局第一課長らは一月二二日、司令部のヒンマン、ミドルトンと二一年度の本予算、追加予算について会談をもったが、「進駐軍経費ハ一応日銀勘定ノ形式ヲ継続シタキ旨」説明、「特ニ異議ナキ模様ナリシモ関心深キ様子」との感触を得ている。<sup>(22)</sup>司令部との交渉で本予算案の司令部提出期限とされた一月一七日、覚書「一九四六—四七年度一般会計本予算」(LO—一五二)<sup>(23)</sup>によって概算の承認を求めたが、応答のないまま推移した。



二一年一月二日司令部覚書「政府借入金及び支出の削減」(SCAPIN-635)は、公債の日銀引受によるインフレ効果に言及し、政府の日銀信用への依存を禁止、「日本帝国政府ノ現在ノ不足額ヲ日本銀行ニ於ケル政府勘定ノ当座貸越ニヨリ調達スルノ慣行ハ直ニ之ヲ中止スベシ。……爾今其ノ額ハ本覚書ノ受領時日本銀行ノ支店及代理店ニ於テ既ニ実施中ノ支払金ノ為ノ分ヲ除キ増加スベカラズ。……目下実施中ノ一切ノ支払ノ完了後……、然ル上始メテ右金額ヲ政府公債ニ引換方本司令部ニ申請シ提示シ差支ナシ」と指示した。占領費支払方式への直接の言及はないが、立替払方式による日銀信用への依存は原則的には指令の主旨に反するものとなる。司令部がこの時点で直接にこの関係の意志表明を行った文書資料は見当たらないが、終戦処理費予算をめぐる交渉はタイミングとしては同覚書発出に合致する形となつて一月二〇日過ぎに始まつている<sup>(24)</sup>。

二月中に作成された文書に含まれる「占領軍費ノ推計」には、日付不明ながらヒンマンが「昭和二十(一)年度ニハ占領軍費ヲ予算ニ計上スルモ可トス、計上額ハ日銀仮払勘定ノ支払実績ヲ参考トシテ仮案ヲ作成サレタシ、尚現在日銀仮払勘定ニテ支弁シ居ル分モ昭和二十一年度予算ニ計上シテ日銀ニ返済スルヲ要ス」と述べた記録がある<sup>(25)</sup>。もつともその費用の範囲については「日本ニチャージスベキ占領軍費ニ如何ナルモノヲ含メルベキヤハワシントンニテ決定スベキ」こととしてこの時点では明らかにされていない。かくして、明確な根拠、経緯は不明ながら、「政府借入金及び支出の削減」覚書における司令部の財政金融政策の明確化の方向のなかで、二一年二月中旬頃に司令部の指示ないし示唆により、占領軍費用全般の日本政府予算への計上および日銀立替分の予算からの返済が基本線として確定したものと推定される<sup>(26)</sup>。

### 三 予算化作業の開始

二一年度予算への占領経費計上への試算は二月下旬頃に始まる。二一年二月一九日付の「昭和二一年度以降五箇年度間財政収支計画概略案(第一次案)<sup>(27)</sup>」は、歳出特殊経費中に「終戦処理費」一億円を各年度に計上、かつ別途「進駐軍費」として二一年度五〇億円、二二年度三〇億円、二三年度二〇億円、二四、二五年度各一〇億円を一応計上している。歳出総額は二一年度三七四億円、以下二三六億円、一九四億円、一七二億円、一七三億円と、占領軍経費等臨時経費の減少により予算規模が逡減のうえ安定することが想定されていた。占領経費は従前の支出実績その他諸情報を総合して積算するほかなかったが、二月段階での占領軍費の推計とその根拠は次の通りであった<sup>(28)</sup>。

#### 占領軍費ノ推計

- 一、昨年十一月二十八日「ポレー」ハ記者団トノ会見ニ於テ「日本占領軍費ハ現在非公式ニ占領將兵一人一日十弗トサレ居リ、占領軍ガ二十万トナレバ一日ノ占領費ハ大体二百万弗トナルベシ」ト述べタリ、右ヲ基礎トセバ一人一年ノ費用ハ三、六五〇弗(十五円替ニテ五万四千七百五十円)トナル
  - 二、連合軍ノ兵力ハ昨年九月進駐以来最高四十五万人ニ達シタルガ二月六日司令部発表ニ依レバ既ニ二十万三千人ニ減少シ居リ又英軍ハ近ク四万五千人到着、支那軍モ兵数未定ナルガ進駐シ来ル模様ナリ
- 占領期間ハ二月八日「バーンズ」國務卿ノ声明及極東委員会帰米後ノ言動等ニ鑑ミ一応十五年ト推測シ且兵数ハ左記ノ如ク逡減スルモノト仮定ス

最初ノ二年間

二十七万人

三年目―五年迄

二十万人

六年目—十年迄 六万人  
 十一年目—十五年迄 五万人  
 累計 百八十九万人  
 三、一人三、六五〇弗トシテ百八十九万人ノ費用ハ六十八億九千八百五十万弗トナリ一弗十五円替トスレバ一千三十四億七千七百五十万円トナル

- 四、(略)  
 五、(略)  
 六、昭和二十一年度ニ予算ニ計上スベキ額ハ左ノ通ト推定ス  
 (1)人件費トシテハ過去ノ実績ヨリ見テ一応十五億ト推計ス  
 (2)物件費ハ一般物的施設費ハ従来ノ実績ヨリ勘案シテ十八億円、新築住宅二万户ノ建設費三十億円(一戸当リ三十坪、一坪当リ五千円、輸入資材代金ヲ含マズ)トシ計四十八億トス  
 (3)日銀仮払勘定ニテ処理セル人件費及物件費ニシテ日銀ニ返済スベキ分ノ推定十二億トス  
 (4)(1)乃至(3)ノ合計七十五億  
 七、昭和二十二年以降ノ予算計上額(外貨払分ヲ除ク)ハ人件費ニ付テハ前記二ノ兵力推定ヲ勘案シテ算定シ物件費ヲ右人件費ノ比率ニ応ジ左記ノ通推定ス

	人件費	物件費	計
二十二年	十五億	十八億	三十三億
二十二年乃至二十五年ノ各年	十一億一千百万	十三億三千三百万	二十四億四千四百万
三十一年乃至三十五年ノ各年	二億七千七百万	三億三千三百万	六億一千千万

八、昨年十二月十一日独逸ノ賠償ニ関スル米内務省ノ声明ニ依レバ「独逸ガ英国及ソ連ヲ除ク欧州ノ平均ニ等シキ生活水準ヲ保ツニ必要ナル輸入資金支払ノ為ノ外国為替ヲ取得シ得ル丈ノ輸出品ヲ生産スル産業能力ヲ独逸ニ残存セシム、但シ占領軍ノ消費スル物資ノ輸入及将兵ノ俸給ニシテ独逸ニ於テ使用サレザル額ヲ含ム所ノ「対外的ニ生ジタル占領軍費」ヲ支払フ為ノ独逸輸出産業能力ヲ斟酌スルコトナシ」ト此ノ政策ハ我国ノ賠償ニ於テモ準用サルル公算大ナリ  
 九、前記三ノ一千三十四億円ノ占領軍費ヨリ十五年間ニ円払トナルベキ推定額二百七十二億ヲ控除シテ七百六十二億ガ外貨払トナルモノトシ且右八ニ示ス如ク外貨取得ニ大ナル困難アリテ当分ノ間食糧等緊急物資ノ輸入ノミニ手一杯ナルコトヲ考慮セバ仮ニ昭和二十六年ヨリ外貨払デ行フトシテモ数十年間ノ分割払トセザル限り返済不可能ナルベシ、仮ニ五十年払トスレバ各年十五億二千四百万円ヲ予算ニ計上スルト共ニ同額ノ為替資金ヲ準備スルノ要アルコトトナリ又仮ニ百年払トスレバ各年七億六千二百万円ノ負担トナル

この文書中にみられる占領軍家族住宅 Dependent Housing 建設が、二十一年度終戦処理費予算の大宗を占めることになる。占領軍家族住宅建設は二十一年一月末にまず建設命令発出の非公式通告があり、<sup>(29)</sup> 予算推計の対象に含められ、三月六日、覚書「占領軍及び家族の住宅建設計画」(SCAPIN-799)により公式に指示された。<sup>(30)</sup>

二十一年度予算概算に対する司令部の応答がないまま、一月末から準備が進められてきた追加予算は、三月五日に一応各省要求が出揃った。三月七日の閣議において大蔵大臣は追加予算要求状況について報告し、<sup>(31)</sup> 総額は五七八億円、うち大蔵省所管の終戦処理費は一二〇億円、「特殊決済ノ経費」は二八〇億円を占めた。経費の全般的膨張は「徹底的斧鉞」により「歳出予算ノ総額ヲ合計二〇〇億円程度ニ圧縮セザル限り所謂赤字公債ノ発行ヲ歳入予算ニ予定セザルヲ得ナイ状況」とされた。また「明年度ニ於テハ財産税等ノ収入ガ相当入りマス。然シ之ハ当初ヨリ国債償還ノ財源ニ充テラルベク予定セラレテキルノデアリマシテ之ヲ一般歳出ノ財源ニ充当スルトキハ折角封鎖シタ資金ヲ放出スルコトナリ、元ノ『インフレ』ノ状態ニ逆戻シ経済ノ安定ヲ紊ス」ことになり、終戦処理費の予算計上等の経費

膨張要因が、財産税Ⅱ債務償還を基本線とする財政再建計画に困難を生ぜしめることが明らかにされた。  
この事態に対し主計局は財政非常措置を立案して当面の財政の基本方針を策定、また個別経費について削減対策を講じた。<sup>(32)</sup> そのなかで司令部の政策の問題点について次の指摘がある。

三、連合軍司令部日本財政

(一)連合軍司令部日本管理が稍々末梢的事項ニ迄及ぶ為各省ノ予算要求ハ其ノ意図ヲ反映シ政府自体デハ之ヲ削減スル能ハザル事項多キコト。右ハ司令部自体各部署ニ分レ財政部局以外ハ日本ノ財政経済能力ニ対スル十分ナル資料ト認識ヲ欠ク怨ミアルコトニ因ルモノト云ヒ得ベシ

(注) 司令部ノ財政部局ハ日本財政再建ノ厚意ヲ持タレ居ルモ其意図ガ司令部全部局ニ浸透セザル怨ミアルコト

(二)斯ル事態ニ対処シテ日本政府トシテハ日本財政ノ現況及見透シヲ率直ニ披瀝シ、財政ノ崩壊ハ連合軍ノ日本管理政策ヲ根底ヨリ覆ス虞アルコトヲ力説シ、財政的全局的視野ヨリ連合軍ノ誠意アル支援ヲ熱心且執拗ニ懇請スルノ要アルコト

終戦処理費についても削減対象の例外とせず、具体策が用意された。

進駐軍費特ニ物件費

本件ニ付テハ日本経済ノ物資供出能力(特ニ木材、鋼材、セメント)ヲ捕捉、不足スベキ部分ハ連合軍ヨリノ応援ヲ仰グト共ニ財政的ニモ負担シ切レザルコトノ諒解ヲトリツケ、其ノ限度ニ歳出ヲ圧縮スルコト

現在稍々放漫ニ流ルル傾キアル本件関係ノ支払及出納制度ヲ整備法制化シ、極力之ヲ引締ムル措置ヲ講ズルコト

財政非常措置は「当面ノ経済安定施策ヲ成功ニ導キ破局的インフレーションヲ防止センガ為ニハ生産及配給面ニ対スル施策ト雁行」した措置の必要を強調、大蔵省、商工省の打合せで物資動員計画との斉合性が検討された。<sup>(33)</sup>

二一年度終戦処理費要求額の大宗は二万戸住宅建設に要する費用であり、司令部の要求は住宅建設そのものであつ

たから、所管の大蔵省が資材費、建設費を見積もって要求する形をとり、要求額は三月二日には一八〇億円、<sup>(34)</sup> 二四日省議の段階では二三五億円に達した。これに対し主計局は二四日省議決定の第一次査定案で二三五億円を一〇〇億円に減額することとした。要求および査定額内訳と査定理由は次の通り。<sup>(35)</sup>

	要求額	査定額	
五、占領費部門			
進駐軍渡切費	二、二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	昨年九月日銀ヨリ進駐軍ニ供与シタルモ物件費ニ要スル資金ハ回轉スル為ニ多額ノ資金供与ヲ為スル要セザルコトト渡切額約三億円アルヲ以テ既往ノ実績ヲ勘案シ一応三億円ト見込ミタリ 要求額ハ一三月ノ実績ヲ年額ニ引直シ五割増ヲ見込ミアル処最近労働要求ノ増大引直シ五割増コト及賃金ノ高騰ニ鑑ミ原案通りトス (1)通常ノ工事費、物品購入費及物品借上費ノ要求額十七億五千四百三十三万三千円ハ一三月ノ実績ヲ年額ニ引直シタルモノノ五割増ニテ算定シアル処物価高騰ヲ考慮シ原案通り認ム (2)住宅二万戸ノ建設ハ百億円ノ要求ナル処我方ノ資材供給能力カラ勘案シ二十億ト査定ス (3)兵舎建設ハ五十四億五千百万円ノ要求ナル処我方ノ資材供給量等ヲ勘案シ十五億ト査定ス 賠償引当予定工場ノ追加ニ鑑ミ要求額ノ外三億円ヲ追加セリ 要求ハ返済元金、本年三月迄ノ利子及二十一年度中ノ半年分ノ利子ヲ計上シアルモ査定案ニテハ元金中進駐軍渡切費八十一億円トシ(要求ハ十一億円ヨリ日銀ニ於ケル預金残高ヲ控除シアルモ右ハ誤ナリ)且二十一年ノ利子ハ二月分ヲ計上ス(日銀ノ返済ヲ五月末ト予定スル為ナリ)
進駐軍労働調弁費	一、一一七、〇六〇	一、一一七、〇六〇	
進駐軍物的施設費	一七、一五六、四三五	五、二〇五、四三五	
施設管理費	五一三、二六九	八一三、二六九	
日本銀行立替元利返済費	二、二八五、八六四	二、四七三、五一九	

	要求額	査定額	
報償費	二〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	要求ハ爆薬処理ニ依ル損害賠償及(従来ノ実績ヲ年額ニ引直セバ一億三千万円)不法行為ニ依ル損害賠償ヲ含ミ居ル処前者ノミ認ム
其他	六、八六一	五七〇	
計	二三、四七九、四九〇	一〇、〇三九、八五一	

財政非常措置にもとづく生産面からの洗い直しが減額を中心をなしており、「仮リニ(要求額の)50%認メテモ他ノ生産ハ<sup>(36)</sup>stop」<sup>(37)</sup>との判断が基礎にあった。二八日第二次査定案を経て四月一日「昭和二十一年度歳入歳出修正概算」が閣議決定をみた。決定に際しては、憲法改正案、国債処理方針、財産税法案・増税法案等未決事案の確定および司令部の指示により異動を生ずべき旨の留保条項が諒解された。<sup>(38)</sup>

#### 四 二一年度暫定予算と終戦処理費

政府は二一年度予算の年度内不成立を前に三月一九日「昭和二十一年度暫定予算編成等ニ関スル件」を閣議決定、そのなかで次の方針を定めた。<sup>(39)</sup>

而シテ右昭和二十一年度暫定予算ノ編成ニ付キマシテハ其ノ一般会計分ハ去ル本年一月四日閣議決定ヲ致シマシタ昭和二十一年度歳入歳出概算ヲ基礎トシテ之ヲ行フノガ最モ適當デアルト考ヘマス然シテ情勢ノ変転窮リナキ現状ニ於キマシテハ其ノ月割額ヲ其ノ儘暫定予算トシテ決定スルコトハ適當デアリマシテ爾後ニ於ケル各種ノ事情ヲ勘案シ相当ノ調整ヲ行ヒ、之ヲ見直シタルモノヲ以テ暫定予算トスル必要ガアルト考ヘテ居リマス。

(中略)

暫定予算ヲ編成シ之ニ基キ施行予算ノ実行計画ヲ樹ツルト致シマシテモ復員ノ経費其ノ他施行予算ヲ以テシテハ処理シ得ナイモノモ相当アリマス。之ニ就テハ年度当初予備金支出ヲ為ス方針ノ下ニ実行計画ヲ作成スル積デアリマス。  
 次ニ会計法第六条ノ規定ニ依ル大蔵省証券又ハ一時借入金ノ最高限度ハ施行予算ニ依リマスレバ五億円ト相成ツテ居リマシテ実行計画ニ於テモ之ヲ踏襲スル外ナイノデアリマスガ、年度当初ニ於テ相当巨額ノ予備金支出ヲ余儀ナクセラレルノデハナイカト考ヘラレ従テ或ハ右最高限度額ヲ拡張スル為憲法第七十一条第一項ノ規定ニ依リ緊急財政処分ヲ行フ必要ガアルノデハナイカト考ヘテ居リマス。

三月二十七日「昭和二十一年度ニ於テ前年度予算ヲ施行スルノ件」(昭和二十一年勅令第一六六号)を公布してまず前年度予算施行の措置をとったが、同日大蔵省は司令部経済科学局に占領費に関する覚書を送り(LO-三九〇)、前年度予算施行のため占領経費等の新規経費は予備金から支出せざるを得ないこと、手続関係により財政による支出は四月中旬以降となるのでその間日銀立替払を継続し、予備金支出により直ちに返済する方針を伝えた。また会計法上財政支出は契約の履行後でなければ行われないが、契約者の資金不足のため前貸金融が必要な場合がしばしばあり、これに対して戦時中の前貸金制度を設定するのは好ましくないで、日銀に三億円を限度とする基金を設けて前貸金融を行ない、国庫からの支払によってこれを返済する回転基金を設置する案を提示した。この覚書への公式の返答はなかった。

なお大蔵省はこの主旨から昭和二十一年五月一六日理財局長通牒をもって日銀に対し、占領軍経費および施設費の立替払とは別に三億円を限度として占領軍工事請負代金前払の立替をなすことを依頼し、日銀は仮払金勘定「進駐軍工事前払金立替金」を設定してこれに当たることとした。<sup>(40)</sup>

一年度に於ケル大蔵省証券及借入金ノ最高限度ニ関スル件」(昭和二一年勅令第二四二号)、「外地等職員ノ帰還ニ伴ヒ要スル経費等支出ノ件」(同第二四二号)の二つの緊急財政処分により、暫定予算歳入不足額補填のために借入限度を三五億円とし、また終戦処理費ほかの支出が承認された。大蔵省は五月八日覚書「大蔵省証券の発行」(LO五〇三)および五月一七日覚書「一九四六年四月一六月暫定予算」(LO一五四二)で四一六月暫定予算と大蔵省証券発行の承認を求め、経済科学局は六月三日の覚書「一九四五―四六年度財政赤字及一九四六―四七年度第一・四半期のための政府借入金」(ESSセクション・メモ<sup>(42)</sup>)で大蔵省証券を預金部ないし農林中金の引受とすることを条件にこれを承認した。

七、八月は施行予算内支弁額と歳入歳出総予算(施行予算)追加(第一号―七月分、第三号―八月分、第二号は通信省設置に伴うもの)から成

四月一日付の暫定予算内訳によれば、四月一六月分で歳入二七億円、歳出六二億円、歳出は施行予算内支弁額、予備金(第一および第二)支出、緊急財政処分による支出にわかれ、歳出超過額は一時借入金で支弁されることになった。うち第二予備金および緊急財政処分による支出部分に大蔵省所管として終戦処理費(「終戦処理ニ要スル経費」)が各五億円計上された。四月二十七日公布の「昭和二十

表 1-3 昭和21年度歳入歳出総予算追加予算経緯

	対司令部		閣議決定	議 会			公 布
	申 請	許 可		提 出	衆 議 院	参 議 院	
追加第1号	6.19 6.20	6.26	6.22	6.25	6.29	7.2	7.5
追加第3号		7.23	7.26	7.25	7.25	8.1	8.3

(注) 対司令部申請・許可については本文をみよ。

表 1-4 終戦処理費財政支出・日銀

月	諸給与	施 設 諸 費						諸 費
		住 宅 新 営 費	兵 舎 新 営 費	工 事 費	物 品 購 入 費	物 品 借 上 費	諸 費	
4月	日銀仮勘定	135,959	0	7,203	206,796	96,167	13,387	25,141
	財政支出	0	0	0	0	0	0	0
5月	日銀仮勘定	174,083	0	13,884	315,943	150,622	23,736	32,607
	財政支出	0	403,721	0	0	0	0	0
6月	日銀仮勘定	143,557	0	29,861	444,649	132,213	29,613	33,133
	財政支出	0	0	0	0	0	0	0
7月	日銀仮勘定	190,277	29,193	90,660	705,859	202,201	30,563	52,052
	財政支出	0	0	0	0	0	0	0
8月	日銀仮勘定	250,171	37,097	293,167	1,113,889	303,054	23,508	62,535
	財政支出	0	202,419	0	0	0	0	0
9月	日銀仮勘定	254,398	182,051	402,364	493,786	223,335	45,969	67,668
	財政支出	0	262,514	234,215	0	0	0	0
10月	日銀仮勘定	403,487	268,991	618,680	780,075	363,138	67,248	107,597
	財政支出	81,642	431,637	318,880	251,609	116,140	35,992	29,529

(注) 日銀仮勘定支出実績及び支払予算配賦実績。日銀仮勘定による送金は10月15日  
出所：管理局財務課「昭和21年度終戦処理費支払予算配賦実績並日銀仮勘定支出実

仮勘定区分表 (昭和21年4~10月)

(単位：千円)

諸給与	施設管理費	事務費	委員会費	報 償 費						雑 費		計	
				補償費	爆 薬 爆 炸 物 処 理 費	連 合 財 産 調 査 費	賠 償 調 査 費	支 出 監 査 費	接 待 費	賠 償 雑 費	渉 外 雑 費		
0	0	0	0	7,021	20,460	0	0	0	0	0	0	0	512,134
11,316	42,852	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54,168
0	0	0	0	7,401	13,043	0	0	0	0	0	0	0	731,319
33,757	100,964	30	0	0	0	0	0	50	149	27	0	0	538,697
0	0	0	0	16,580	20,094	0	0	0	0	0	0	0	849,700
55	100	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	215
0	0	0	0	16,519	7,929	0	0	0	0	0	0	0	1,325,253
12,333	52,047	0	0	0	0	0	0	0	84	0	0	0	64,464
0	0	0	0	21,978	19,815	0	0	0	0	0	0	0	2,125,214
7,948	43,342	0	0	0	0	257	0	50	0	0	0	0	254,016
0	0	0	0	30,512	25,542	0	0	0	0	0	0	0	1,725,625
77	2,985	0	0	0	0	0	206	87	241	1	0	0	500,326
0	0	0	0	53,798	26,899	0	0	0	0	0	0	0	2,689,913
25,989	671	0	0	3,674	20,000	257	0	0	50	19	385	2,219	1,318,693

日をもって打切り、支出は11月14日まで行われているが、10月分に計上。  
續月別表」(昭和22年5月15日)(大蔵省資料Z511-83)より作成。



り、追加分は財源を大蔵省証券に求めた。追加予算の経緯は表1-3の通りである。司令部への申請は第一号は予算そのもの(一九日)<sup>(43)</sup>と大蔵省証券発行(二〇日)<sup>(44)</sup>に別けて行われたが、第三号は大蔵省証券発行についてのみ行われ、許可は大蔵省証券発行に対して行われた。<sup>(46)</sup>七月分大蔵省証券は日銀引受方式で申請したがとくに司令部のコメントはなく、八月分も七月分と同様の手続がとられた。

かくして二一年度暫定予算によって終戦処理費がはじめて一般会計に計上されることになった。形式的には全くの新規経費であったが、帝国議会(第九〇議会における歳入歳出総予算追加第一号・第三号および勅令第二四一・二四二号の事後承諾、第九二議会における昭和二一年度予算備金支出の事後承諾)において実質的な審議はなかった。支出は表1-4の通りであり、予算は細切れにつないだが現実の支出面では財源が枯渇してしまい、財政支出の前払という形式も含めて主要部分は日銀仮勘定からの支弁が継続された。<sup>(47)</sup>支払ベースでの日銀立替払は占領開始直後からの継続として行なわれたが、二一年度にはいってからは建前上は財政支出によることになったから、日銀立替払の原理的な性格は異なるものとなる。日銀立替払は形式的には予算作成の都合、政府の財源不足という技術的な理由にもとづく便法であったが、大蔵省はこうした条件を逆に活用して、財政支出の範囲を可及的に限定し、かつその支出も可及的に遅らせようと意図したととくである。二一年四一〇月における終戦処理費の財政支出と日銀仮勘定の区分は表1-4にみる通りである。ただしこの経緯については、関係者の回想口述以外にこれを裏付ける資料は得られない。<sup>(48)</sup>この部分を含む日銀立替払の返済は七、八月分の追加予算として要求されたが、財政支出を可及的に遅らせようとする主計局の判断によって削除されたため、日銀からの支払は改定予算成立後の一〇月まで行われた。

- (1) 「公文類集」昭和二〇年・財政門一。
- (2) 「昭和二十一年度予算編成ニ関スル大蔵大臣閣議説明要旨」(昭二〇・八・二四)(大蔵省資料Z五一一一五〇)。
- (3) 「洪沢蔵相上奏資料」(昭二〇・一〇・一八)(大蔵省資料Z五三六一一一)。
- (4) 大蔵省資料Z五一一一五〇。
- (5) 大蔵省資料Z五二六一一一。
- (6) 「賠償問題ニ関スルメモ」(作成者、日付なし……二〇年一〇月頃と推定)(大蔵省資料Z五一一二二五)。
- (7) 『朝日新聞』昭和二〇年十一月一日。
- (8) 『昭和財政史——終戦から講和まで』第三卷、一九六ページ。
- (9) 『朝日新聞』昭和二〇年二月八日。
- (10) 「終連朝海課長、ポレーン会谈録」(昭二〇・一一・二九)(大蔵省資料Z五一一二二六)。
- (11) 「賠償問題ニ付『マクスウェル』氏ト会谈ノ件」(昭二〇・一二・六、総務部朝海)(大蔵省資料Z五一一二二六)。
- (12) 理財局「米國ノ対日賠償政策ノ概要」(理財局特別情報)第二号、昭二一・三・二〇)(大蔵省資料Z五一一二二六)。
- (13) 「賠償問題ニ関スル第三次会谈報告ノ件」(昭二〇・一二・一四、終連総)(大蔵省資料Z五二六一一一)。
- (14) 「賠償関係報告」第一号(昭二〇・一二・七、外資局)(大蔵省資料Z五一一二二六)。
- (15) 財政調査室「我國財政負担能力ト要負担項目ノ試算」(昭二一・一二)(大蔵省資料Z五一一一九〇)。
- (16) SWNCC Minutes, 39th Meeting May 2, 1946, etc. (大蔵省資料Z七〇五一六)。
- (17) 大蔵省資料Z五二六一一一。
- (18) 大蔵省資料Z六〇一一四七。
- (19) 「占領経費ニ関スル件」(渡辺メモ、日付なし)(大蔵省資料Z五〇八一三三)。
- (20) 河野一之口述「戦後の予算」(戦後財政史口述資料)第二分冊)。
- (21) 同前。
- (22) 「昭和二十一年度予算ニ関スル件」(渡辺メモ、昭二一・一・一二)(大蔵省資料Z五〇八一三三)。
- (23) 大蔵省資料Z六〇一一一。
- (24) 河野一之口述「戦後の予算」(戦後財政史口述資料)第二分冊)。
- (25) 財政調査室「我國財政負担能力ト要負担項目ノ試算」(昭二一・一二)(大蔵省資料Z五一一一九〇)。
- (26) 後年の回想ながら、「その当時立替払で行くということはたれも信じて疑わなかったわけですが、それが終戦処理費は



予算に計上せよということであつたのでびっくりした」という受けとめ方もあるので、日銀借入金禁止の原則のなかで、占領費は例外扱いされるという考えも存在したものと思われる（前掲河野一之口述）。

- (27) 大蔵省資料Z五二六一―一五。
- (28) 財政調査室「我国財政負担能力ト要負担項目ノ試算」(昭二一・二)(大蔵省資料Z五一―一九〇)。
- (29) 調達庁『占領軍調達史——調達の基調』、一四三ページ。
- (30) 同、一四三―四四ページ。
- (31) 「昭和二十一年度追加予算要求ニ関スル件」(昭二一・三・七、大臣閣議発言要旨)(大蔵省資料Z五一―一五二)。
- (32) 主計局「財政非常措置資料(草案)」(昭二一・三・一二)(大蔵省資料Z五二六一―二〇一二)。
- (33) 「昭和二十一年度物動ノ見透」(商工省事務局需給課ヨリ聴取、三月十三日)(大蔵省資料Z五二六一―二〇一二)。
- (34) 「大蔵省所管昭和二十一年度予算査定案」(昭二一・三・二二)(大蔵省資料Z五〇一―一五二)。
- (35) 「昭和二十一年度重要予算要求査案」(昭二一・三・二四)(大蔵省資料Z五〇一―一五一)。
- (36) 省議資料への愛知文書課長の書込み(大蔵省資料Z五二六一―二〇一二)。
- (37) 大蔵省資料Z五一―一五二。
- (38) 「昭和二十一年度歳入歳出修正概算閣議決定諒解事項」(大蔵省資料Z五一―一五二)。
- (39) 「昭和二十一年度暫定予算編成等ニ関スル件大蔵大臣閣議説明要旨」(日付なし)(大蔵省資料Z五一―一五三)。
- (40) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (41) 大蔵省資料Z五〇一―一三。
- (42) 大蔵省資料Z七〇三―四九。
- (43) Memo., Ministry of Finance to ESS/SCAP, Supplementary Budget, June 19, 1946, LO 686.
- (44) Memo., Ministry of Finance to ESS/SCAP, Issuance of Treasury Bills, June 20, 1946, LO 708.
- (45) Memo., Ministry of Finance to ESS/SCAP, Issuance of Treasury Bills, July 23, 1946, LO 935.
- (46) Memo., ESS/SCAP to Ministry of Finance, Issuance of Treasury Bills, June 26, 1946, Memo., ESS/SCAP to Ministry of Finance, Issuance of Treasury Bills to Finance the General Account During August 1946.
- (47) 「……この辺から終戦処理費を中心として財政支出が乱暴になり、物価も上って行くしむちゃなPDを出すので……途中

で予算が足りなくて、日銀で借りたのです。日銀の立替払いを……予算が足りなくなつてまた復活したわけです」(前掲河野一之口述)。

(48) 前掲河野一之口述。

### 第三節 一一年度改定予算と終戦処理費

#### 一 司令部増額要求への対応

二一年度修正概算は「司令部ニ説明ヲ行ヒタル所部内会議ノ結果ナリトシテ予算案ヲ左記ノ通改訂シテ正式承認ヲ申請スル様」、四月一八日まで回答があり、終戦処理費については七九億円の増額修正要求が示された。<sup>(1)</sup>

##### (1) 占領軍費中

(イ) 住宅二万戸ノ建設費ハ二十億円ヲ計上シアリタルモ之ヲ五十億円ニ増額スルコト

(ロ) 兵舎ノ建設費ハ十五億円ヲ計上シアリタルモ之ヲ五十四億円ニ増額スルコト

(2) 鉄道通信関係ニテ進駐軍ニ施設等ヲ無料貸与シ居リ一般会計ヨリ繰入ヲ行フ必要アル所右金額ヲ計上スベキコト(見積り約五億円)

司令部の要求により歳出総額は四〇〇億円程度となり、赤字公債一〇〇億円を要する見込みとなったので、政府は、「連合軍の要請については十分に考慮するも、今後に於ける情勢の変化等に伴ひ歳出の調整を要するものも出来てくることは容易に想像せられる所であり必要に応じ主として追加予算を以て之が要請を処理することとし、之の際としては一応予算に計上せざる旨の方針を決定<sup>(3)</sup>」、終戦処理費に関して外務大臣名で司令部に要請を行った。

大蔵省は日本政府の見解を代表して目下GHQの関係官とこしばらくの間一九四六年会計年度予算に関する討議を行つてまいりました。最近、総司令部は最高司令官の見解を包含する一般計画を示して、大蔵省に対し該計画に基づく予算案の承認を受けるために提出するよう要求してまいりました。このGHQの計画によりますと、

- 1 連合国占領軍経費のための政府予算原案は増大することになります。すなわち、
  - a 占領軍使用のための宿舍建設のための費用は二〇億円から五〇億円になります。
  - b 占領軍の兵舎建設のための費用は一五億円から五四億円になります。そのため全占領経費一〇八億円という政府予算原案は六九億円増大し、合計一七七億円に増大します。
- 2 政府予算原案の中には各省の公共事業費予算として一七億五千万円を包含しております。しかるにGHQの計画によると、それは六〇億円に増大するよう示唆されています。
- 3 一方政府予算原案におけるある費目に対する予算額はおよそ一二億円減額されることになっていきます。従つてGHQの計画によりますと、今年度予算は原案の三〇億円の不足に対して、一三〇億円の不足を示すことになり、換言すると一〇〇億円以上の不足をきたすことになるわけです。

当面する段階において、日本経済の復興に必要なことは、インフレーションの防止であります。インフレーションを抑止するために収入と支出の均衡を保つことを要することは明らかであります。

この点に関して、総司令部がこれまでわれわれに對しとられてきた有効な御援助御協力に對しては感謝に堪えぬところであります。われわれは資本課税(Capital Levy)、政府経費の節減およびその他種々なる財政措置に對する指令がこのような予算上の均衡を有効ならしめるために考慮されてきたものと確信します。政府はまたこれらの望ましい目的を達成するための可能な限りの努力を行つてきました。また、現予算の編成においても各費目にわたり支出をできるだけ減額してまいりました。一方税金や煙草価格等の値上げにより年間歳入の実質的増大をはかつてまいりました。予算における不足をカバーするための公債の発行は可能なかぎり制限してまいりました。

日本経済の実情からすれば、新規に蓄積される貯蓄による政府公債の消化はほとんど期待できないということを認めねばなりません。政府計画の一般会計において発行される公債の消化においてさえ非常な努力を必要とします。

その上、さらに政府は鉄道ならびに通信事業のために三〇億円以上に上る公債を発行することを余儀なくされています。また、一五億円に上る地方公債もまた発行されねばならない状態です。われわれはさらに数十億に上る産業資金を新規に蓄積される貯蓄の中から供給することを要求されています。

このような状況の中で一三〇億円に上る巨額な公債発行を一般会計において行うことは、よしんば不可能でないにしても、非常に困難なことであります。唯一の手段は日本銀行による紙幣の増発以外にはありませんが、しかしこの途は金融上の均衡を損うことになりましょう。

GHQの計画によりますと、年間支出は四六〇億円を上廻ることになると信じられます。しかしかかる数字は全く日本の現経済の負担能力を超えるところのものです。

占領に関連する義務の完全なる履行が、疑いもなく基本的な関心事であるというGHQの立場については、われわれとして十分に考慮しておりますが、また同時に日本経済が十分、かつ、よく均衡のとれた基礎の上に運営されるべきであるということが、総司令部側によつて強調されてきたという事実についても、われわれは認めているところです。

占領軍使用のための宿舎ならびに兵舎の建設に関しては、日本政府としては可能な限りにおいて要求にこたえうるあらゆる努力を惜しまないものです。しかし建設費用の見積額の増加が巨額に上り、またその増加金額が資金面において赤字になりますので、われわれとしては日本の財政経済上に及ぼす影響を慎重に考慮せざるを得ません。

この目的のために資本課税(Capital Levy)からの収入を利用すべきであるという提案は主張されるべきではありません。というのは、かくして生ずるであろう経済的影響というものは、日本銀行による紙幣の発行の場合におけると同様の結果を生ずることを信ずるからです。われわれとしては当面における占領経費に対する予算の割当は、日本政府提案の額内にとどめていただきたいのです。

他方、また、一般国民の心理的反動の事実をも考慮する必要があります。新国会の開会を前にして、今や全国民の注意は政府提出の予算案の性質に注がれています。もしも国会が歴大な不足額を包含している予算に当面するならば、インフレーションと戦いつつある政府の全努力は無駄なものとなり、また一般国民は不可避的な経済破綻の結果に当然追いこまれることになりましょう。

次期臨時国会が本年秋に開会されることになっていきますので、政府としては資金のための追加予算を、その時期までの事態の進展ならびにその時の経済状態にかんがみて編成される補正予算をもつて他の政府経費とともに計上することを提案いたします。

わが国の社会的、経済的状态は依然として変動の中におかれています。今後なお、はかり知れざる変化をみることにになりましょう。目下検討中の予算に含めるよう提案されている経費科目は、なおかなりの再調整を必要とすることが予測される次第です。われわれとしては、新に蓄積される貯蓄がどれ位になるかということに関してはなお見当がつかない状態におかれています。

占領軍に対する家屋の建設のために必要な歴大な資材関係に言及するならば、鋼鉄パイプや釘等が問題になります。わが国における生産の現状においては生産量の大部分を占領軍用家屋の建設に割当てなければならぬことになりましたが、その結果は、他の建設目的に対する供給を不可能に致します。その結果政府予算に計上されながらも資材欠乏のため実行不可能な部分が生ずるかも知れません。

なお、原予算計画において、上記占領軍のための資金割当の場合と同様な困難な状態の中におかれている一七億五千万円に上る公共事業予算が計上されております。

もしも占領経費の不足および公共事業における増額経費が、次期国会以後の国会において提出されるべき補正予算において計上されるならば、これは予算の執行ならびに経済上の運営を容易にするものと信じます。

日本政府は、上記で概略ふれてきたような予定計画に対し重大な関心をもつております。ついでには、GHQにおかれまし

ては、日本が現在当面している困難な立場を諒解され、そして今提出されている措置が総司令部の御好意ある受領のもとに修正されることを望むものであります。

四月三〇日付「当面ノ重要財政金融問題」は「財政收支ノ均衡」のポイントが終戦処理費、とくに住宅二万戸建設計画の縮小にあることを強調した。五月四日、四月二七日付総理大臣書簡を補足する形で外務大臣名の司令部宛書簡を<sup>(5)</sup>発出した。この書簡には「進駐軍住宅兵舎等建設用主要資材ならびにこれの昭和二十一年四月―六月物資需給計画に及ぼす影響」「昭和二十一年四月―六月物資需給計画の重要事業別検討」「進駐軍住宅、兵舎建設用木材ならびにこれの昭和二十一年第一・四半期需給計画に及ぼす影響」「主要都市における進駐軍兵舎建設用木材ならびにこれの四月―六月需給計画に及ぼす影響」等、財政非常措置案にもとづく作業を大成した諸表が添付され、主として物資面から占領軍調達の日本経済に及ぼす影響についての配慮を求めたものであった。<sup>(6)</sup>

これらの書簡をめぐり司令部との交渉が行われ、五月一八日これに依える形で覚書「一九四六年度予算」(SCAP IN-九六七)が出された。SCAP IN-九六七はSCAP IN-七九九および八二三の修正という形をとり、日本政府に対し住宅建設に関わって資材の公定価格にもとづいた実際の費用の積算を基礎とした修正予算案を提出するよう命ずるものである。

### 二 改定予算の作成

SCAP IN-九六七にもとづく作業は吉田内閣成立(五月二二日)後本格的に進められ、五月三十一日「昭和二十一年度改定予算概算」に組み込まれて閣議決定をみた。<sup>(8)</sup>終戦処理費は二一段階の見込額一五〇億円から二二二億円へ

増加した。算定根拠は二―五月の実績と資材費にあり、その内訳およびこれに対する大蔵大臣の説明は次の通り。

諸給与	一、八三五、二六一、〇〇〇円
常備者	七六、六六七、〇〇〇
日備者	一、七五八、五九四、〇〇〇
施設諸費	一四、一〇五、一一九、〇〇〇
住宅新営費	七、五〇〇戸
兵舎新営費	六、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇
工事費	四、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
物品購入借上費	一、九一六、四六二、〇〇〇
施設管理費	四八八、六五七、〇〇〇
給与	
嘱託	
工員	
監視員	八一三、二六九、〇〇〇
材料費	
運搬費	
庁費、旅費	
日本銀行立替元利金返済	四、六三四、五二五、〇〇〇
委員会費、報償費、雑費	一九四、一五七、〇〇〇
其の他	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇

最後に終戦処理費即ち進駐軍関係経費に付ては前内閣案は司令部の要求を相当減少して貰ふ予定を以て一億一〇〇〇億円程度を計上してあった。而して司令部の回答に依り住宅二〇、〇〇〇戸を一〇、〇〇〇戸に減少せられることになったが、其の設計内容等よりすれば相当金額が増加する。尚一万戸中七千五百戸は日本に於て建てられるが朝鮮で建てられる二千五百戸分は一応一般会計に計上せず貿易資金特別会計に於て処理することとなった。尤も之を朝鮮の負担とするや我国の負担とするやは国際法上種々の議論がある関係上司司令部に於ても究局的な回答を留保してゐる。尚物的施設費、労務調弁費、日本銀行立替払金の返済等の経費も最近の実績等を基礎として計算すると相当増加し結局二二〇億円程度を計上する必要がある様である。右金額の異動の内訳は次の通りになる。(別紙参照—省略)

尚宿舍兵舎の建設費に付ては目下司令部に対し説明を継続中なので数字の変更を要求せられる可能性がある。

五月三十一日閣議決定は六月六日付で司令部に提示された(大蔵省覚書「一九四六—四七年度予算見積」CLO一七三三、L〇一六一七)。終戦処理費についてはなお正確な見積りができないため議会提出までに修正する意図のあることが付記された。六月一七日には司令部宛書簡によりさらに予算案承認方を督促した。<sup>(13)</sup>

七月三日、司令部より非公式覚書案「一九四六—四七年度予算見積」が示された。<sup>(14)</sup>覚書案は基本的には「此の歳出額は連合国最高司令部によって現在迄に要求せられ又今後要求せられる事があるかも知れない計画を含む政府の必要な支出をまかなふに充分である」と評価、終戦処理費については次の修正を要求した。

C、終戦処理費の項目は計上金額が多額に過ぎて居ると思ふので、左表に従つて百九十億円を越えない金額に減額すべきである。

	提出予算	許可
一、諸給与	一、七九〇、六四七、〇〇〇	一、一二五、〇〇〇、〇〇〇
二、施設諸費		
a、工事費、物品購入費、物品借上費	二、四四九、七三三、〇〇〇	一、六五〇、〇〇〇、〇〇〇

b、住宅新営新築費	六、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
c、兵舎新築費	四、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
三、管理費	八一三、二六九、〇〇〇	八一三、二六九、〇〇〇
四、日本銀行立替元利金返済	四、六三四、五二五、〇〇〇	四、六三四、〇〇〇、〇〇〇
五、委員会費	三七〇、〇〇〇	三七〇、〇〇〇
六、報償費	一九三、五八七、〇〇〇	一二五、〇〇〇、〇〇〇
七、雑費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
八、鉄道及通信会計への繰入	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
計	二二、〇八二、三三一、〇〇〇	一八、九四七、八三九、〇〇〇

所要経費を予算に計上した所の兵舎及住宅の建設計画の進捗に關しては連合国最高司令部の厳密な監督を受けるであらう。右の建設に割当られた資金が資材の価格の騰貴又は計画の変更の為不十分となる事態が年度中に起つた時は、日本帝国政府は之に應じ此の目的の為予算の金額を増加するやうに指示せられるであらう。この場合の経費の増額は第一に他の予算科目に於ける節約又は予備費によつて行ふこととし、此の方法が不十分な時は残額は追加予算によつて支弁することとなるであらう。D、十二億円を下らない経費を朝鮮に於ける住宅建設計画の為に必要な建設資材施設其他を調達する為に大蔵省所管に計上すべきである。朝鮮に於ける住宅建設の為の一切の資材施設に關する経費を目的別に明瞭に示す為に此の経費の負担となる一切の債務及此の経費の支出については別個の且明瞭な勘定を置かなければならない。

また占領費計上方式に触れ、次のような考えが示されている。

七、本予算に終戦処理費の名称を有する若干の項目を計上してゐるからと謂つてそれが占領費の全体を構成する一切の要因を限定するものではないといふこと、又一九四六—四七年度に於て日本帝国政府が占領費として結局は支払ふ必要のある全金額の見積をなすものではないことを的確に了解して居なければならぬ。占領と謂ふ事実から起り且年度中になさるべき支払の金額及



び方法が明瞭に確定せられ又見積られ得る所の政府の経費が他の一切の経費と同様に予算に計上せられるといふことは適当であり又望ましいことである。此の事は議会並びに日本国民が政府の真実の経費には知らせられる必要な歳入と歳入不足をまかなふ手段を包括した財政計画を全体として計画づけるやうに経費総額が計算考慮せられ得るために必要である。予算の見積り及び行政の便宜のため、此の種の経費を予算にまとめて分類することに対しては何等反対はしない。然しながら此等の項目を含め全体として予算について連合国最高司令部によつて行はれることの故に予算に於てそのやうな名称を付した一切の経費が連合国によつて実際に占領費として考慮せられるであらうといふこと、又一九四六―四七年度に於て実際に占領費として考慮して支払はるる金額が其の期間に関して最終的に割当られる経費であらうといふこと、又本年度の予算に経費が計上せられて居らない所の要因が日本帝国政府によつて支払はれるべき占領費総額の最終的の計算の場合には含まれないであらうといふ事に関して同意をあたへられたものとして解釈してはならない。

この覚書案発出の意味は、第一には、終戦処理費予算が占領軍建設・調達の具体的、個別的なレベルでの金額査定によつて決定されることを司令部が事実上認めたとあり、以後占領期各年度の終戦処理費交渉のあり方を原型づけたことである。第二に、このことに関連して、司令部が日本政府の積算根拠提示に対応する形で、終戦処理費の範囲と区分を事実上明示したことである。司令部は覚書案七によつて占領関係経費の範囲を自らの手で画定することを避けてはいるが、占領開始直後から占領費の範囲について司令部を打診し続けてきた日本政府としては、一応のめどを得ることができたわけである。この指示にもとづき政府は七月一〇日改定予算案を修正決定、終戦処理費一九〇億円、朝鮮住宅建設資材費一二億円を計上した。<sup>(15)</sup>

なお、司令部の要求を事実上公式に指示した七月三日付覚書が非公式の形で提示されたのは、司令部内での対日本政府予算政策をめぐる以下の如き経緯に由来している。六月六日付CLO―二七三二に対し、経済科学局は六月二七日付で覚書案「一九四六―四七年度予算案」を起案（七月三日付日本政府宛非公式覚書と同一のものと推定）、司令部各部

局に回付した。<sup>(16)</sup>これに対し民政局は七月二日、三日および一二日の覚書で、司令部が日本政府予算の形式、内容、手続につき詳細にわたつて関与することは司令部が日本の財政について不必要な責任をとる結果となる虞れのあることを指摘、公式指令によつて細目の指示をすることなしに形式的には日本政府に責任を負わせつつ、内面指導によつて司令部の方針を貫くべきことを主張した。二一年度予算についての司令部の関心は主として終戦処理費と公共事業費に関わるもので、民政局の主張は、予算に関して終戦処理費等の費目・用途を指定する公式指令を出して司令部が予算全体に責任をもっているかのごとき印象を与えることを避け、「日本経済の再建は日本政府の責任であり、日本経済を破壊し、経済的悲惨を不可避としたのは、日本人の軍事的侵略なのであって、司令部の指令ではない<sup>(18)</sup>」という原則的立場に立ちつつ、兵舎・住宅等については別途の指令によつて確保すべしとするものである。経済科学局はこれを承けて、自ら立案した覚書案は非公式の形で日本側に提示（七月三日付）する一方、民政局の主張をほぼ容れる形で修正案を起案、司令部はこれを七月二三日付覚書「一九四六―四七年度予算案」(SCAPIN―一〇八〇)として発出した。SCAPIN―一〇八〇によつて予算案は公式に承認されることになるが、その表現は抽象的に凝縮化され、「[予算の責任は日本政府に帰属するゆえ]最高司令官は予算のいかなる費目についても承認するものでもないし不承認するものでもない。但し日本政府に対し占領政策遂行に必要な資産の供給をいかなる時にも要求する権利を留保する」という文言のみが残された。

### 三 終戦処理費の形成

昭和二十一年八月三十一日、大蔵省は司令部との予算交渉および終戦処理費の支出実績をふまえて、「終戦処理費の支



出範囲等について」を起案し<sup>(19)</sup>、この内容を九月三〇日付で「終戦処理費の支出方について」(蔵特賠第九号)として通牒した<sup>(20)</sup>。前者は次の通りで、これによって終戦処理費の包括範囲とその具体的な支出目的を知ることができる。この段階で終戦処理費とは、占領費のみでなく、賠償支払からの控除分のすべてを含むものとしてとらえられている。終戦処理費の範囲と費目の名称は以後逐年的に変化していくが、詳しくは『占領軍調達史——統計編』、一一—三〇ページを参照されたい。

#### 終戦処理費の支出範囲等について

従来終戦処理費(日銀仮勘定を含む)より支出し得る経費の範囲については其の都度之を定めて来たが具体的事例に当つては未だ必ずしも明確でなく地方によつて取扱を異にしてゐるものもあり、又連合軍側の要求を満足させる為に急に必要の生ずる間接的経費で通常予算に組入れ難いものについては一般の占領費等と區別しつつ別途終戦処理費より支出する必要もあると認められるので此の際これらの支出範囲を明確ならしめると共に之に伴つて予算配賦の方法をも合理化する目的を以て差当り別紙の措置を講ずることとした。

#### 終戦処理費の支出範囲等について

一、終戦処理費より支出し得る経費の範囲は(一)占領及び(二)賠償の実行に関する連合国の要求を敏速的確に満足させる為に、予算編成上特別の機動性を持たせることを必要とする経費で左に掲げるものに限定することとし支出範囲を明確にすると共に、支出の性質及び要機動性に従つて全体を(一)直接費と(二)間接費とに分ち夫々其の取扱方法を區別するものとする。即ち

直接費……は連合軍の要求を満足する為に直接必要とする費用であつて先方の要求に即応し緊急支出することを要し予め予算定額を定めて置くことの困難なものである。従つてこの種の経費については

(一)従来例に依り各支出官の要求に応じ資金の手当がつく限りなるべく速に予算を配賦する(但し工事費など経費の巨額に

上るものは復興院等責任官庁の査定を経るものとする)。

(二)各科目間の流用は占領費及び賠償費間の流用の外特に定めるものを除き原則として自由とする。

(三)個々の支出の適正を期する為、価格審査機構を確立し、又中央責任官庁に於て基準単価の作成に努める。

(四)個々の支出に対する監査を嚴重にし証憑書類特にP、D其他連合軍側の要求に基づく経費であることを確認するに足る書類を徴求する。

間接費……は連合軍の要求を満足する為に急に必要の生ずる間接的経費であつて、直接費と同様連合軍の要求如何によつて不測の伸縮がありその点で通常予算に組み難い事情はあるが短期間ならば直接費に比較して或る程度の枠を予想することが出来るものである。従つてこの種の経費については

(一)各支出官の要求により一定期間(原則として四半期)毎にその経費を査定する。

(二)経費の査定に際しては左の点に留意する。

(1)連合軍の要求を満足させる為絶対必要なものに限ること。

(2)通常予算に組み得ない事情のあるものに限ること。

(3)官吏、雇員の俸給、給与を含まないこと。

(4)一部を地方に負担させてよいものは適当な負担割合を考へること。

(5)各地の均衡をはかること。

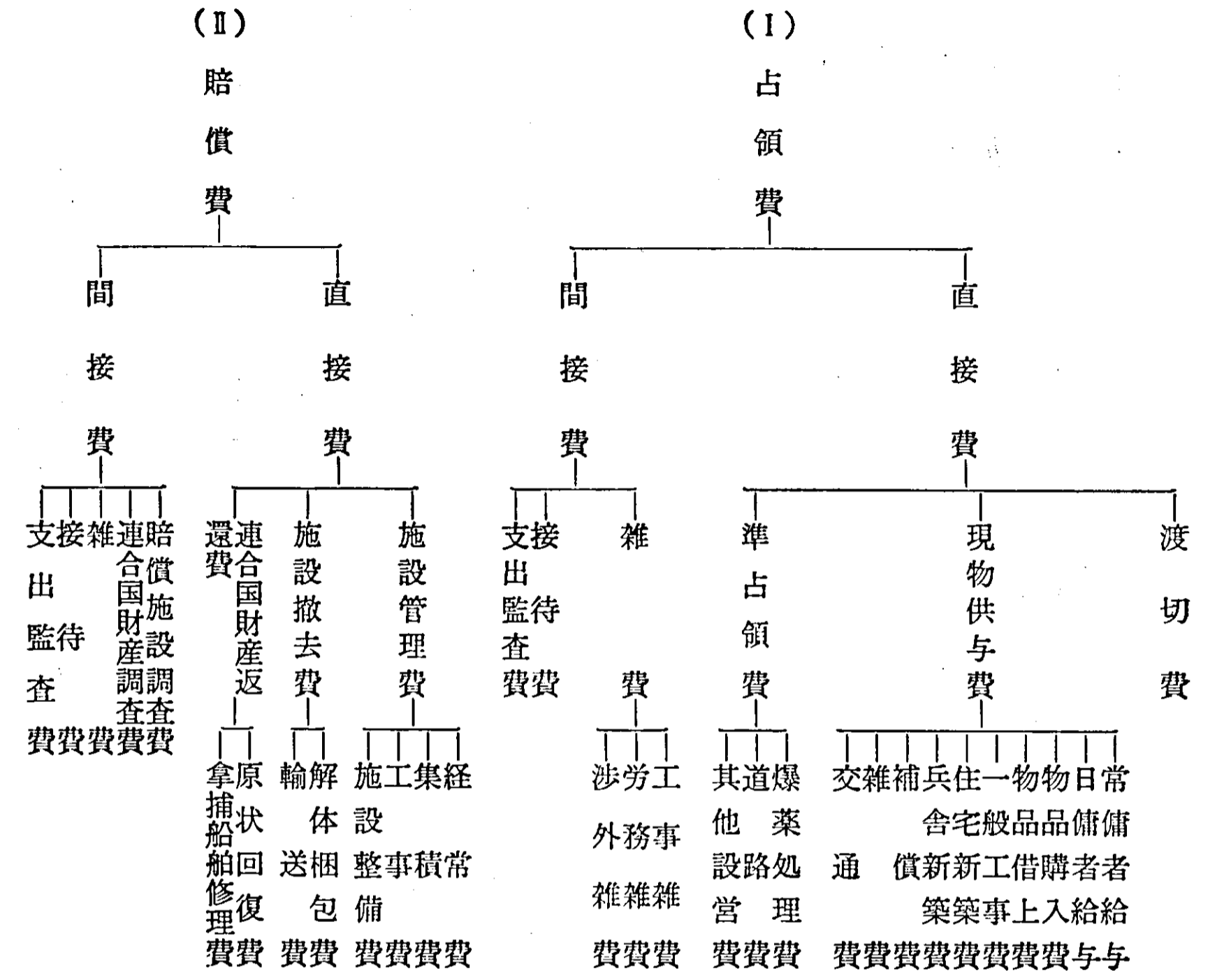
(6)常時各地の実情を把握し、事情の変更によつて不要となつた経費を情性的に計上しないようにすること。

(三)各科目間の流用は原則として之を禁止する(流用禁止科目の具体的内容については別途決定する)。

二、以上の區別に従つて各支出科目を差当り次の様に分類する(但し之は終戦処理費の内容の実質的分類であつて予算上の科目とは関係がない)。

三、右各科目の内容は差当り次の様に規定し将来事情の変更に就いて其の整備を図ることとする

直接費						名	称	要						
供現与費物									渡	切	費			
補償費	住宅新築費	一般工事費	物品借上費	物品購入費	日傭者給与	常傭者給与	摘	要						
(1) 連合軍の指令に基く其の他の経費差当り左に該当するものとする 清掃費洗濯代、運輸費(私鉄等の場合)、演芸娯楽費等サーヴィス提供	(4) 爆薬処理に伴ふ損失に対する補償	(3) 公務死傷の場合の労働者災害扶助の規定に基く補償	(2) 接収に基く移転費(車馬賃、人夫賃、荷造費、雑費)	(1) 接収に基く土地工作物等の買取費、立木及び立毛に対する補償並びに 離作料	連合軍の又はその指令による行為に基く損失の補償但し差当り左のものに限る	連合軍の指令による設営工事費但し設計監督費に類するものは後出の工事雑費として支出する、連合軍の指令による除雪作業費、人夫賃は日傭者給与として、材料費、機械手入費等は工事雑費として支出する	接収不動産及び付帯物件の使用料、連合軍専用ホテル経営費、連合軍に提供する自動車の傭上料等	連合軍に納入する物資の代金(接収された不動産に付帯する物件の買上は原則として行はないが、付帯物件が破壊又は撤去された場合には例外を認める)	(3) 交通費其の他の手当 (2) 労働者に対する現物配給は凡て有償支給とし、配給物資の購入費を認めない (1) 連合軍に使用される日傭労働者の給与、但し左のものを含む (労働者供給業者(近日常廃止の見込)世話役等に対する手当)	連合軍の公式証明ある場合に限り旅費を含む	連合軍の指令により連合軍資金担当官に交付する現金	連合軍に使用される管理人、通訳、使用人、労働者等の常傭者の給与、		



賠償費		直接費										支出	接	渉外	
間接費		直接費										監査	待	雑費	
連合		連合	撤去	施設			管理			工事	集積	經常	支	接	渉外
産返		原状	輸送	解体	施設	工事	集積	經常	支	接	渉外	支	接	渉外	
還費		回復	費	梱包	整備	費	費	費	出	待	雑	出	待	費	
費		費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	
賠償施設調査費	賠償施設調査費	原状回復費	輸送費	解体梱包費	施設整備費	工事費	集積費	經常費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	連合軍將兵接待費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	連合軍將兵接待費	連合軍將兵接待費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	
工場外回りの消防員、警戒補助員の手当	賠償管理担当者又は商工省の委託を受けた団体(統制会等)の行ふ賠償施設の調査の費用	戦争中拿捕した連合国船舶の連合軍の指令による修理費	撤去施設の指定地迄の輸送費	撤去施設の解体及び荷作りによる費用(廃棄の場合を含む)	賠償施設の破損、欠如又は未完成部分の整備に要する費用	工場施設の保守警戒に直接必要な限度の営繕費、土木費	工場内機械及び疎開機械の集積に要する経費	工場内保守員、警戒員の給与、保守警戒に要する材料及備品費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	連合軍將兵接待費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	連合軍將兵接待費	連合軍將兵接待費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	
大蔵省の委託を受けた団体(信託会社等)の行ふ連合国財産の調査の費用	賠償管理担当者又は商工省の委託を受けた団体(統制会等)の行ふ賠償施設の調査の費用	戦争中拿捕した連合国船舶の連合軍の指令による修理費	撤去施設の指定地迄の輸送費	撤去施設の解体及び荷作りによる費用(廃棄の場合を含む)	賠償施設の破損、欠如又は未完成部分の整備に要する費用	工場施設の保守警戒に直接必要な限度の営繕費、土木費	工場内機械及び疎開機械の集積に要する経費	工場内保守員、警戒員の給与、保守警戒に要する材料及備品費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	連合軍將兵接待費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	連合軍將兵接待費	連合軍將兵接待費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	
賠償実行に伴ふ雑費で差当り左に掲げるもの	賠償管理担当者又は商工省の委託を受けた団体(統制会等)の行ふ賠償施設の調査の費用	戦争中拿捕した連合国船舶の連合軍の指令による修理費	撤去施設の指定地迄の輸送費	撤去施設の解体及び荷作りによる費用(廃棄の場合を含む)	賠償施設の破損、欠如又は未完成部分の整備に要する費用	工場施設の保守警戒に直接必要な限度の営繕費、土木費	工場内機械及び疎開機械の集積に要する経費	工場内保守員、警戒員の給与、保守警戒に要する材料及備品費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	連合軍將兵接待費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	連合軍將兵接待費	連合軍將兵接待費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	
(1)施設の管理、撤去、輸送等の為増員した臨時嘱託及傭人の給与	賠償管理担当者又は商工省の委託を受けた団体(統制会等)の行ふ賠償施設の調査の費用	戦争中拿捕した連合国船舶の連合軍の指令による修理費	撤去施設の指定地迄の輸送費	撤去施設の解体及び荷作りによる費用(廃棄の場合を含む)	賠償施設の破損、欠如又は未完成部分の整備に要する費用	工場施設の保守警戒に直接必要な限度の営繕費、土木費	工場内機械及び疎開機械の集積に要する経費	工場内保守員、警戒員の給与、保守警戒に要する材料及備品費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	連合軍將兵接待費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	連合軍將兵接待費	連合軍將兵接待費	終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用	

間接費		準占領費					交通費		雑費	
間接費		準占領費					交通費		雑費	
間接費		労務	工事	其他	道路	爆薬	交通		雑	
間接費		雑費	雑費	設営	費	処理	費		費	
間接費		費	費	費	費	費	費		費	
労務雑費	工事雑費	其他設営費	道路費	爆薬処理費	交通費	雑費	連合軍の命令による爆薬の廃棄に要する人夫賃、運搬費等	連合軍関係の鉄道通信の各特別会計への繰入金(鉄道通信施設の使用料、設備負担金等、特別会計で負担し難い特殊の工事費については前掲一般工事費又は後出の準占領費による)	連合軍の命令による爆薬の廃棄に要する人夫賃、運搬費等	連合軍関係の鉄道通信の各特別会計への繰入金(鉄道通信施設の使用料、設備負担金等、特別会計で負担し難い特殊の工事費については前掲一般工事費又は後出の準占領費による)
労務雑費	工事雑費	其他設営費	道路費	爆薬処理費	交通費	雑費	連合軍の命令による爆薬の廃棄に要する人夫賃、運搬費等	連合軍関係の鉄道通信の各特別会計への繰入金(鉄道通信施設の使用料、設備負担金等、特別会計で負担し難い特殊の工事費については前掲一般工事費又は後出の準占領費による)	連合軍の命令による爆薬の廃棄に要する人夫賃、運搬費等	連合軍関係の鉄道通信の各特別会計への繰入金(鉄道通信施設の使用料、設備負担金等、特別会計で負担し難い特殊の工事費については前掲一般工事費又は後出の準占領費による)
労務雑費	工事雑費	其他設営費	道路費	爆薬処理費	交通費	雑費	連合軍の命令による爆薬の廃棄に要する人夫賃、運搬費等	連合軍関係の鉄道通信の各特別会計への繰入金(鉄道通信施設の使用料、設備負担金等、特別会計で負担し難い特殊の工事費については前掲一般工事費又は後出の準占領費による)	連合軍の命令による爆薬の廃棄に要する人夫賃、運搬費等	連合軍関係の鉄道通信の各特別会計への繰入金(鉄道通信施設の使用料、設備負担金等、特別会計で負担し難い特殊の工事費については前掲一般工事費又は後出の準占領費による)
労務雑費	工事雑費	其他設営費	道路費	爆薬処理費	交通費	雑費	連合軍の命令による爆薬の廃棄に要する人夫賃、運搬費等	連合軍関係の鉄道通信の各特別会計への繰入金(鉄道通信施設の使用料、設備負担金等、特別会計で負担し難い特殊の工事費については前掲一般工事費又は後出の準占領費による)	連合軍の命令による爆薬の廃棄に要する人夫賃、運搬費等	連合軍関係の鉄道通信の各特別会計への繰入金(鉄道通信施設の使用料、設備負担金等、特別会計で負担し難い特殊の工事費については前掲一般工事費又は後出の準占領費による)
労務雑費	工事雑費	其他設営費	道路費	爆薬処理費	交通費	雑費	連合軍の命令による爆薬の廃棄に要する人夫賃、運搬費等	連合軍関係の鉄道通信の各特別会計への繰入金(鉄道通信施設の使用料、設備負担金等、特別会計で負担し難い特殊の工事費については前掲一般工事費又は後出の準占領費による)	連合軍の命令による爆薬の廃棄に要する人夫賃、運搬費等	連合軍関係の鉄道通信の各特別会計への繰入金(鉄道通信施設の使用料、設備負担金等、特別会計で負担し難い特殊の工事費については前掲一般工事費又は後出の準占領費による)

支出 監査費	接 待 費	雑 費
	連合軍將兵接待費	(2)施設の管理、撤去、輸送等に要する特殊旅費 (3)備品費、其の他の事務費、会議費
終戦処理費の支出の適正を期する為の監査に要する費用		

なお、国民経済における終戦処理費の位置づけ、すなわちこれが生産的なものであるか否か、政府支出としての効果いかん等についてはその存続期間を通じて大蔵省内外で繰返し論議される場所であるが、初期における例を挙げておく。二二年七月九日の主計局内部文書と推定される「昭和二十一年改定予算中失業救済に資し得ると認められる経費」<sup>(21)</sup>は、その総額二二億五六〇〇万円とし、公共事業費六億三五〇〇〇万円のほかに、終戦処理費中の一二億九億二七〇〇万円（労務費一億七七〇〇万円、施設費一一億五〇〇〇万円）を算入しており、失業対策事業としての効果が公共事業費をはるかに上回るものであるとしている。また二二年八月三日の「昭和二十一年度一般会計改訂予算歳出ノ分析」<sup>(22)</sup>は、経費を金融部門、工業部門、農林水産部門、一般消費者部門、脱落分に分類し、終戦処理費（特別住宅建設費を含む）のうち日銀立替払返済分（四六億円）は旧債償還的性格を有するものとして金融部門に、労務費相当分（六一億円）を一般消費者部門に含め、残り（八〇億円）を脱落分とした。この結果脱落分は一四・三%と算出し、次のように述べている。

特別住宅建設資材ハ国民経済ノ生産部門ニ於テ生産サレタ建築材料ガ連合軍住宅用トシテ朝鮮ニ搬出サレシマフノデアリ、又終戦処理費ニヨツテ施設サレル連合軍用住宅、兵舎ハ全ク連合軍ノ使用ニ対シテ提供サレ、国民経済トシテハ、少ク共、五年間ハ利用価値ヲ有セヌモノデアツテ、勿論朝鮮向資材ガ輸入代金決済ノ一部トシテ充当サレ、或ヒハ之ノ見返リニ朝鮮ノ塩、米等ノ輸入ガ許可サレルコトニナレバ、再生産過程ヨリ脱落スルトハ謂ヒ得ナイカモ知レヌガ、現状ニ於テハ全ク未定デアリ、又内地ニ於ル連合軍用兵舎・住宅モ進駐軍撤退後ニハ国民経済トシテハ、資産トシテ残ルコトニハナルカモ知レナイガ、ソノ時ニ於ル利用価値ノ程度如何ハ全ク未知数デアルカラ、少クトモ、今後五ケ年間ノ経済循環ヲ考ヘル場合ニ於テハ、一応脱落的性質ヲ持ツト見テ差支ヘナイデアラウ。

- (1) 「昭和二十一年度一般会計予算案ニ関スル司令部トノ交渉経緯」(昭二一・四・一八)(大蔵省資料Z五二一―五四)。
- (2) 「……四月に入ってから話がかわってきたようでした。野田君から話を聞いたのですが、どうしても終戦処理費は膨張せざるを得ない。予算は「総額」三百億では組めないだろう。五百十億ぐらいになる見込みだ……。そうなるかどうか利下げと赤字公債を出さなければならぬ。……結局赤字公債を出さなければならぬ状態になったので、公債利子の切捨てとか利下げとかの議論は、その事情の下ではナンセンスになる。切捨ても利下げもやめようじゃないか、やめたらどうだということ、渋沢さんからきつく御相談を受けたことがあった。(柳田光男元理財局長の回想、「元大蔵大臣石橋湛山氏講述(終)」)「戦後財政史口述資料」第一分冊)。
- (3) 「当面の重要案件(主計局関係)」(日付なし)(大蔵省資料Z五二六―一四)。
- (4) 大蔵省資料Z五二六―一四。
- (5) 『占領軍調達史——調達の基調』、一八二ページ。
- (6) 同、一八四―九〇ページ。
- (7) 大蔵省資料Z五二一―五四。
- (8) 「公文類集」昭和二一年・財政門五。
- (9) 「昭和二十一年度改定歳出予算概数調」(昭二一・五・二二)(大蔵省資料Z五二一―五四)。
- (10) 「終戦処理費内訳」(昭二一・五・三二)(大蔵省資料Z五二一―五四)。
- (11) 「大蔵省所管昭和二十一年度改定予算額」(日付なし)(大蔵省資料Z五二一―五四)。
- (12) 「昭和二十一年度改訂予算に関する大蔵大臣説明要旨」(大蔵省資料Z五二一―五四)。
- (13) 「予算に就ての司令部宛書簡」(昭二一・六・一七)(大蔵省資料Z五二一―五四)。
- (14) 大蔵省資料Z五二一―五四。仮訳は大蔵省。
- (15) 「昭和二十一年度改定歳出予算異動調」(大蔵省資料Z五二一―五四)。

- (16) 経済科学局覚書の日付および件名は、Memo, G-4 to ESS, Budget Estimates, July 2, 1946. (大蔵省資料Z七〇三一  
一七)による。覚書等のテキストは未見であるが、これに対する民政局覚書の内容から、七月三日に日本側に示された非公  
式覚書がそれであると推断される。
- (17) Memo, GS to ESS, Budget Estimates, July 2, 1946. Memo, the same title, July 3, 1946.  
Memo, GS to Chief of Staff, the same title, July 12, 1946. (大蔵省資料Z七〇三一―一七)
- (18) Memo, GS to Chief of Staff, Budget Estimates, July 12, 1946. (大蔵省資料Z七〇三一―一七)
- (19) 大蔵省資料Z五一一―八三。
- (20) 『占領軍調達史——調達の基調』一三二―一三三。
- (21) 大蔵省資料Z五〇一―一三。
- (22) 大蔵省資料Z五一一―六〇。

#### 第四節 日銀立替払の禁止と二一年度追加予算

##### 一 日銀立替払の禁止

二一年八月頃までは、終戦処理費の支出はむしろ予定を下回り、「始めての経験なる為予算を過大に組み実際の消化が之に伴はなかったのではないか<sup>(1)</sup>」とみられる程であったが、それは資材の払底を主因とする占領軍向建設工事の遅延の反映にすぎず、占領軍出先機関から工事施行の促進方の要請も発出された(例えば、第八軍司令部技術部「東京における建設工事進行遅延の件」、一九四六年七月一五日<sup>(2)</sup>)。工事の本格化に伴って支出は増大し、一月中旬にはすでに予算は枯渇に近づいた。またその実際の支出は前述の通り、日銀仮勘定立替払の継続によっていたために、二一年度改定予算が成立し、このなかに日銀立替払返済分(五一億七〇〇〇万円)が計上されたものの、使用済額の大部分は日銀仮勘定払残高、すなわち事実上政府による日銀借入金<sup>(3)</sup>の形をとっていた(例えば一月一五日現在の調査は、表1-5参照)。一月五日、経済科学局のリード等は大蔵省との会談で、日銀のバランス・シートの政府貸上金中に計上されている占領費のうち、渡切費(一一億円)、B号軍票関係(五億円)を除く分の使途説明を要求するとともに、この部分、すなわち日銀立替払が司令部の許可を経ない政府借入金に該当し、政府借入金制限指令の違反の疑いがあることを指摘した。これに対し国庫課長は、当初占領費が日本政府の負担となるか否か不明のためとりあえず日銀仮勘定として支出したこと、会計法規の改正なしには占領軍の要求に対応し得ないので法規改正<sup>(3)</sup>に至るまでの間は仮勘定支出を行



表 1-5 終戦処理費使用状況 (昭21. 11. 15)

(単位：百万円)

科 目	予 算 額	10月末まで 使用済額	残 額
終 戦 処 理 費	18,998	(12,160) 2,728	4,110
諸 給 与	1,177	( 1,623) 81	△ 527
常備者給与	54	( 567) 50	△ 563
日備者給与	1,123	( 1,056) 31	36
施 設 諸 費	11,749	( 5,718) 2,286	3,745
住宅新築費	5,300	( 705) 1,300	3,295
兵舎新築費	4,800	( 721) 553	3,526
工 事 費	1,161	( 2,975) 252	△ 2,066
物品購入費	209	( 1,129) 117	△ 1,037
物品借上費	279	( 155) 35	89
諸 費	—	( 33) 29	△ 62
施 設 管 理 費	813	334	479
日 本 銀 行 立 替 元 利 金 返 済	4,634	( 4,634)	0
報 償 費	125	( 185) 25	△ 85
交 通 費	500	—	500
雑 設 営 作 業 費	—	2	△ 2

(備考) 1. カッコ内は日銀仮勘定。  
2. 日本銀行立替元利金返済の内訳は昭和20年度中支出2,431百万円、21年度中支出2,203百万円。  
出所：「終戦処理費使用状況調」(昭21. 11. 15, 特賄)(大蔵省資料Z511-228)

った旨説明した。経済科学局側は、大蔵省証券の発行限度までを使ってでも速やかに日銀への返済を完済するよう指示した。<sup>(4)</sup> すなわち、司令部は、覚書「政府借入金及び支出の削減」(SCAPIN-1635)と終戦処理費日銀立替払の関係をここに明確に指摘したことになる。直接の文書資料を欠くが、経済科学局長マーカットは参謀長へこの間の経緯を報告して、次のように述べている。<sup>(5)</sup>

(終戦処理費の)支出の大部分は日本銀行の貸付金及び当座貸越で賄われてきており、日本政府はこれを借入金と認識していないし、そのように報告してもいない。かかる貸付金による支出はその返済時点までは政府予算の負担とならない。従って一九四六年一〇月三十一日までの占領費支出が予算からの四七億三〇〇〇万円のみであるとするのは誤りであって、実際には同じ目的のために日本銀行貸付金勘定からさらに一〇八億四〇〇〇万円が支払われている。かかる処理方法は、SCAPIN-1635、AG-131(四六年一月二一日)、ESS/FI、「政府借入金及び支出の削減」の第四項、すなわち「日本帝国政府ノ現在ノ不足額ヲ日本銀行ニ於ケル政府勘定ノ当座貸越ニヨリ調達スルノ慣行ハ直ニ之ヲ中止スベシ」という指令に違反する。かかる事態を見出したので、大蔵省に対し、一九四六年一月一日以降新規の借入を許可しないこと、未返済借入金を可及的速やかに返済するよう、指示した。

日本政府は、占領費の支出を財政からの直接の支出によらず、日本銀行からの占領軍への支払の形をとり、事後的に政府・日銀間の内部的清算で処理しようという意図をもち、従って日銀立替払方式をたんなる暫定措置としてではなく、事実上これを定着し、継続することを目論んでいたことであるが、司令部はこの方向を明確に拒否したことになる。司令部が事実上容認してきた日銀立替払の禁止をなぜこの時点で明示したのか、これが意図せる方針転換の結果であるのかについては、資料的な裏付けを欠いている。

## 二 終戦処理費の削減交渉

日銀借入金返済と新規支払の双方に応えるためには終戦処理費の追加が不可避であった。大蔵省は追加予算による場合そのタイミング、緊急財政処分とする可能性について司令部をサウンドした。司令部の意向はあくまで日銀借入

金の返済優先にあつたが、一二月月上旬には改定予算分の枯渇<sup>(6)</sup>終戦処理費支払停止が見込まれるなかで、返済の延期許可を得たうえ追加予算の編成を急ぐこととなつた。<sup>(7)</sup>この間の事情を主計局は次のように説明している。<sup>(8)</sup>

今年の「終戦」処理費は内地分が百九十億円、朝鮮の関係が十二億、沖縄の関係が一億であるので、全部で二百三億であるが、更に百五十億追加を要すと云う計算になつておる。尤も普通に計算すれば、もつと大きな金額になるのであるが、今政府はこの程度で今年度をやつて貰うことで相手方に話さうと思つておる。この数字は非常にデリケートな関係になつておるので、その点政府の立場もあるので特に諒解を得て置きたい。大体実情を申述べると、百九十億のところを、今まで日銀の立替扱ひにて或る程度やつて参り、それから改定予算の成立が遅れた関係上、政府の歳出としては比較的少額であつて、その間日銀の立替扱ひを継続していた。而して今一つは概算払ひが出来なかつたために、多少日銀の立替扱ひで概算払ひをやつていた関係も其処に加はつておるのであるが、先日十五日まで確か、百三億位<sup>(9)</sup>立替払ひをやつておる。それから終戦処理費の歳出の方から使つていたものもあつたのであるが、斯るものを入れ、先月末で約八億程百九十億の数字を超えると云う計算になつておる。而して現在では約十八億がオーバーされておる。この儘で行くと、新聞にも一寸出ていたが、三百億の金が更に要る……。

一二月五日の調べでは追加所要額は三二四億五〇〇〇万円であつたが、<sup>(9)</sup>政府はその減額をめざし、終戦処理費予算の実行状況およびその財政への影響について一月二五日「終戦処理費に付ての連合軍司令部への申入」を閣議決定し、一二月三日吉田首相がこれを持参してマッカーサーに申し入れたほか、<sup>(10)</sup>各レベルでの申入れを行った。閣議決定は次の通り。<sup>(11)</sup>

終戦処理費に付ての連合軍司令部への申入(二一・一一・二五)

一、終戦処理費の予算の実行状況及び主としてその財政に及ぼす影響に付て申述べまして、貴司令部の御考慮を煩し度いと存じます。

二、昭和二十一年度の終戦処理費の予算額の決定に当りまして、貴司令部が我国の財政上の負担と産業並に国民生活に及ぼす影響を考慮し、本年度に於ける住宅建設戸数を減少せしめ、又、物資の所要量、規模等について特段の措置を講ぜられたことは政府の深く感謝する所であります。

三、昭和二十一年度の終戦処理費の予算額は貴司令部の意向により其の総額を百九十億円と決定せられると共に、経費の内訳に付ても総て貴司令部の指示により計上致したことは御承知の通りであります。

四、「ポツダム」宣言の誠実な履行は現下我国に課せられた最大の責務として政府に於て固く期して居る処でありまして、総ての施策は常に茲に指向せられて居るのであります。従て貴司令部並隷下各軍の指示せられる工事施設の実施に当りまして、政府各機関は、苟もその指示意向には一切背馳しない様に万全の努力を尽して居るのであります。

然るに終戦後の我国経済の実情は未だ混沌停滞の状態より立直ることが出来ず、各種の資材の生産は容易に回復の方向に向はず、我国の経済の維持のため必要な最少限度の需要すら充足するに困難な状態であります。

かかる情勢の下に進駐軍の指示せられる規模、規格、工期により工事施設を実施することは極めて困難であり、従て屢々非経済的手段をとらざるを得ない実状でありまして、その結果、遺憾ながら終戦処理費の所要額は当初の予算額の百九十億円では甚しい不足を生ずる情勢となつて参り、現在の所では年度内恐らく五百億円程度を必要とするのではないかと見込まれるのであります。

主要な項目別に予算額、十月末迄の使用済見込額、十一月以降の所要見込額及び年間所要見込額を申述べますと別表(省略—引用者)の通りであります。

五、斯くの如く終戦処理費が予算額に比し実行上遙かに超過する見込となつた原因を更に仔細に検討致しますと、

(一)住宅新営の如く計画が予め定つて居るもの(予算額五三億円、全体の約二七%)

(二)兵舎工事、一般設営の如く随時設営其の他に付て指令の出るもの(予算額一三七億円、全体の約七三%)

とに分つて考へられるのであります。

(一)住宅新営の如く計画が予め定つて居るものの経費が予算の見込を超えるのは単価の値上り等に基くものでありまして、その主な原因は次の通りと考へられるのであります。

(1)資材は原則として官給に依ることを予定し、その価格は公定価格を前提として居るのであります。その公定価格が爾後引上げられたもの生じましたこと。

(2)資材の需給関係は生産の不振、「ストック」の涸渇、副資材の調達難等のため極度に逼迫して居り、貴司令部の好意に依る特殊物件の活用についても充分努力して居るのですが、尚工事の実施に当りましては、兵舎及び一般建築については九〇%、住宅建設については土木工事建築工事ともに四〇%、電気工事二〇%、管工事五〇%程度の資材料を闇価格で購入しなければならぬと謂ふやうな事情のため資材の実際の取得価格は予算の見込以上になつて居ります。

(3)設営工事に必要な特種技能者、熟練労働者等は目下払底を極めて居り需給関係が「バランス」を失して居る一面、労務及び賃銀の統制が実行し難い事情と相俟つて賃金の昂騰は極めて著しいのであります。

例へば大工の賃銀で一日百五十円と謂ふ事例もあります。

(4)設営工事の期限が短時日に指定せられることも値上りを来す原因であります。即ち政府に於て調達する資材は間に合はないうで実際使用せられる資材は闇市場に頼らざるを得ず、又労務者は徹夜作業をなすため労賃は愈々割高となる等、工事の施行に無理が伴ひ工事費が愈々増加する結果となります。

(5)又連合軍より兵舎、住宅等の建設命令の発せられた初めに於ては、日本政府の設営工事監督の機構整はず而も連合軍の命令を急速に実施する為、民間の工事施行者に対し工事に伴ふ経費の金額に顧慮することなく、只管連合軍の指示通り工事を完遂する様依頼した事例も尠くない経緯もあり、これ亦設営費の高値を来した一の原因であります。

(6)右の様な単価の値上りに因るもの以外に現地部隊から設計基準以上のものを要求されることも経費の増大を来した一因であります。例へば家族住宅の敷地面積は設計基準では概ね一戸当り六六〇平米であるにも拘らず、実際上は一一〇〇平米以上に達するものが尠くなく、従つて屋外工事費に著しい増大を見るに至つてゐるのであります。

(二)兵舎工事一般の設営の如く計画の全体が予め示されず必要に応じ随時設営の指令がある場合、経費が予算の見込を超えるのは右に述べた資材、賃金、工期等の関係の外次の如き事項が考へられるのであります。

(1)計画の全体が予め定つて居ないため、設営の指令は必要に応じ随時連合軍の現地部隊等より発出せられ、勢ひその設営の種類、規格、量等は無制限となる結果を来し、設営に必要な経費は予算の金額に拘束せられず膨張する始末となつて居ります。此の事も終戦処理費の所要額が予算を超過するに至る重大な原因となつてゐるのでないかと思はれるのであります。

(2)設営の規模、場所等について日本側として予知し得ないことが多いことは固より、設営自体が現地部隊と業者との諒解の下に、従つて予め日本政府関係機関が知らない間に開始せられる場合がある等のため、契約の締結は固より現場監査を行ふに必要な準備を事前になし得ないことが多いのであります。

(3)現地軍等における設営施行者の指定は原則的には取止められてありますが、実際は推薦して来られることが多いのであります。此の場合日本政府において施行者を変更することは変更に伴ふ全責任を日本政府が負担すべきこととなり、一面当初から工期等に無理が多いため責任をとり得ない関係上、実際問題として施行者の変更は困難であります。而してこれ等の設営施行者は経費を顧慮することなく設営を実施する事例が尠くなく、これに対して日本政府は有効な統制をなすことは実行困難であり、業者の利潤等に対する統制が適確を欠く場合が多いのであります。

(4)設営の規格及び設営に必要な資材、労務の關係に於て設営に計画のある場合に比較し一層無理が多いのであります。

六、右の諸事情により終戦処理費の金額が著しく予算を超過せんとする情勢に対処致しまして、日本政府としては色々努力致して参つたのであります。即ち

(一)資材の生産を増加するため、貴司令部の各般の援助に依り、凡ゆる施策を講じて居ることは御承知の通りであります。生産条件の基調は好転を見るに至らず、特に近時の労働情勢の悪化に依り資材の増産は容易に期待し得ないのであります。

(二)資材の「ストック」の動員は、貴司令部の配慮に係る旧陸海軍の特殊物件の活用を始め、最近に於ける鉄管類の在庫調査、

鉛屑の回収に関する法制的措置を講ずる等の努力を致して居るのであります。しかし「ストック」の涸渇の事情とも相俟つて、その成果に十分を期待することは困難であります。

(三) 設営施行者の利潤統制については設営の種類に応じ基準単価を設定し、又監査人員の強化拡充を計ること等の方法により努力致して居るのであります。

(四) 設営現場の監査については、日本政府としても約二千人を超える監査従事員を増員したのであります。尚今後監査実行の結果に鑑みまして実効性ある場合に於ては更に監査従事員の充実を図る方針であります。

(五) 従来設営工事については、戦災復興院と終戦連絡事務局とにおいて実施して来たのであります。業者の統制、資材発注の一元化、工事費単価の合理化等の見地から今回其の実施機関を戦災復興院に統一すること致したのであります。

之を要するに日本政府としては工事の施行が効率的に行はれる様凡ゆる努力を傾けて居るのであります。が、実際上の効果は遺憾乍ら制約せられて居るのであります。是非とも貴司令部の好意ある御援助、御協力を能ふ限り御願ひする必要があるのであります。

七、以下貴司令部の御援助、御協力を懇請致す事柄につきまして大略申述べることと致します。

(一) 設営計画が予め定つて居るものに付ては左の事項の実現方を取計られ度いのであります。

(1) 前述の如く資材の需給関係が窮迫して居る現状に顧みて、所要の資材又はこれを製造するに要する原料機械(例へば燃料運搬具)を無償又は「クレジット」に依り至急輸入せられる様取計はれ度いこと。

(2) 設営の期限を緩和せられ度、住宅新営の場合は設営指令の正式発出後少くも六ヶ月、其の他の工事については工事の規模、所要資材の調達状況等を勘案した期間とすること。

(3) 設営の規格を低下し、規模を縮小する等により、出来る限り簡素化せられ、又中央に於て決定せられた設計基準は現地部隊等に於て濫りに変更せられないようにせられ度いこと。

(4) 設営指令の発出の時期と設営着手の時期との間に相当の時日(少くとも一ヶ月)を置き、着工前計画書を作る等のため必

要な時間的余裕を置かれ度いこと。

(二) 設営の計画が予め定つて居らず、指令が随時発出せられる場合については右(一)の要請の外左の事項の実現方を取計はれ度いのであります。

(1) 司令部に於て各軍の適当な担当官毎に一定期間内の設営計画に関する指定の枠を金額を以て定め、各担当官は右の金額を超えて設営の指令を為さないこと。

(2) 日本政府は司令部より右担当官毎の割当の通知を受け、関係機関に於て之に照応する措置をなすこと。

(3) 全国に互り現に新たな設営の指令が刻々発せられ、新たな設営が着手せられて居る実情でありますから、右(1)、(2)の措置が取られる迄の経過的措置として、真に緊急已むを得ないもの以外の設営に付いては、新規の指令の発出は固より、指令の発出前、事実上設営に着手して居るものに付いても一応すべて中止するの措置を取られ度いこと。

(4) 設営の指令は業者に於て見積書を作成し得る程度の詳細な計画書を添へ、担当官より着工前に相当の時間的余裕を置いて日本側に手交せられ度いこと。

(5) 設計の変更、所要資材の規格の変更(例へば木材の寸法を短物より長物に変更する等)、仕上工事の変更(例へば壁の塗替、調度品の取替等)は極力之を抑制し必要已むを得ないもの外は取り止めること。

(6) 工事施行者の選定は日本政府に一任せられ度いこと。軍担当官よりの工事施行者の推薦は前述した如く弊害を伴ふから取り止めること。

(7) 所要資材の代替品の使用を許容せられ度いこと。但し日本の現在の貧弱な資材の状況に於てはある時期に於て代替品として使用可能であつたものも、忽ち調達困難となり、代替使用不可能となる場合が多い故、具体的に資料名を挙げて御願ひすることはその都度行ふこととし、ここには包括的に御諒解を願ひ度い。

(8) 設営はその必要度の順位を司令部において付され、労務、資材等の調達に無理を起さないようにせられ度い。

(三) 要するに、設営の経費に付て本邦の財政経済の状況に相応した一定金額の限度に止め、この金額を超過する設営は取止める



か又は、後に繰延べることとし、この方針に反する出先部隊等の要望は凡て抑制せられ度いのでありまして、これが貴司令部に対する懇請の眼目であります。

八、冒頭に申述べました如く、日本政府としては「ポツダム」宣言の誠実な履行は万難を排して之を行ふ決意であることは今更申上げる迄もない所でありまして、貴司令部及び各軍の指示せられる各種工事の実行に付ても、凡ゆる困難を冒し完遂するは固よりであります。

しかしながら終戦処理費の総額は現在の処一応本年度内五百億円程度と推定致したのでありますが、しかも各軍等から如何なる工事の要求が出るかも知れず、日本政府には全くその予定が出来ません。仮に右の五百億円程度に止まると致しまして当初予算の百九十億円を越ゆること三百億円以上に達し、本年度歳出の半額以上を占めるに至ります。かくては到底インフレは防止し難いと憂われます。

報道によりますと「オーストリア」の経済の安定のため、同国の占領費は予算の三五%を占めて居たのを第二四半期三〇%に低減せられ、第三四半期には二〇乃至二五%に低減を予想せられて居り、更に米国代表側は一五%程度とすべしとの見解である趣であります。我が国に於ける終戦処理費の金額に付ても此上とも御配慮を願ひ度であります。

又、日本政府の懸命の努力に拘らず石炭、鉄鋼等の基礎的産業は容易に好転を見るに至らず寧ろ産業経済の基調は悪化を憂慮する見解もある折柄、日本経済立直りのため必要な基礎的資材が優先的に連合軍用に先取りせられることは経済力の困憊を極めて居る現在産業の一部門から他の部門へと全部門に亘り、拡大的に悪影響を招来波及せしめ、産業経済の再建を益々困難ならしめる実状にあります。

日本の現在の産業経済界の前途は未だ暗澹たるものがあり、全国民は斉しく犠牲を甘受してその打開に努力致さなければならぬのであります。連合軍の関係工事に従事する工事施行者が不当の利益を収める結果となることは、人心に与へる悪影響は測り知れないものがあります。

又娯楽施設等にしても連合軍の占領目的達成のために必要でありませうが、之等の施設が本邦の産業の復興民生の安定を犠牲

として、着々整へられて行くとの感を一部国民に与へて居ることも事実であります。又既に憲法によつて戦争の放棄を宣言せる我が国において、進駐軍は何故かくも各所に大規模の軍事施設を構築するかの疑問も民間には抱かれつつあります。此の点に付ても、貴司令部の御考慮を煩はし度いと思ふのであります。

尚終戦処理費の今年度の不定額については、いづれ今回の議会に追加予算を提出せねばならぬと考へますが、これについて司令部の何等かの積極的援助の声明を伴はねば議会の論議は紛糾し、社会にはインフレ必至の印象を与へ内閣は非常な苦境に陥ることは明かであります。

右の次第でありますから政府と致しましては、本件要請に対し貴司令部に於て、何分の御考慮を煩し度いことを御願する次第であります。

さらに政府は占領軍工事の具体例を調査し、とくに金額の大きいもの、不必要に贅沢と思われるものをチェックし

(例えば、「終戦処理関係主要設営(概ね一千万円以上)の実例調(二二年九月末現在)」、二二年一月二七日特殊財務部、「進駐軍関係工事中特殊と認められるもの」、二二年一月二八日<sup>(13)</sup>。実例の紹介は『占領軍調査史』の記述にゆずる)、それらのデータを背景に司令部に善処方を強く要請した。<sup>(14)</sup>

一二月三日の申入れの反応は次の通りであった。<sup>(15)</sup>

一、終戦処理費の件 先に司令部に対し、総理を通じ懇請した終戦処理費の削減の件については、司令部の全般的な空気は極めて好意を持つてくれてゐる様子であつた。我方の懇請の第一の点、既に計画されてゐる事業の縮少、繰伸べ、規格の低下に關してはその事実をサポートするに足る資料を要求された。第二の点の計画の未だ立たない事業、契約を全面的に打切る事に関しでは何等のコメントもなかつた。第三の点である計画外の不時の要求の取締りに關しては、当方の終戦処理費の支出監督状況の不備等を指摘し引受業者の取締りにつき工夫ある様に指示があつた。第四の点である終戦処理費を予算に計上するにあたり、これが将来の占領費を削減し資材等の輸入の保証を司令部より得た場合に、国民の納得を得やすい旨を指摘したがそれについて



は、先方も考慮する旨返答があつた。

### 三 追加予算と日銀借入金

追加予算は終戦処理費のみでなく他の費目にもわたつたが、終戦処理費は財源のめどがつかぬため別扱いとして作業された。計上額の決定は遅延したので、一月中旬に至り、とりあえず二二年一月末までの所要分として九三億円を第九一帝国議会に提出することとし、<sup>(16)</sup>司令部の了解を得た。<sup>(17)</sup>昭和二一年度改定歳入歳出総予算追加(九一議会)第三号である。歳入はすべて歳入補填公債(日銀引受)によつた。

二二年にはいり、二一年度第二次追加予算は二二年度予算とセットとして計算され、その総枠は約二七〇億円と推計された。<sup>(18)</sup>このうち二一年度分として一〇〇億円を見込み、第九二議会に提出、昭和二一年度改定歳入歳出総予算追加(九二議会)第一号として成立した。歳入は日銀借入金によつたが、このためとくに同議会において「昭和二十一年度一般会計終戦処理費の財源に充てるための借入金に関する法律」(昭和二十二年二月二二日法律第一〇号)が制定公布された。この追加予算は、予算およびこの法律により、歳出は年度末支出残高の翌年度への繰越使用が明許され、歳入である借入金は二二年度にまたがって借入できることになっており、施行面でも事実上二二年度予算にセット化されたものである。

このように、二一年度改訂総予算終戦処理費の二回の追加予算の財源は歳入補填公債(日銀引受)および日銀借入金に求められた。<sup>(19)</sup>経済科学局は、日銀立替払方式による「ヤミ」の借入金を禁止し、これを明示的な借入金に切換えさせたことになる。終戦処理費追加の財源が租税収入および金融情勢にかんがみて日銀借入金に求められるよりほかな

いことは経済科学局も認めており、<sup>(20)</sup>覚書「政府借入金及び支出の削減」にもとづく日本政府の起債および借入金許可申請を無条件で許可している。かくして経済科学局は日銀借入の原則禁止・個別許可の原則にのっとり、終戦処理費の日銀借入方式を認めることになつたが、このことは二一年度終戦処理費追加予算において財政赤字一九三億円を公然化せしめ、また日銀引受による通貨増発要因を経済科学局自身が公認したことでもあつた。経済科学局もこの事実  
に危機意識をもたざるを得ない。二一年度追加予算をめぐる日本側の前述の削減要求はかかる土壌の上に受けとめられた。マーケットは終戦処理費に関わる問題提起を行った参謀長宛の長文のメモ「占領費について」(四六年二月四日)<sup>(22)</sup>の大半を割いて、日本側提示資料を援用して過剰支払の存在とその原因を述べ、終戦処理費が日本経済への過重かつ有害な負担であつてその大幅な削減の必要があることを説き、次のように提唱している。①終戦処理費による支払を日本政府が適当と認める価額によつて行なうよう、日本政府に指令すること、②日本政府に必要な監督・監査制度を整備するよう指令すること、③占領軍側で不必要な要求が出ないよう監査すること、④出先機関の要求のうち一定額(一〇万円)以上のものはすべて事前に司令部が個別審査すること、⑤終戦処理費削減という目的のために、司令部各部署で共同の研究を直ちに開始すること。民政局も経済科学局の提案に基本的に賛成し、<sup>(23)</sup>司令部内での検討が進められた。司令部の方針としては、日本側に対しては、とりあえず現物形態での調達の絶対量をそのまま前提し、これに対する不当支払の防止により支払金額を減少させようとするもので、二二年一月三〇日覚書「支払」(SCAPIN-1430)によつてこの点を指令し、日本側は「政府の契約の特例に関する法律」(昭和二十二年二月九日法律第六〇号、SCAPINの公式発出前に法律化した)として立法化した。司令部内での対応も速やかで、二二年一月から各種の措置が講じられた。<sup>(24)</sup>

終戦処理費を明確に日本政府財政の負担として定置せしめようとする司令部の方針は実現をみたが、同時にそれが

日本の財政的安定を目指す司令部の立場と矛盾するものであることが、終戦処理費の形成過程そのもののうちを示されたのである。

- (1) 「昭和二十一年度一般会計四―七月暫定予算実行状況概報」(昭二一・八・一七、司計課)(大蔵省資料Z五一―一五八)。
- (2) 『占領軍調達史——調達の基調』一九七ページ。
- (3) 終戦処理費はその経費としての性格上、会計上弾力的な運用が必要とされるが、当初は「会計法戦時特例」(昭和一七年法律第一〇号)に準拠してこれらに応えた。「戦時特例」は昭和二十一年一月二二日に廃止されたことになったため、「会計規則臨時特例」(昭和二十一年一月二二日勅令第五五八号)を制定し、終戦処理費その他経費の支出の会計特例措置を定めた(『昭和財政史——終戦から講和まで』第四卷、三六―三九ページ参照)。
- (4) 「マックグラウフリン氏との会談要旨」(「特報週報」第二号、昭二一・一一・九)(大蔵省資料Z五一―一二八、「渡辺武日記」昭和二十一年一月五日)。
- (5) Memo, Marguat to Chief of Staff, Occupation Costs, Dec. 24, 1946. (大蔵省資料Z七〇三―一七)
- (6) 「司令部関係重要折衝事項(十一月四日―十一月十日)」(大蔵省資料Z五二六―二二二)。
- (7) 同(十一月十七日―十一月二十四日)(大蔵省資料Z五二六―二二二)。
- (8) 「今議会に提出の追加予算概要並びに明年度に於ける財政収支の見透し状況について」(「財政収支調整調査会議事摘録」第一回、昭二一・一一・一〇)(大蔵省資料Z五〇一―二二)。
- (9) 「大蔵省所管昭和二十一年度追加予算要求額調」(昭二一・一二・五)(大蔵省資料Z五一―一五六)。
- (10) 『占領軍調達史——調達の基調』二二二ページ、「渡辺武日記」昭和二十一年二月三日。
- (11) 大蔵省資料Z五二六―一九一三、Z五一―一八三。
- (12) 大蔵省資料Z五一―一八五。
- (13) 同前。
- (14) 「渡辺武日記」昭和二十一年二月三日および六日。例えば渡辺武渉外部長のルカウント財政課長に対する次の如き発言。「日本のインフレの危険は三つの原因あり、(1)は終戦処理費、(2)は賠償撤去費、(3)は労賃の引上なり、この中(1)及(2)は占領軍の態度に依存する所大なり、歴史はすべての占領地がインフレなる事実を示せるが占領地をインフレと為すことは sensible

なる占領軍の為すことに非ず、日本はその例外たることを希望す……。」

- (15) 「終戦連絡情報会議報告」(昭二一・一二・七)(大蔵省資料Z五〇一―一)。
- (16) Memo, Ministry of Finance to ESS, Supplementary Budget No. 3 (91st Session of the Diet) of the General Revised Budget for the Fiscal Year 1946—47, LO 2362, Dec. 17, 1946. (大蔵省資料Z六〇一―一五)
- (17) 「司令部関係重要折衝事項(十二月十六日―十二月二十二日)」(大蔵省資料Z五二六―二二二)。
- (18) 「終戦処理費昭和二十一年度追加昭和二十二年概算要求計算書」(昭二一・一・四)、「終戦処理費(第二集)」(昭二一・一・五)(大蔵省資料Z五一―一八三)。
- (19) 大蔵省・司令部の往復文書には日銀引受公債と日銀借入金の区別根拠を示す記述はみられない。一般的には、両者の選択は国債管理政策、金融調節に関わる技術的問題である。
- (20) Memo, Marguat to Chief of Staff, Occupation Costs, Dec. 4, 1948. Memo, for the Record, by F. Rizzo, "Occupation Costs" in Japanese Government's Budget for 1946—47. (大蔵省資料Z七〇三―一七)
- (21) Memo, Ministry of Finance to ESS, 9,489,800,000 Yen Issue of National Bonds to Cover the Deficit in the Revenue of General Account, LO 92, Jan. 15, 1947. (大蔵省資料Z六〇一―一六)(発行価格九八円と手取金九三億四千円) Memo, Ministry of Finance to ESS, Government Borrowings for Payment of Termination of War Expenses, General Accounts, 1946—47, LO 508, Mar. 3, 1947. (大蔵省資料Z六〇一―一八)
- (22) Memo, Marguat to Chief of Staff, Occupation Costs, Dec. 4, 1946. (大蔵省資料Z七〇三―一七)
- (23) Memo, for the Record, by Rizzo, "Occupation Costs" in the Japanese Government's Budget for 1946—47, Dec. 26, 1946. (大蔵省資料Z七〇三―一七)
- (24) 『占領軍調達史——調達の基調』二三八ページ以降。以後、同様の内容が日本側の立法措置としても占領軍側の内部手続としても繰返されることになるが、問題の本質が変わりがあったわけではない。これらについては、『占領軍調達史——調達の基調』を参照された。

## 第二章 占領期財政と終戦処理費

### 第一節 終戦処理費負担をめぐって

昭和二二・二三兩年度は終戦処理費のいわば最盛期であって、予算の形式としても「定着」し、量的にも、政府予算に占める比重は高かった。終戦処理費はその特殊な性質のため、昭和二四年度までは大蔵省所管とされていたが、まず大蔵省において前年度支出実績や司令部情報をふまえて必要額を積算し、予算としてのバランスを考慮しつつ修正を加えて一応の大蔵省案とする。大蔵省案を司令部に提出し、承認を求めるが、多くの場合増額要求にあい、その削減方についての交渉が行われる。前述のように、司令部はあくまで日本側に予算を編成させてそれを査定する形式をとった。大蔵省との折衝相手である経済科学局財政課は、終戦処理費予算に関しては占領軍内部では占領軍各部署の調達、建設要求にもとづいて必要額を算定していくほかに受身の立場にあり、このため司令部は財政課自体が司令部内部の要求額のとりにとめて手間取る場合もあった。また日本政府予算のバランスを基本方針として掲げる財政課が、司令部を代表して終戦処理費増額を要求せねばならないところに、民政は軍政二重機構としての司令官の性格があらわれており、民政部門に食い込んだ軍政要素としての終戦処理費の特殊な性格が示される。終戦処理費は、日

表 2-1 終戦処理費予算概要 (単位：千円)

年 度	一般会計予算総額 (A)	終戦処理費予算 (B)	B/A
昭和 21年度	119,087,107	38,300,000	32.2%
22	214,256,004	64,273,000	29.9
23	473,145,604	107,062,395	22.6
24	741,046,565	125,242,734	16.9
25	664,576,316	109,262,091	16.4
26	793,707,112	94,433,927	11.9
27	932,535,828	—	—
28	1,027,250,686	—	—
計	4,965,605,222	538,574,147	10.8

- (注) (1) 昭和21年度および22年度終戦処理費予算は大蔵省所管。  
 (2) 昭和23年度は、大蔵省所管終戦処理費予算 106,484,651 千円に各省所管の終戦処理事務費予算 577,744 千円を合計した金額。  
 (3) 昭和24年度は、大蔵省所管(理財局)終戦処理費予算 123,499,930 千円に、各省所管の終戦処理事務費予算 1,742,804 千円を合計した金額。  
 (4) 昭和25年度は、総理府所管特別調達庁終戦処理費予算 108,916,109 千円に、各省所管の終戦処理事務費予算 345,982 千円を合計した金額。  
 (5) 昭和26年度は、総理府所管特別調達庁終戦処理費予算 94,216,623 千円に各省所管の終戦処理事務費予算 217,304 千円を合計した金額。  
 (6) 昭和27年度終戦処理費予算は編成されない。しかし昭和27年度支出は26年度終戦処理費よりの繰越額 19,614,993 千円をもってまかなわれた。その内訳は(項)終戦処理事業費 18,770,796 千円および(項)特別補償費 844,197 千円である。  
 (7) 昭和28年度は(a)27年度(項)終戦処理事業費よりの事故繰越額 164,124 千円および(b)28年度大蔵省所管(項)平和回復善後処理費予算額中の 192,856 千円および(c)前年度平和回復善後処理費よりの繰越予算中の 2,494,511 千円の総理府所管へのうつしかえによってまかなわれた。

出所：調達庁『占領軍調達史——統計編』、67ページ。

本側にとっても司令部にとっても政策経費ではなく、これをめぐる交渉は政策論議を含むものではなく、内容的にはさしてみるべきものはなく、多くの場合はかけひきに終始した。日本側は一方では、一般的に財政危機を強調することによって司令部の善処方を要請し、他方では、物価騰貴分見積り作業によって数字の技術的なおさえ込みをはかった。とくにインフレ局面では、政府案と司令部案に大差があっても、その主因は物価騰貴分見積りの差にあることが多かった。従って、終戦処理費予算をめぐる司令部と大蔵省の交渉経緯を逐一記述することは意味

のあることではなく、以下には各予算毎に特徴的な事象を記録しておくに留める。

一 二二年度当初予算

昭和二二年度予算編成は二一年九月に開始され、一月一日の「昭和二十二年度収支計画仮案」<sup>(1)</sup>における終戦処理費は二二年度本予算(改定予算)の(項)終戦処理費一八二億円をやや下回る数字として一七〇億円前後と想定された。二二年度第二次追加予算とのセットで考えられ、途中試算段階では多少の異動はあったものの、一月一五日二二年度概算閣議決定において一七〇億円(歳出総額六一五億円)と決定され、同日司令部へ提出された。その根拠は次の通り。<sup>(2)</sup>

(一) 終戦処理費

これは一方的に決定しえない性質のものであるが、最近の支出実績を基礎として計算した結果百七十億円を計上した。進駐軍用労働者の給与は、最近では月平均二十三万人分支払つてゐるが、今後における兵力の減少を考慮に入れ大体三分の二程度の人員として計算した。その金額は十九億六千八百万円である。

住宅の新営費は集団住宅は当初予定の七千五百戸のほかには新に建てないものとみて、その代金で二十二年度に掛る分として三十三億九千六百万円を計上し、ほかに集団住宅外の新規命令工事を予定して十億円計上した。合計して住宅関係は四十三億九千六百万円である。

兵舎については最近の状況から推して二十億円を計上した。一般工事については十億円、家具その他の購入費は前年度の三分の二程度と推定して二十四億三千四百万円、物品買上代金として六億六千四百万円、各種施設の維持費及び管理費として十五億一千万円。賠償工事の管理費十四億二千六百万円、鉄道、通信施設の無償提供に伴う一般会計から鉄道通信両特別会計への繰入

は前年度五億円であつたが運賃値上りを考慮して十五億円を計上した。以上を合計して百七十億円となる。二十一年度の終戦処理費は当初予算で百九十億円、第九十一議会で追加予算九十三億円、合計二百八十三億円で、これに朝鮮の十二億円沖繩の一億円を加えると二百九十六億円となる。更に今度の通常議会で百億円の追加予算を提出する予定である。一月末残は約九億円、二、三月分として百億を要するわけである。

終戦処理費の査定に当つては今後どれだけ必要かという所から生じて行つたのであつて、今後二十二年末迄大体二百七十億円掛るといふ計算が出て居つたから、これを二十一年度百億円と二十二年度百七十億円に分けたのである。故に今年度を押えれば来年度はそれだけ膨れるといふ関係にある。

二月八日マーケットは大蔵省との会談において、「……今日迄に提出せられた予算は六百十数億に過ぎず、政府は之に就いては、普通財源を以て賄ふと称して居る。けれども来年度の歳出は占領費用を初めとして、尚相当多額の追加を予想せられ概ね一千億円にも達するかと考へられるが、去年の様に、本予算の他に度々追加予算が出る様では完全の歳計の見つもりとは言ひ難い。追加予算は年度末に一回位は已むを得ないが、現在予想し得るあらゆる経費は当初の予算に計入すべきである……」と述べ、これを承けてリードは終戦処理費等増額の希望を告げた<sup>(3)</sup>。一七日、司令部の追加要求額が一〇〇億円と判明し<sup>(4)</sup>、二八日閣議において終戦処理費の二七〇億円への修正を含む政府予算案(総額一一四五億円)の決定をみた。

二二年度予算の議会審議中、終戦処理費に関わる新たな増加の動きが察せられたので、三月二六日付で石橋蔵相のマーケット宛書簡<sup>(6)</sup>を起草し二七日手交した<sup>(7)</sup>(予算は二五日成立)。結果として、二二年度予算への異動はもたらされなかつたが、その内容と問題点は書簡に明らかである。

(前略)

現在の日本の通貨金融情勢は貴官にも十分御承知のところであるが、極めて危機的な状況にあり、日本政府はかかる状況を打開する最良の手段は政府予算の健全化にあると考へて、昭和二二年度予算案のすべての経費において予算均衡の原則を保持し、また貴司令部から示唆された予算追加をすべて中止されるよう提案してきた。それ故、現時点における三五億円増額(連合軍資金勘定への追加——引用者)という貴局の要求の影響は日本政府にとって極めて重大であり、かつ日本国民に対して重大な心理的影響をもたらすものである。かかる状況にかんがみて、司令部資金三五億円の要求を、資金増加が絶対的に必要な場合には何らかの措置を講ずるといふ条件のもとに、延期されることを心から懇請するものである。

また、上掲の三五億円に加え、貴司令部においては、二二年度終戦処理費を現行の二七〇億円をさらに増額せんとする議論がなされているやに仄聞する。これが真実ならば、これはさらに重大な問題である。二二年度予算は貴司令部の御協力によって均衡せしめることができたが、我が国の将来の財政事情についての懸念が現在国会内外に広まっている。かかる時期に終戦処理費追加予算が国会に提出されるとすれば、インフレ克服の希望があるにもかかわらず心理的要因に誘発されてインフレが危機的事態に立ち至ることは避けられない。かかる事態となれば、私は大蔵大臣としての職務をまっとうすることは到底不可能となる。それ故、私は心から貴官の好意に訴え、この件につき御高配を請うものである。

二二年度予算の財源問題については、二一年一月の「昭和二十二年度収支計画仮案」にみられるように、経費の性質により公債に財源を求める考へ方<sup>(8)</sup>があり、財政収支調整調査会も答申案第一次案(二二月末と推定)で、財政体系の組織的再編成として、予算を基本予算、生産事業予算、特殊臨時費予算に三大別し、特殊臨時費予算のうち国内的なものを臨時財産税等により、渉外的なもの(終戦処理費、賠償撤去費等)については公債によって差支えないとし、公債の公募円滑化のための利率引上、減債基金制度復活等を提案している。しかし答申案は一月上旬における修正で、「公債の発行は原則として行はぬ方針」に転換し、最終決定(一月三日)<sup>(9)</sup>でさらに「歳入補填公債及びこれ



表 2-2 昭和22年度終戦処理費予算 (単位：千円)

科 目	本 予 算	補 正 予 算		合 計
	22. 3. 25 成立	第 5 号 22. 11. 1 成立	第 7 号 22. 11. 29 成立	
(部) 終戦処理費	25,188,650	4,991,600	33,940,750	64,121,000
(目) 戦備者給与	1,781,280	506,500	3,373,220	5,661,000
日備者給与	1,187,520	169,000	1,148,480	2,505,000
物件購入費	5,118,255	494,000	3,358,745	8,971,000
物件借上費	661,284	256,000	1,743,716	2,661,000
住宅新築費	2,185,297	1,100,000	7,169,703	10,455,000
宿舍工事費	3,300,000	△ 320,000	△ 2,180,000	800,000
兵舎工事費	4,500,000	500,750	3,384,250	8,385,000
一般工事費	3,500,000	725,000	4,944,000	9,169,000
維持管理費	825,600	610,000	4,324,400	5,760,000
補償費	—	24,400	172,600	197,000
諸費	681,300	317,150	2,207,550	3,206,000
交通費	1,000,000	283,800	1,997,448	3,281,248
道路費	—	279,000	1,971,000	2,250,000
雑設営業費	114,597	5,000	35,403	155,000
雑費	331,357	41,000	290,235	662,592
接待費	1,800	—	—	1,800
支出監査費	360	—	—	360
連合軍円資金勘定繰入金	—	—	—	—

(備考) 賠償関係経費を除く。

出所：調達庁『占領軍調達史——統計編』、68ページ。

に類する借入金は原則として行はぬ方針」を提言している。二一年度終戦処理費補正予算論議に併行しつつなされたかの如くにみえるこの方針転換により、二二年度当初予算は金融再建補償公債四八億円を除き形式的均衡を保つものとして編成された。

二二年度は一般会計予算は補正が一五回に及んだが(うち一回は国会提出後撤回)、終戦処理費は当初予算が二七〇億円だったが、補正により三九〇億円が追加され(補正第五号で五〇億円、第七号で三四〇億円)、賠償関係経費の分離による減額を差引いて当初予算とあわせ総額六四二億二二〇〇万円に達した(表2-2)。

## 二 二二年度補正予算

当初予算の議会審議中追加という事態は回避されたものの、この内容は補正予算として現われた。四月二六日、司令部は覚書「占領軍及びその家族の住宅計画」(SCAPIN一六三七)を發出し、従前のSCAPIN一七九九、八二二、九六七を承けて二二年度中の住宅建設計画を指示し、これにもとづき、四月末には住宅三〇〇〇〇戸分の資材の要求が發出された。<sup>(10)</sup> 同計画への財政的対応については五月早々から司令部と接触を行った。<sup>(11)</sup> 五月二二日にはリードが、単価不変の条件をつければ、兵舎その他の施設を削減して家族住宅を優先させることにより、追加予算は不要であろうとの見通しを述べるなど、<sup>(12)</sup> 五―六月には日本側にとって楽観的な感触が得られたが、実はこの段階では経済科学局と軍政部局との間の調整が<sup>(13)</sup> いておらず、経済科学局としても十分な見通しをもち得ず<sup>(13)</sup> いたのであった。

片山内閣の「経済危機突破緊急対策」(「経済緊急対策」六月九日閣議決定)に盛り込まれるべき財政政策としては、大蔵省各局の粗案が「経済危機突破対策に織込むべき事項」(日付なし)<sup>(13)</sup> にみられる。主計局分は次の通り。

### 経済危機突破対策に織込むべき事項

#### 主計局

一、健全財政堅持のため凡ゆる努力を講ずること。之がため新規の経費を必要とするときは普通歳入の増徴既定経費の節減を図ること。

具体的事例としては、

(一)終戦処理費賠償撤去費の負担緩和。

- (一) 価格体系の再建を直ちに言い価格調整金を廃止すること。
- (二) 公共事業費の増加抑制を強力に行いその他物件費の昂騰に伴う予算の膨脹を抑制すること。
- (三) 企業会計の独立採算制を徹底し能率の刷新、収入の増加を図ること。
- 注(一) 官庁職員等の増加は緊急な経済統制の徹底等真に已むを得ない場合に厳に限定すること。
- (二) 突破対策として掲記することは適当でないと思うが賠償補償、在外財産補償を行わないことを再確認する必要がある。
- 二、賃銀水準を早急に確立すること。
- 三、地方財政の自立を計ること。

政策の具体化は、施行面では「財政金融緊急対策実施要領(案)」(六月一五日、経済安定本部財政金融局<sup>(14)</sup>)として、予

表 2-3 昭和22年度歳出追加見込案  
(昭22. 5. 19) (単位：百万円)

	甲 案	乙 案
終戦処理費	15,000	15,000
賠償拠出費	5,000	7,000
給与関係	4,900	7,100
1,600円案関係	3,000	4,700
復員費	400	400
船舶運営会関係	1,500	2,000
計	25,900	30,600
物価関係	18,500	41,000
終戦処理費関係	12,000	24,000
公共事業費	0	4,500
その他物件費	1,500	2,500
価格調整補給金	5,000	10,000
合計	44,400	71,600

出所：大蔵省資料 Z 511-66.

算面では当面は二二年度実行予算の編成、より中期的には二  
三年度予算の編成準備作業として進められた。  
二二年六月九日、政府は当面の経済危機突破の総合対策と  
して「経済緊急対策」を閣議決定したが、その背景となるイ  
ンフレーションおよび「緊急対策」にもとづく新物価体系の  
構築は二二年度予算の追加を余儀なくさせた。二二年五月二  
一日付で主計局次長私案として作成された追加案は表 2-3  
の通りで、いずれにしても終戦処理費の新規追加ないし物価  
改訂増加分が大宗となることが見込まれた。

六月末、司令部の終戦処理費追加見込額が一応二四五億円

(前年度繰越工事三七億円、労賃四五億円、物価騰貴はねかえり分九五億円)と判明したので、大蔵省はこれをその  
まま盛込んだ追加予算見込額をとりまとめ<sup>(16)</sup>、これを二〇〇億円と査定して対司令部交渉および閣議決定(七月一七日)  
にもちこんだ。大蔵省査定額は、司令部見積案と日本側見込の最大の相違点であった物価騰貴はねかえり分につい  
て、「推定は極めて困難であるが、従来(進)関係の資材費には例外価格が認められ所謂闇で調達されることが多か  
った点から見ると全体を通じて約二割程度の予備を見れば、何とかやつて行けるものと思はれる。又これで何とかやつ  
て行きたいものである。今後の工事費については、入札制度と監査の強化によつて相当節約できるものと期待する」  
として総額を一八二億円と計算し、これに余裕を見込んで二〇〇億円としたもので、司令部に対しては、「終戦処理  
費に付ては今回の案によるときは賠償撤去費を別として一般会計の歳出の約二五%賠償撤去費を加へれば約二八%と  
なる。終戦処理費が財政経済に及ぼす影響に付ては前内閣以来貴司令部の考慮を煩はして居る所であり、この際重ね  
て考慮を願いたい。賠償の実施が近いと伝へられその負担が今後相当巨額に達すると一般国民が予想して居る時、終  
戦処理費が更に巨額の追加を見ることは国民心理に与える影響も憂慮すべきものがあるので、この際日本政府の案以  
上に本経費の追加をしないことと致度い」との立場で対応することとした。<sup>(20)</sup>

見込額を呈示しての司令部折衝は七月三日に開始されたが、終戦処理費にかかわる経緯は以下の通りである。七月  
中旬までには予算の未決事項は一応終戦処理費その他の数件にしぼられていたが、七月二二日、リードは「終戦処理  
費は二四五億にても自信なし二〇〇億は問題なり」と発言し、またマークットは栗栖蔵相に「終戦処理費の増加は  
当然予想される」と告げた。<sup>(22)</sup> 二九日、一応一九〇億円として司令部に提出したが、物価騰貴率の見積りについて折合  
いがつかず、司令部と大蔵省、経済安定本部、物価庁、復興院、終戦連絡中央事務局の間で作業を重ね、一六日、騰  
貴率について合意をみた。<sup>(23)</sup> 同日司令部から主要費目に関する内示があったのでさらに協議を重ね、二五日に数字を決

定し、これが司令部案として日本側に提示される形となった。<sup>(24)</sup> 計算は、まず基本額追加分として数量増加、単価増加を司令部側の建設・調達計画に従って積算し、これに物価騰貴による追加額を加えた。物価騰貴率は給与、物件購入費、住宅新築費等科目別に設定され、給与以外の科目は二二年度当初予算積算基準公定価格（二一年一〇月現在）を一〇〇とし、労働、資材の構成要素に分けて、資材の場合は官給度を考慮して公定価格と闇価格の上昇を加重算出した上昇分を構成比率（住宅、兵舎その他一般の工事費については、労力三五％、資材のうち木材六％、管材一三％、電気材料二六％等）で加重平均して算出するもので、<sup>(26)</sup> 給与一〇％、工事費一〇〇％（二倍）、維持管理費五〇％等である。<sup>(27)</sup> その結果は、年度当初より計画増加のため追加を要する分三五七億円、物価騰貴分三四七億円、合計七〇四億円、賠償関連費を除き六一〇億円であった。この共同積算作業は「先方の計画通り単に計数的に纏められたもので、此の点については勿論大蔵省としての意見がまた別にあり、後日連絡せられるべきものであることを先方に申し入れ<sup>(28)</sup>」て行った性質のものであったが、事務レベルでの一定の合意にもとづく作業によっても、司令部の基本計画を認める限りでは司令部案と大蔵省案の懸隔は余りにも甚しく、日本側としては司令部上層での総枠決定による削減に依頼するほかなかった。大蔵省は両案の相違点を整理したうえ、<sup>(29)</sup> 新規建設命令の一部削減、朝鮮向資材の別枠化、闇の排除等の対司令部要請を内容とする査定案（三〇九億円）を作成し、<sup>(30)</sup> 折衝の基準とした。司令部は日本側の重なる削減要求に対して、「終戦処理費の減額に付ては司令部も充分努力しており一旦決定すれば日本側でかれこれ云ふべきでない」（ファイイン）、<sup>(31)</sup> 「税収入があらがないとの口実で終戦処理費をまけてくれといふのは不可なり」（マークット）<sup>(32)</sup> としつつ、内部での調整を進めたが、その過程は明らかでない。大蔵省は「九月中旬に至つて司令部最高首脳部に於て日本の財政インフレーションの危機に就て大きな危惧をもつ空氣が醸成せられ<sup>(33)</sup>」たとの情勢判断のもとに、蔵相以下が交渉を行い、また第一次大戦後ドイツのインフレーションと日本の現状の比較図表を作成して財政危機突破のために

終戦処理費削減の必要を説くなどした。<sup>(34)</sup> 二〇日司令部は終戦処理費第二次案として四九七億円（賠償費を含む）という削減案を提示した。<sup>(35)</sup> 日本側は折から来日中のドレーパー陸軍次官に対して栗栖蔵相がさらに一〇〇億円の減額を要求<sup>(36)</sup>、ドレーパーはマークット以下を集めて健全財政の貫徹を強調した。ドレーパーの動きによって「司令部内に於けるファイナンス・デイヴィジョン当局の立場が著しく強化された<sup>(37)</sup>」とみた日本側は、これに乘じ、「司令部案に対し削減を加へたもので交渉の経緯からみて上記の計数に落付くことが大部分困難」であることを承知で対案を作成、終戦処理費三五〇億円として司令部に對した。<sup>(38)</sup> 一〇月八日、次官、主計局長、主税局長以下は終日にわたり司令部と事務的な詰めを行い、このなかで終戦処理費（賠償費を含む）については、司令部の復活要求により四一三億円で結着をみた。二二年度補正予算をめぐっては日本側で大蔵省と経済安定本部、これに対応して司令部経済科学局内で財政課と価格統制・配給課との間の対抗関係ないし調整不十分があり、これをめぐって以後も局面は二転三転したが、終戦処理費に関しては二二日、大蔵省・経済安定本部で四一三億円で意見の一致をみた。

なお、以上の記述で終戦処理費とは賠償関係費を含み、現実に司令部折衝においてもこの数字が用いられているが、二二年度補正予算から賠償関係費を終戦処理費から独立させることになり、補正第七号において部款項として賠償施設処理費を新設し、賠償施設管理に要する経費一七億二七〇〇万円を終戦処理費から組替えた。従つて前述の終戦処理費追加四一二億七〇〇〇万円は終戦処理費三七二億七三〇〇〇万円（追加額三九〇億円、組替え修正減少額一七億二七〇〇万円）、賠償施設処理費四〇億円（追加額二二億七三〇〇万円、組替え修正増加額一七億二七〇〇万円）となる。終戦処理費追加のうち五〇億円は一〇、一二月分給与の一六〇〇円ベースとの差額分としてとりあえず補正第五号となり、残り（および賠償施設処理費）は補正第七号に含められた。

二二年度は年度初から予算追加が必至とされたが、財源調達が困難で、司令部交渉の最終段階まで持越された。大

表 2-4 昭和23年度終戦処理費予算 (単位：千円)

科 目	暫 定 予 算			本 予 算 (修正予算)	補正予算 (補正第2号)	合 計
	(4月分)	第2号 (補正) (5月分)	第3号 (補正) (6月分)			
	23. 4. 1 成 立	23. 5. 1 成 立	23. 5. 28 成 立			
(部)(款)終戦処理費	5,789,679	5,939,141	5,925,353	92,236,000	14,228,648	106,464,648
(項)終戦処理事務費	—	112,910	94,963	1,736,000 <sup>△</sup>	271,352	1,464,648
(目)給料	—	29,603	23,100	133,643 <sup>△</sup>	23,428	110,215
手当及給与	—	19,706	17,990	109,489 <sup>△</sup>	10,271	99,218
賃	—	732	415	4,983	—	4,983
交際費	—	73	73	880	—	880
旅費	—	7,855	6,392	148,479 <sup>△</sup>	1,448	147,031
消耗品費	—	4,997	4,337	80,221	—	80,221
役務費	—	30,573	38,447	755,358 <sup>△</sup>	110,000	645,358
委託品費	—	—	—	—	—	—
備品費	—	1,665	1,437	41,625	—	41,625
施設費	—	—	—	—	—	—
賠償及償還金	—	—	—	—	—	—
補助負担金及交付金	—	17,706	2,772	384,537 <sup>△</sup>	145,593	238,944
給与特別措置費	—	—	—	76,785	19,388	96,173
(項)終戦処理事務費	5,789,679	5,691,516	5,773,033	88,800,000	14,500,000	103,300,000
(目)常備者給与	925,571	925,571	1,193,303	16,257,000	6,142,000	22,399,000
日備者給与	127,803	127,803	143,194	1,806,000	682,000	2,488,000
物件購入費	893,271	893,271	893,271	10,497,000	7,714,000	18,211,000
物件借上費	187,008	187,008	187,008	1,510,000	69,000	1,579,000
住宅新築費	971,527	971,527	871,527	4,019,000	4,212,000	8,231,000
宿舎工事費	121,962	121,962	121,962	972,000 <sup>△</sup>	494,000	478,000
兵舎工事費	716,496	716,496	716,496	3,870,000	5,317,000	9,187,000
一般工事費	483,765	483,765	483,765	10,172,000 <sup>△</sup>	7,047,000	3,125,000
維持管理費	345,380	345,380	345,380	11,352,000 <sup>△</sup>	1,591,000	9,761,000
交通諸費	360,000	360,000	310,000	13,771,000 <sup>△</sup>	2,523,000	11,248,000
道路諸費	84,565	84,565	84,565	2,243,000 <sup>△</sup>	2,243,000	—
諸費	532,803	474,168	422,562	11,176,000	4,762,000	15,938,000
連合軍円資金	—	—	—	1,000,000 <sup>△</sup>	500,000	500,000
返還金	—	—	—	155,000	—	155,000
補助金	39,528	—	—	—	—	—
(項)終戦処理雑務費	—	134,715	57,357	1,700,000	—	1,700,000
(目)雑業務費	—	82,011	31,005	1,227,000	—	1,227,000
補助費	—	52,704	26,352	473,000	—	473,000

出所：調達庁『占領軍調達史——統計編』、69ページ。

二三年度予算の編成作業は、二二年八月中旬に着手された。経済緊急対策の支持を基本任務としつつ、対日講和予備会議の開催等講和論議の高揚、民間貿易一部再開を端緒とする国際経済への復帰という中長期的な展望への対応がその任務であった。「二十三年度予算編成に際して考慮すべき諸問題」(主計局総務課、八月一六日)<sup>(41)</sup>にそのチェック・ポイントが示され、以後半月の間予算編成方針が数次にわたり練り直された。財政への要請が強まる一方で、財政面からのインフレ要因の除去が課題とされ、このために国民経済と財政との調整、財政の使命等の議論が繰返された。二三年度予算の作業そのものは二二年度追加予算をめぐる事態のなかで棚上げになったまま、基礎的な調査が続けられたが、終戦処理費の関連では、終戦処理費の計上を所与として前提し、その性格づけ、位置づけが試みられた。例えば、省内の非公式研究のためのものと推定される資料「国民所得、財政負担、占領費、公債、租税負担の比率」(二

### 三 二三年度当初予算

蔵省としては赤字なしの追加予算編成は不可能と考え、司令部側ともこの前提で交渉した。司令部の態度は、必ずしも赤字そのものを問題とするものではなかったが、あくまで租税を中心とする歳入を日本側の責任において確保するよう強く要求するものであった。<sup>(39)</sup>

終戦処理費を中心とする追加予算財源の捻出試算のなかで、より根本的な方策として、預金再封鎖、第二次財産税構造が実現は困難ながら「棄て難きもの」<sup>(40)</sup>として秘かに検討されたのもその一連の作業のひとつである。

結局司令部とのやりとりを通じて赤字額は減少させられ、最後にマッカーサーの裁断で補正予算で当初予算の赤字を消去する通年の一般会計形式的完全均衡に至る過程は「各年度歳計」編を参照されたい。



表 2-6 昭和22年度一般会計特別会計本予算の経済的分析・終戦処理費の分類 (単位：千円)

	勤労消費	物財用役消費	工 事
労務者給与	1,781,280		
日備者給与	1,187,520		
接雑費	1,800		
雑費	231,535 (70%)	99,230 (30%)	
施設管理費	1,036,555 (60%)		477,178 (40%)
維持管理費		247,680 (30%)	577,920 (70%)
諸費		136,260 (20%)	545,040 (80%)
連合国財産返還費		84,350	
物件借上費		661,284	
支出監査費		360	
交通費		358,703	
物件購入費			5,118,255
住宅新築費			2,185,297
宿舍工事費			3,300,000
兵舎工事費			4,500,000
一般工事費			3,500,000
雑設営業費			114,597
計	4,238,690	1,587,867	20,318,287

(備考) 純計算のため、重複部分として控除した額は次の通り。交通費より641,297千円、施設管理費工事関係より213,859千円。

して伏在していた。また、これに対応するメモ「財政再建問題」(一〇月九日)<sup>(44)</sup>には、「終戦処理費—軍事費か、消費物資費かの検討」「特別会計案—臨時軍事費的取り扱いか(……)備考、G H Qはこの案を好まず」「繰り延べ案—進駐軍用住宅は邸宅徴発によつてこれに充てる。港湾、軍道、その他の軍事的施設をもつて専ら進駐軍費とす」「進駐軍費と公定価格との問題」と、問題関心の所在が示されている。これらの

表 2-5 昭和22年度一般会計特別会計本予算の経済的分析・総表 (単位：百万円)

区 分	一 般 会 計		特 別 会 計		合 計	
	金 額	%	金 額	%	金 額	%
I 実 経 費	55,819	62.4	49,732	39.3	105,551	48.9
A 消 費 的	46,441	51.9	31,090	24.6	77,531	35.9
1. 勤 労 消 費 (内終戦処理費分)	18,451 (4,239)	20.6 (4.7)	21,002	16.6	39,453 (4,239)	18.3 (2.0)
2. 物 財 用 役 消 費 (内終戦処理費分)	6,628 (1,588)	7.4 (1.8)	10,069	8.0	16,697 (1,588)	7.7 (0.7)
3. 公 用 財 産	1,044	1.2	19	0	1,063	0.5
4. 占 領 工 事	20,318	22.7	0	0	20,318	9.4
B 資 本 構 成 的	9,378	10.5	18,642	14.7	28,020	13.0
1. 公 共 用 土 木 建 築	5,734	6.4	79	0	5,813	2.8
2. 産 業	3,607	4.0	572	0.5	4,179	1.9
3. 官 業	37	0.1	17,991	14.2	18,028	8.3
II 移 転 的	33,609	37.6	76,794	60.7	110,403	51.1
1. 扶 助 的 経 費	5,026	5.6	1,899	1.5	6,925	3.2
2. 対 産 業 経 費	28,583	32.0	44,196	34.9	72,779	33.7
a 維 持 的	22,311	25.0	41,726	33.0	64,037	29.7
b 促 進 的	6,272	7.0	2,470	1.9	8,742	4.0
3. 国 債 借 入 金 償 還	0	0	21,604	17.1	21,604	10.0
4. 利 子 割 引 料	0	0	9,095	7.2	9,095	4.2
I + II	89,428	100	126,526	100	215,954	100
III そ の 他	3,012		14,970		17,982	
1. 予 備 費	3,012		3,841		6,853	
2. 分 与 税 分 与 金	0		11,129		11,129	
I + II + III	92,440		141,496		233,936	

出所：大蔵省資料 Z 511-67. 表 2-6 も 同 じ。

○月一日調、作成者名なし<sup>(43)</sup>は、国民所得と歳出及び財政負担、軍事費及び占領費と財政支出、国民所得と公債発行高、占領費・復興費等の調達のための公債、国債現在高が国民所得において占める割合の国際比較、第二次世界大戦後における租税負担率の国際比較、という構成の国際比較を行っている。終戦処理費を戦時期の軍事費との対応関係でとらえる手法は大蔵省内部でもよく行われた。占領費の財源を公債に求めようとする発想は一貫

「とみなす試算を示している。また主計局総務課作成(但し個人名で作成された私的研究)の「昭和二十二年度一般会計特別会計本予算の経済的分析」(二二年一〇月)<sup>(45)</sup>は、終戦処理費をすべて「直接に国民資本(物財的意味に於ける)を構成しない」「消費的経費」とみなす試算を示している。終戦処理費を一種の公共事業費的性格をもつものと把える考え方の系統として、「財政白書」(二二年一二月七日大蔵



大臣談話「わが国財政の現状について」<sup>(46)</sup>は終戦処理費につき、「直接間接に、相当多数の者に就職の機会を与えており、また道路建築物の施設として残るものである」との評価を与えている。<sup>(47)</sup>二二年一月、二二年度追加予算問題の結着に引続き二二年度予算の作業再開に向けて「昭和二十三年度予算の編成に関する件」(一月一日)<sup>(48)</sup>が作成され、「従来までの経緯殊に司令部との折衝の経過に鑑み」「司令部との間に随時緊密なる連携を保持しつつ」「急速に編成を取進める」こと、この際「歳出に付ては渉外的必要経費の依然巨額に上るべき実情」に注意を促している。しかし二二年末から二三年第一・四半期にかけては、生活補給金支給問題とそれに起因する政変のため、予算編成作業は事実上再度棚上げされた。この間終戦処理費見込額は九月一日「昭和二二年度概算見込額調」<sup>(49)</sup>で五〇〇億円(歳出総額二七二〇億円)、九月四日「昭和二二年度一般会計歳入歳出概算見込修正案」<sup>(50)</sup>で九〇〇億円(同三三四〇億円)、一月二七日「昭和二十三年度一般会計概算査定推計」<sup>(51)</sup>で七〇〇億円(同三〇六〇億円)と推移した。司令部側の見通しは、「今年の六〇〇億余りのうち約半額が維持管理補修半額が新規工事なるが来年は新規工事が半分位となり従って金額として price level を本年と同一として七五%位のもの」とされた。<sup>(52)</sup>

表 2-7 昭和23年度予算交渉過程 (単位：億円)

	第一案 (5月10日)	司令部案 (5月22日)	第二案 (5月24日)	第三案 (5月26日)	決定案 (5月27日)
<b>歳入</b>					
(1) 租税	252.2	} 345.4	259.2	262.2	263.2
(2) 専売	81.9		90.4	88.9	94.3
(3) 価格差益	12.9		27.9	18.9	18.9
(4) その他	26.6		26.6	28.9	28.9
計	373.6	399.9	397.3	398.9	399.3
<b>歳出</b>					
(1) 終戦処理費	91.4	93.2	93.2	93.2	94.2
(2) 賠償	5.5	7.4	7.4	7.4	6.4
(3) 地方分与税	32.9	32.9	39.9	44.9	44.9
(4) 価格差補助	58.7	78.7	70.0	70.6	70.6
(5) 公共事業費	41.0	41.0	41.0	41.0	42.5
(6) 政府出資	19.1	21.0	21.0	19.0	19.0
(7) その他	124.8	125.7	124.8	122.8	121.7
計	373.4	399.9	397.3	398.9	399.3

出所：大蔵省渉外特報(第69号)「昭和二十三年度本予算編成に関する経緯概要」(大蔵省資料 Z511-70)。

表 2-8 昭和23年度重要物資

物資名	普通鋼鋼材(トン)			鉄 鉄(トン)		
	昭和23年度	%	22年度 配当実績	昭和23年度	%	22年度 配当実績
進駐軍用(終戦処理費)	60,000	6.7	111,000	25,000	8.9	45,500
賠償施設撤去用	1,250	0.1	2,280	0	0	530
公共事業用	一般会計分		—	3,677		—
	特別会計分		—	14,195		—
	合計	110,315	12.3	31,113	17,872	6.4
その他	728,435	80.9	397,807	237,128	84.7	—
配当量合計	900,000	100	542,200	280,000	100	159,960
昭和23年度生産計画	1,000,000			830,000		

(備考) 数字に不突合があるが、そのままとした。

出所：大蔵省資料 Z501-12.

配当計画参考表(昭23.5.26, 主計局調査課調)

セメント(トン)			一般用材(千石)		
昭和23年度	%	22年度 配当実績	昭和23年度	%	22年度 配当実績
300,000	15.0	682,209	3,600	8.4	6,000
150	0	50	415	0.9	134
394,244		—	8,280		—
144,633		—	2,669		—
538,877	26.9	245,336	10,949	25.3	9,674
1,160,973	58.1	452,005	28,306	65.4	26,384
2,000,000	100	1,379,600	43,270	100	42,192
2,000,000			43,420		

表 2-9 昭和23年度追加予算(第1号・特第1号)総合表(昭23.11.29)  
(単位:千円)

歳 出		財 源	
事 項	金 額	事 項	金 額
1. 終 戦 処 理 費	12,000,000	1. 租 税 自 然 増 収	41,001,000
2. 生 活 保 護 費	1,800,000	2. 給 与 に 伴 う 所 得 税 増 加	4,697,000
3. 刑 務 収 容 費	672,673	3. 砂 糖 消 費 税 増 収	3,045,000
4. 価 格 調 整 費	11,000,000	4. 雑 収 入 増 加	4,172,663
5. 船 舶 運 営 会 補 助	2,500,000	5. 輸 出 滞 貨 処 分 (価 格 差 益)	1,000,000
6. 国 債 費	2,402,715	6. 味 の 素 放 出 (価 格 差 益)	762,840
7. 廃 兵 器 処 理 費	737,213	7. 地 方 貸 付 金 償 還 金	3,508,666
8. 雑 件	4,565,766	8. 前 年 度 剰 余 金	496,300
9. 給 与 改 善 費	26,278,338	9. 歳 出 節 約 額	10,975,101
10. 災 害 復 旧 費	6,000,000	10. 特 別 会 計 固 有 財 源	698,135
11. 地 方 配 付 税 配 付 金	2,400,000		
合 計	70,356,705	合 計	70,356,705

(備考) 1. 一般会計・特別会計を総合したもの。これを分割し、計数整理したものが予算書となる。  
2. この表での「終戦処理費」は「終戦処理事業費」に該当する。

出所:大蔵省資料Z501-20.

表 2-10 昭和23年度追加予算(第2号・特第2号)総合表(昭23.12.1)  
(単位:千円)

歳 出		財 源	
事 項	金 額	事 項	金 額
1. 終 戦 処 理 費	14,500,000	1. 租 税 自 然 増 収	41,001,000
2. 生 活 保 護 費	1,800,000	2. 給 与 に 伴 う 所 得 税 増 加	4,697,000
3. 刑 務 収 容 費	672,673	3. 砂 糖 消 費 税 増 収	3,045,000
4. 価 格 調 整 費	11,000,000	4. 雑 収 入 増 加	4,172,663
5. 船 舶 運 営 会 補 助	2,500,000	5. 輸 出 滞 貨 処 分 (価 格 差 益)	1,000,000
6. 国 債 費	2,402,715	6. 味 の 素 放 出 (価 格 差 益)	762,840
7. 廃 兵 器 処 理 費	737,213	7. 地 方 貸 付 金 償 還 金	3,508,666
8. 雑 件	4,565,766	8. 前 年 度 剰 余 金	496,300
9. 政 府 職 員 給 与 改 善 費	15,544,674	9. 歳 出 節 約 額	10,475,101
10. 災 害 復 旧 費	6,000,000	10. 特 別 会 計 固 有 財 源	698,135
11. 地 方 配 付 税 配 付 金	10,133,664		
合 計	69,856,705	合 計	69,856,705

出所:大蔵省資料Z501-26.

二月、予算の年度内不成立に備えて暫定予算編成の準備を開始、芦田内閣の手により四月分暫定予算が作成された。新年度に入っても物価、賃金をめぐる司令部経済科学局内部の意見対立が主たる要因となつて、五、六月は暫定予算で対応、本予算案の閣議決定は五月二十七日であつた。予算折衝の過程では終戦処理費は主要な議題とならず、五月二二日ファイナルより「終戦処理費及び賠償撤去費に就いては日本政府の見積りが過少<sup>(53)</sup>」として修正を要求されるなど政府原案に比し一定の増額はあつたが軽微に留まり、それも物価改訂による増分見積りをめぐる差異であつた。<sup>(54)</sup>

#### 四 二三年度補正予算

昭和二三年度補正予算は本予算成立後の民間給与水準の上昇、消費者物価の上昇、これに伴う公務員給与改訂の必至という情勢に対応すべきものであつた。九月末大蔵省は追加要求総額八一六億円をとりまとめて司令部に呈示、以来予算案としての計数修正を経て一月八日大蔵省案として総額八五〇億円を示し、これに対しリード予算課長はその歳入見積りを四五〇億円のみ妥当として、これに対応する歳出案を作成、一二日には四八〇億円まで許容したが、財源側に主たる問題があつた。終戦処理費についてみると、大蔵省一〇月二六日案(総額一一九〇億円)に給与引上げによる追加見込みとして四五億円初めて計上され、<sup>(55)</sup>以後三〇億円程度が想定され、司令部の見積りも同規模で、何ら問題は存在しないものと思われた。

一月一九日、渡辺渉外部長は「追加予算に関しては Reed の手許にて歳出の priority を定め財源を之に充当した案を製作中なり」<sup>(56)</sup>「その案中新一五〇億の終戦処理費の増加を申出で来れり 但し歳入の見積り方は寛大となれり」という方針変更の情報を得た。<sup>(56)</sup>追加予算優先順位表は一月一七日マーカーカットが日本側にも提示した「予算原

則」の第四項にもとづくものであり、終戦処理費は第一順位に一〇〇億円、第五順位に五〇億円が掲記された。<sup>(57)</sup> 終戦処理費の大幅増加要求の理由は明らかでない。

大蔵省は一九日夜総額六三〇億円の案を作成、二〇日閣議でこれを六二五億円と修正確認、直ちに司令部に提出した。<sup>(59)</sup> 政府二〇日案は歳入側ではリード一二日案四八〇億円に終戦処理費予想追加相当分一五〇億円を加えた額に見合うが、歳出側では終戦処理費は二五億円のみとされた。

一月二七日から二八日にかけて司令部との予算折衝が行われ、追加予算総額六九九億円、終戦処理費一二〇億円に修正されて結着をみた。<sup>(60)</sup> 二七日四時半、泉山蔵相がマーケットを訪問、政治情勢の急変に伴い新給与予算（一八三億円）のみ分離提出する方針につき承認を求めたのに対し、マーケットはこれを拒否し、「これからでも予算は出来るから……、司令部側と日本側と一緒に間に合わせるように予算を作ろう」と提案、リードが呈示した政府二〇日案に対する財政課優先列案をもとにその第一および第二順位の範囲で急遽予算案を作成した。日本側は終戦処理費については一二〇億円から八〇億円に削減するよう主張したが容れられなかった。二八日午前六時最終的妥結をみた。

追加予算案は二九日に国会に上程された（補正第一号および特第一号）が、第三国会解散のため審議未了となり、二月一日第四国会に改めて上程され、二二日成立をみた（補正第二号および特第二号）。再上程に際しては組替えが行われ、終戦処理費は一四五億円に増額されたが、この間の経緯は明らかでない。

- (1) 大蔵省資料Z五〇一―一六。
- (2) 「昭和二十二年一般会計総予算について」（「財政収支調整調査会議事摘録」第七号、昭二二・一・二四、野田主計局長、河野主計局長の説明）（大蔵省資料Z五〇一―二）。
- (3) 石橋IIマーケット会談の記録（「終連特報」二月八日）（大蔵省資料Z五二―一六〇）。

- (4) 「渡辺武日記」昭和二十二年二月一七日。
- (5) 同、二十二年三月二二日、一八日、二〇日、二二日。
- (6) Letter to SCAP on the Termination of War Expenditures, no date. (大蔵省資料Z五二―一八三)。なお、石橋は終戦処理費制限問題で司令部が「感情的に私に対して非常な不快の感を抱いた」と回想しており（元大蔵大臣石橋湛山氏講述(1)、「終戦財政史口述資料」第一分冊）、石橋自身やマーケットは否定しているが、これがもととなって東洋経済新報社での活動を表面的な口実に追放に至ったという説が流されていた（『湛山日記』昭和二十二年五月一七日）。
- (7) 「渡辺武日記」昭和二十二年三月二七日。
- (8) 大蔵省資料Z五〇一―一六。
- (9) 大蔵省資料Z五〇一―二。
- (10) 『占領軍調達史——調達の基調』、一九七―九八ページ。
- (11) 「渡辺武日記」昭和二十二年五月一日、二二日。
- (12) 同、五月二二日。
- (13) 大蔵省資料Z五二―一五。
- (14) 同前。
- (15) 「追加予算計上見込経費（司令部案）」（昭二二・六・二六）（大蔵省資料Z五〇一―一五〇）。
- (16) 「昭和二十二年予算補正要求見込額」（昭二二・六・三〇）等（大蔵省資料Z五〇一―一五〇）。
- (17) 「昭和二十二年予算追加要求見込額」（昭二二・七・六）（大蔵省資料Z五〇一―一五〇）。
- (18) 終戦処理費増加見込（無表題、昭二二・七・一五、管理局）（大蔵省資料Z五二―一八六）。
- (19) 大蔵省資料Z五二―一五〇。
- (20) 「昭和二十二年補正予算案に付て」（日付なし、司令部折衝用メモ）（大蔵省資料Z五〇一―一五〇）。
- (21) 「渡辺武日記」昭和二十二年七月二二日。
- (22) 同、七月二二日。
- (23) 「昭和二十二年追加予算成立に至る迄の経過概要」（「大蔵省渉外特報」号外）（大蔵省資料Z五二六―二―一四）。
- (24) 「八月二十五日司令部と共同作業の下に計算された終戦処理費追加額の説明」（昭二二・八・二五、管理局財務課）（大

蔵省資料Z五二一八六)、「パブリックファイナンス推算による追加予算見込額(第一稿)」(日付なし)(大蔵省資料Z五〇一一五〇)。

(25) 注(24)の文書および「昭和二十二年度終戦処理費所要追加額調」(昭二三・八・二五、管理局財務課)(大蔵省資料Z五二一八六)。

一一八六)。

(26) 「工事費騰貴率調」(昭二三・八・一六、管理局財務課)(大蔵省資料Z五二一八六)。

(27) 「昭和二十二年度終戦処理費要追加額調」(昭二三・八・二五、管理局財務課)(大蔵省資料Z五二一八六)。

(28) 「八月二十五日司令部と共同作業の下に計算された終戦処理費要追加額の説明」(昭二三・八・二五、管理局財務課)(大蔵省資料Z五二一八六)。

(29) 「終戦処理費追加予算大蔵省及司令部両案の主な相違点」(昭二三・八・二九、渉外部)(大蔵省資料Z五二一八六)。

(30) 「終戦処理費追加予算司令部案査定案」(昭二三・八・三〇、管理局財務課)(大蔵省資料Z五二一八六)。

(31) 「渡辺武日記」昭和二年八月二八日。

(32) 同、九月一七日。

(33) 前掲「昭和二十二年度追加予算成立に至る迄の経過概要」。

(34) 同前。

(35) 「二十二年度追加予算 Public Finance Division 案」(日付なし、渉外部)(大蔵省資料Z五〇一一五〇)。

(36) 「渡辺武日記」昭和二年一〇月二六日。

(37) 前掲「昭和二十二年度追加予算成立に至る迄の経過概要」。

(38) 同前。

(39) 「渡辺武日記」昭和二年六月九日、一〇日、七月三日、八月一八日、二八日、九月二二日、一七日等。

(40) 日本銀行調査局「一般会計(特に終戦処理費)予算の増加と其の財源について」(昭二三・五・一〇、總裁提出原稿案)(大蔵省所蔵日本銀行資料)。

(41) 大蔵省資料Z五〇一一五二。

(42) 大蔵省資料Z五〇一一五二、五一—一六九。

(43) 大蔵省資料Z五二六—一五。

(44) 同前。

(45) 大蔵省資料Z五二一六七。

(46) 「大蔵大臣演説集」(大蔵省財政史室資料)。

(47) これに対する批判として、鈴木武雄『現代日本財政史』第二巻、七六ページ。

(48) 大蔵省資料Z五〇一一五一。

(49) 大蔵省資料Z五〇一一一四。

(50) 同前。

(51) 同前。

(52) 「渡辺武日記」昭和二年二月八日。

(53) 「昭和二十三年度予算編成に関する経緯概要」(「大蔵省渉外特報」第六九号、昭二三・六・二)(大蔵省資料Z五二一七〇)。

(54) 「渡辺武日記」昭和二年五月二二日。

(55) 「昭和二三年度予算追加見込額概算」(昭二三・一〇・二六)(大蔵省資料Z五〇一一二二)。

(56) 「渡辺武日記」昭和二年一月九日。

(57) 大蔵省資料Z五〇一一二二。

(58) 同前。

(59) 「渡辺武日記」昭和二年一月一九日、二〇日。

(60) 「大蔵省渉外特報」第一二二号(昭二三・一一・二一)(大蔵省資料Z五〇八一七)。

## 第二節 対日経済政策の推移と終戦処理費

## 一 NSC-13/1と占領費問題

終戦処理費は占領軍の支出要求への現実的対処であるほかはなく、司令部内でも経済科学局財政課は前節にみるごとく財政問題としては終戦処理費に深い注意を払っており、その日本財政および経済に対する否定的役割を認識しつつも、占領軍内部の要求を管理・統制できる立場にはなかった。終戦処理費、すなわち占領費日本負担分の性質、その日本政府財政におけるあり方そのものについての見直しは、とりあえずは、占領の長期化に伴う占領政策一般の見直しの一環としてなされるほかはなかった。基調としては、かかる政策転換一般のなかで、終戦処理費に対する占領軍の態度に変化を来すことを看取できる。しかし占領費・終戦処理費そのものは政策経費ではなく、経済政策の一環としてよりもむしろ占領の性格と占領軍の存在形態に関わる問題に属し、その性質上陸軍省と国務省の間における深刻な路線対立を内包せしむるものであり、直接に事態の変化をもたらすような結論をみたわけではなかった。またアメリカ政府内部での議論の占領軍への反映の関係も資料的には必ずしも明らかではなく、ドッジ財政顧問の役割も終戦処理費そのものを取り出しながめた場合には必ずしも明確ではない。

一九四八年三月二五日、国務省政策企画部は同部長ケナン George F. Kennan の訪日成果をふまえ、対日総合政策として立案された「アメリカの対日政策に関する勧告」をケナン名の報告の形で提示した(PPS-28)<sup>(1)</sup>。PPS-

二八は国務省内および国務省・陸軍省間の検討による修正を経て、NSC-13/1(一九四九年九月九日大統領承認)として対日基本政策としての確定をみる<sup>(2)</sup>。

NSC-13/2の形成をめぐる国務省と陸軍省の論争は対日占領政策の基本に触れるもので、占領費問題自体が主要な論点を構成したわけではないが、対日管理方式と対日経済援助の結節点をなすものとして、相当の関心が払われた。

PPS-28はその「占領政策」中に「占領費」を項目として掲げ、次のように勧告した。

日本政府の負担する占領費のドラスチックな減額をなすための方策を講ずべし。他の手段による減額の不可能なときは、占領費の相当部分、とくに人的サービスに属するものにつきドル払いをなし、このドルを日本の輸入金融に活用すべく処置すべし。

その主旨を、起案者(ケナン)は次のように説明する<sup>(3)</sup>。

日本政府予算は均衡しておらず、銀行券流通高は増大を続けている。最近、インフレ率が極めて著しく低下したことは認められるが、通貨量を現在レベルに維持できる見通しはほとんどない。インフレの状況は国民所得が一九四六年一二二〇億円、一九四七年八三〇〇億円という数字にその一端をうかがい知ることができる。

インフレ状態が改められない限り価格賃金の真の安定がないことは明らかである。しかしこのことは日本政府が赤字財政の手段としての銀行券発行や信用インフレを行い得なくなることを意味する。

かかる状況下にあつては日本政府による占領費の巨額の支払が直接に経済の復興と安定に対立することは明らかである。かくて占領費はかなりの程度において占領目的を阻害していることになる。

占領費の日本政府に対する賦課は被占領国民による占領軍費支払を命ずる伝統的国際法慣行に基づいている。この慣行は、近



代工業国による総力戦において最悪となつたところの、戦闘行為による極度の荒廃や生産能力の重大な損失という事態が存在しなかつた時代に形成されたものである。またこの慣行は、戦勝国自身が敗戦国民の経済生活に責任をもち、また困難な財政赤字を克服させるような政策を施行することを想定しているものでもない。従つてこの原則は、今日では、戦闘終了直後期においてさえ適用することがはなはだ疑問である。戦闘終了後二年という期間の経過、かつ降伏条件の実質的な履行という事実を考慮するならば、法的にも論理的にも、その根拠は極めて薄弱である。

(中略)

繰返すように、適切な数値を欠くが、占領費は数個のカテゴリーに分類されると思われる。第一は、在日の軍隊及び司令部のための真に合理的でかつ通常の費用である。第二は、日本における軍事建設工事であつて、占領目的のためのものでなく、さらには日本地域の防衛のためでもなくて、日本とは直接には何のかわりもないアメリカの特殊な戦略目的のものに代表される。第三は、占領軍のために遂行されているが、占領行為とは関係なく、わが政府にとって支出を必要としないが故になされている作業に代表される。第四は、占領軍構成員にとっての全く個人的性質の支出、他所では個々人のポケットから支払われるべきものである。

(中略)

あとの三つのカテゴリーの占領費はわが政府もしくは関係者によるドル支払をなすべきであると考えられる。費用は(日本の)現行価格に比べてもまだ低廉であり、アメリカでの同種の作業・サービスより大幅に安い。とりわけ対人サービスの支払は低廉である。為替レートを合理的なものとすれば、これらのサービスは低廉なものとなるうし、それは家賃、燃料費、個人住宅費等(の実例)の通りである。現在において、特定の費目、例えば家賃は占領軍の個人メンバーにより支払われるが、軍に対してのドル払であつて日本人に対して支払われるのではない。日本政府はその予算から家屋所有者等への円支払を行う。この(軍への支払ドルの)資金が陸軍によって何に用いられているか、あるいは財務省へ還流しているかどうか、明らかではない。……人的サービスに対して平和時の外人居住者に支払われる通常額のドルを支払い、同様に占領に直接関係ない物資・サービスをドル払

することは、會計上からも明朗なことと考える。ドル払を妥当なレートで行えば、日本の利用し得る対外購買力は、アメリカが苦勞せずとも、飛躍的に増大するものと確信する。

ケナンのこうした判断の背景には、占領軍に個人的致富をはかるものがあり、これに対する対策が欠落しているという認識があり、ケナンは占領軍当局を「多くの点で寄生虫的存在」である<sup>(4)</sup>とまできめつけている。

国務省占領地域担当次官補サルツマン Charles E. Salzman はケナン報告へのコメントの中で次のように述べた<sup>(5)</sup>。

占領費について。勧告に全く同意し、かつ極めて重要な指摘であると認める。CINCFE及びSCAPに対し日本経済に負担を与える全所為についての報告を徴求すべし。かかる報告により明らかとなる事実に基づき、CINCFEに対し、占領に於て真に重要でない類の建設工事はドル払するよう命令すべし。かかる建設工事については、占領開始期にさかのぼつてのドル払を考慮すべし。占領軍への対人サービスはドル払とすべし。

PPS-118の占領費条項に対して陸軍省の賛成は得られなかつた。五月一二日付の国務省内部文書はこれを承けてケナン報告の第二文を削除する修正案を起草した<sup>(6)</sup>。その理由は、陸軍省側が国務省に対しケナン案をもし実行する場合にはその予算措置について国務省が責任を持つことを要求、その必要額が多額にのぼる見通しであつたことにある。一二日案に対し、国務省内部討議の過程で次のような提案がなされた<sup>(7)</sup>。

占領費——この部分の勧告を第一文のみとしてしまふならば、SCAPは我々の企画するこの重大な転換を強制されるものとは感じないだろう。第二文として次のように追加することが必要である——「日本の資材及び労働力を利用する建設工事の量及び規模における大幅な削減も合わせ行へし」。ドレーバー氏(陸軍次官)はこの文章に反対するかも知れないが、いまこの問題についての我々の見解を明らかにし、ドレーバー氏の頭越しにNSCへ送付する方が、我々の真意について後日誤解をまねく危険をおかすよりも好ましいと考える。

五月二六日同件はPPS二八／二として國務長官に報告され、NSCに送付されてNSC一三となる。占領費条項は次の通り。<sup>(8)</sup>

日本政府の負担する占領費のドラスタックな規模での減額をさらに行うべく方策を講ずべし。SCAPが命じ日本の資材と労働力を利用する建設工事計画の量及び規模は絶対最小限とすべし。

この第二文は陸軍省を經由した司令部の意向によって決定直前に書直されたものである。<sup>(9)</sup> 國務省はかかる修正に對抗し、PPS二八／二(NSC一三)に「國務省の公式の見解ではない」と断り書をつけながらも、原案に対するケナンの説明(六九五ページ参照)をそのまま添付して、主張の基調が不変であることをとくに示している。<sup>(10)</sup>

マッカーサーは六月一二日のドレーパー陸軍次官への電報でNSC一三をコメントし、そのなかで次のように述べている。<sup>(11)</sup>

占領費 日本経済に対する占領の負担の性質と程度について重大な誤解が存在している。以下の点につき、陸軍省代表に対して詳細な説明を行った。すなわち、占領費は大部分公共事業計画の範囲に限定されており、資材が日本国外へ移転されてしまうことはほとんどない。住宅等の建築設備は(アメリカ)内地のものに比してはるかに劣るものであり、(かつ)占領が終結すれば、より多くの住宅を必要としている日本人に還元されるものである。さらに、無知や偏見から現段階における占領を批判する者があるが、これは現状を大げさに誇張するものである。(占領が)日本経済に不要な重荷をもたらしているという含意は全くの虚偽であり、現実をみないものである。必要な軍事設備及び軍隊維持のための住宅建設計画は事実上終了している。物資、労働、サービスの分野では、調達は必要最小限に制約され、(アメリカ)内地の場合とできるだけ同じような統制が加えられ、管理・統制は不断に強化されつつある。

九月二四日NSCスタッフはNSC一三を修正の上NSC一三／一としてNSC会議に上程、その段階での占領

費条項は次の通りであり、そのままNSC一三／二としての最終決定に至った。<sup>(12)</sup>

日本政府の負担する占領費は本文書によって考究される講和前の政策目的に調和するよう最大限の減額を続けるべし。

これに先立ち、ザルツマン國務次官補はドレーパー陸軍次官に書簡を送り、<sup>(13)</sup> アメリカの対日援助と日本の経済復興に関連して、一九五〇会計年度から日本政府負担占領費相当分のドル支出、即ち即時払 pay-as-you-go 方式を提起した。当面は、日本の対米輸入資金援助の減額をもたらすことができ、結果的にアメリカ政府の日本向予算には変動をもたらさないこと、将来的には、日本のドル資金不足解消による経済復興の促進によって日本向ドル支出を節約できることが、その主旨である。これに対しての返答でドレーパー次官はこの提案に反対し、国防予算配分上の問題点、オーストリア占領においてソ連、イギリス、フランスが即時払い方式に反対していることを指摘し、同時に「休戦条件にもとづき、日本は解放諸国とは区別されるアメリカの敵国として、占領費の責任を負う」との立場を明示した。<sup>(14)</sup>

他方、三月二〇日来日したジョンストンドレーパー使節団は、帰国後報告書「日本と朝鮮の経済的地位と見通しに関する報告——その改善に要する方策」を完成した。<sup>(15)</sup> ジョンストンドレーパー報告はNSC一三／二に集約されるアメリカの対日政策形成に合流していくことになる。<sup>(16)</sup> 報告書は財政に関して、均衡財政の必要を説き、その阻害要因を五点列挙したうち、占領経費が歳出中巨大な比重を占める問題を指摘し、「占領軍は占領費減額の努力を続けるべし」と勧告している。なお、同使節団に対して日本側は司令部に対するものと同主旨の終戦処理費削減方の要請を行っているが、<sup>(17)</sup> ドレーパーは公式には、「如何なる国でも或る程度の軍事費の負担をして居るのであるから、これ(終戦処理費——引用者)を見合ふものと考へるべきではないか」と答えるに留まった。<sup>(18)</sup>

表 2-11 終戦処理費使途別区分調 (昭24.1.10) (単位：百万円)

区 分	昭和21年度		昭和22年度		昭和23年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
建設的経費						
住宅及宿舍新築費	9,230		11,255		8,709	
兵舎工事費	7,737		8,385		9,187	
一般工事費	3,678		9,169		3,125	
道路費			2,250			
計	20,645	65.2	31,059	48.6	21,021	19.6
維持的経費						
労務費	2,771		8,166		24,887	
物件購入費	4,994		8,971		18,211	
物件借上費	574		2,661		1,579	
維持管理費			5,760		9,761	
交通費等	500		3,281		11,248	
諸費	1,102		3,361		16,593	
計	9,941	31.4	32,200	50.1	82,279	77.0
其他の経費						
雑業務費	816		197		1,700	
事務費	261		665		2,062	
計	1,077	3.4	862	1.3	3,762	3.4
合計	31,663	100	64,121	100	107,062	100

(注) (1) 昭和21年度分については、日銀仮勘定返済 5,171 および施設管理費 1,466 計 6,637 を含まず。

(2) 昭和22年度分については、連合国財産返還費 152 を含まず。

出所：大蔵省資料 Z511-86.

では執行上の問題として、「経費の内容を常時把握し、監査を励行し、支出の適正化を期するとともに、機会ある度に総司令部に対し負担の軽減方を懇請すること」と指摘<sup>(23)</sup>を経て、二月一日、「予算編成上の基本的事項」が予算均衡、物価据置の能否を条件とする比較検討諸案のうち、両条件実現のためには「終戦処理費、その他歳出全般について、実現困難と思われるほどの無理な削減を加えなければならぬ」として、終戦処理費を事業量対前年比三割減を見込んだ一〇〇〇億円の案(他案は二条件のいずれかが不可能として一三〇〇億円)を提示するなどして各種試算のすえ、二月中旬には

## 二二四年度予算と終戦処理費

昭和二四年度予算の編成作業は、二三年度予算成立の遅延、二三年度補正予算や政治情勢などのために遅延したので、大蔵省はとりあえず標準予算とこれにもとづく査定案を作成した。終戦処理費については、事業量を前年度と同量に見込み、これを平年度化して計算された。占領軍関係工事は一段落したとみなされたからである(表2-11参照)。司令部側もNSC一三/二、経済安定九原則を承けて調達政策の変更<sup>(19)</sup>、財政緊縮方針をもち、終戦処理費抑制に協力的で、方策を具体的に考慮していた。このことは、終戦処理費予算をめぐる経緯が司令部内部での予算統制を主導に展開し、かつ予算交渉が極めて具体的なレベルで行われたことに現われている。二四年一月六日、リード財政課長は次のように発言したと報告されている<sup>(20)</sup>。

……終戦処理費が問題になるが、これはファイナンスの方でも腰を入れて検討しており、特に人件費については今までのムダを整理して凡そ半減できる見込みであると言っている。三七九一円ベースでディーの運転手が一七、〇〇〇円、女中が六、〇〇〇円をとつていたというのは、オーヴァertimeのつけ方が乱雑であつたからで、これについては将来マン・アウア当りの計算に切替える等大努力中であるという。建設費も新規のものは少い見込で、過般の道路も単に調査をしたのみであるという。マーケットの方から終戦処理費についてはGHQ内部に指令が出ているという。結局予算の二〇〇%程度に止めたい意向であるという。

二三年度補正後予算をベースとする終戦処理費標準予算額は一三五四億円(二三年度予算一〇七一億円<sup>(21)</sup>)、内訳は俸給一五一億円、賃銀三六八億円、資材六八〇億円、事務物件費一八八億円である<sup>(22)</sup>。一月末予算編成方針案の起案(ここ

表 2-13 昭和24年度終戦処理事業費予算案内訳 (昭24. 2. 28) (単位：千円)

事 項	G H Q	管理局 (FM)	差 引
(1) 労 務 費	32,760,000	30,559,189	△ 2,200,811
(2) 工 事 費	6,448,800	9,135,800	2,687,000
内) 兵 舎 工 事	30,000	42,500	12,500
一 般 工 事	1,050,000	1,487,500	437,500
住 宅 新 築	0	0	0
火災等による再建設	1,500,000	2,125,000	625,000
飛 行 場 工 事	2,250,000	3,187,500	937,500
アデンドム基地建設	258,000	365,500	107,500
A A C S	325,800	461,550	135,750
兵 器 庫 建 設	300,000	425,000	125,000
P O L	237,000	335,750	98,750
追 浜 工 場	198,000	280,500	82,500
(3) 直 需 物 件 費	18,306,330	18,687,505	381,175
需 品 役 炭 上	7,304,330	7,304,330	0
用 石 借	2,322,000	3,317,453	995,453
持 管 理 費	6,300,000	5,950,000	△ 350,000
(4) 維 持 管 理 費	2,380,000	2,115,722	△ 264,278
(5) 諸 費	4,500,000	5,062,500	562,500
(6) 運 輸 費	21,745,674	21,745,674	0
(7) 通 信 費	9,850,906	9,172,279	△ 678,627
(7) 通 信 費	9,627,935	10,605,980	977,045
総 計	103,239,645	104,968,927	1,729,282

出所：大蔵省資料 Z 501-25.

の事務当局内部資料(終戦処理事業費相当分)によれば、総額において大差なく、むしろ司令部案の方が額において下回るものと計算されている(表2-13参照)。  
司令部側の予算案が正式に手交されたのはドッジの来日、その精査をまわって三月二二日であり、価格調整費の取扱いによって歳出総額七〇三〇億円と日本案に比べて増加した。<sup>(29)</sup>終戦処理費は一二五三億円と額においてにはさほどの変化をみなかったものの、算定方式において際立った特色をもつものとなった。すなわち、終戦処理費のうち、二四年度分を一〇七八億円と、日本側の算出案とほぼ同額を見積ったのに加えて、別枠で、二三年度繰越分(二三年度中に

表 2-12 昭和24年度終戦処理費、特別調達庁(SPB)案と大蔵省(FM)案との比較 (昭24. 2. 16)

事 項	SPB案	FM第一案	FM第二案
労 務 費	27,723	26,732	20,543
雑 件 借 上 費	2,758	2,758	2,758
物 件 購 入 費	8,669	8,669	8,023
工 事 費	2,033	2,033	2,033
維 持 管 理 費	27,850	23,659	23,659
諸 費	30,177	30,669	27,456
運 輸 費	10,046	10,601	9,678
通 信 費	9,751	10,417	7,014
計	119,007	115,538	101,164

(注) 第一案、第二案は24年度における給与体系改正の有無を主たる異動要因とした比較案。

出所：大蔵省資料 Z 501-25.

大蔵省概算査定案として一一〇〇億円と、ほぼ前年度並みの額をもって、対司令部交渉と各省折衝にあたった。終戦処理費所の特別調達庁案と大蔵省案の比較(終戦処理事業費相当分)は表2-12のとおりであって、予算編成のスケジュールの都合から物価水準を現行通りとみたこともあって大差はなく、主要な異動要件は給与水準の想定にあった。司令部に対しては、一月二六日マーケットに主計局案(昭和二四年度一般会計歳出見積)<sup>(25)</sup>終戦処理費一三〇四億円を提出した。この際の大蔵省の態度は次のように要約される。<sup>(26)</sup>

四、大臣マーケット会談(二十六日)その他について(官房長)

(前略)

(一)大蔵省からは要望事項として、

(1) 終戦処理費の削減が考えられよう。

人件費三〇〇億の削減についてはGHQ担当官も極めて熱心に努力しており、結局現地軍を抑えるやり方如何にあるので、日本側から下手につつかぬようにということである。これは先方の感情を書わぬよう、ぜひ申し入れるべきである。

二六日の会談も含めて、日本側は予算折衝においてとくに終戦処理費を議題にのぼせることなく、相手方の出方を待った。<sup>(27)</sup>二月二〇日、閣議決定(二二日)に先立ち政府案(総額五六七〇億円、終戦処理費一一〇〇億円)を提出したのに際しても「終戦処理費一一〇〇億の原案に更に増加するやも知れず」との感触を得たのみであった。二八日現在



表 2-14 昭和24年度終戦処理費予算 (単位：千円)

科 目	暫定予算	本 予 算	補正予算	合 計
	24. 4. 1 成立	24. 4. 20 成立	第 1 号 24. 12. 1 成立	
(部)終戦処理費	1,000,360	123,490,932	—	123,490,932
(款)(項)終戦処理附帯事務費	360	638,432	—	638,432
(目)旅 費	324	17,638	—	17,638
消 耗 品	—	1,698	—	1,698
役 務	36	7,362	—	7,362
備 品	—	3,475	—	3,475
施 設	—	8,140	—	8,140
補助負担金及交付金	—	595,119	—	595,119
賠償及償還	—	5,000	—	5,000
(款)終戦処理事業費	1,000,000	122,722,500	△ 132,300	122,590,200
(項)終戦処理労務費	36,000	30,387,100	—	30,387,100
(目)通 常 給	—	21,136,700	—	21,136,700
諸 手 給	—	4,910,100	—	4,910,100
特 殊 給	36,000	2,745,000	—	2,745,000
貸 付 金	—	430,200	—	430,200
旅 費	—	60,000	—	60,000
役 務	—	138,400	—	138,400
負 担	—	966,700	—	966,700
(項)終戦処理工事費	—	9,135,800	—	9,135,800
(目)施 設	—	5,664,200	—	5,664,200
資 材	—	3,471,600	—	3,471,600
(項)終戦処理需品費	—	13,254,300	—	13,254,300
(目)副 官 部	—	20,259	—	20,259
技 術 部	—	9,949,970	—	9,949,970
医 療 部	—	28,800	—	28,800
兵 器 部	—	1,200,000	—	1,200,000
補 給 部	—	2,000,000	—	2,000,000
通 信 部	—	6,160	—	6,160
特 殊 役 務 部	—	14,011	—	14,011
運 輸 部	—	35,100	—	35,100
(項)終戦処理借上費	—	2,248,000	△ 132,300	2,115,700
(目)借 料	—	2,248,000	△ 132,300	2,115,700
補 償	—	—	—	—
(項)終戦処理維持費	193,000	8,464,100	—	8,464,100
(目)用 役	77,000	3,401,600	—	3,401,600
維 持 工 事	116,000	5,062,500	—	5,062,500
(項)終戦処理作業費	771,000	21,839,500	—	21,839,500
(目)副 官 部	—	137,996	—	137,996
技 術 部	—	3,576,100	—	3,576,100
医 療 部	—	34,000	—	34,000
兵 器 部	—	6,225,000	—	6,225,000
補 給 部	—	5,344,000	—	5,344,000
通 信 部	—	368,550	—	368,550

この内容は実際には申し入れられなかったと思われる、司令部側の対応を示す資料は見当たらず、この司令部案がそのまま二四年度予算として決定に至り、終戦処理費における款項構成の変更として、とくに「(項)終戦処理既定調達費」一七四億円として二三年度繰越分が明示されることになった。

(以下略)

一、貴司令部案によれば、終戦処理費に於いて一七四億円、価格調整費に於いて一五〇億円が、大体本年三月に於いて債務の発生し現金の支払が繰越されるものとして予算に計上を要請せられている。然しながら右金額程度のものは昭和二十四年度より翌年度に繰越されるものであるから、実際の支払のある年度の歳出とせられたい。

を煩わしたい。

昭和三十四年度予算の編成については貴司令部及びドツヂ氏の好意ある指導を得て感謝に堪えない。

昭和三十四年度予算に關し司令部への申入

然しながら昨日予算に關するドラフトを頂いたが、我が国の政治経済の実情に鑑みて以下の数点について貴官の深甚なる考慮を煩わしたい。

昭和二十四年度予算に關し司令部への申入  
 契約して二四年度において支払を要するもの(一七四億円を計上したことである。これは経済科学局非公式覚書「昭和二十四年度予算について」(二四年二月一七日)において、「編成されるべき予算は均衡のとれたものであると同時に今年度分の財政計画を示すものでなければならぬ。かかるものとして予算は又年度中に実施を予想される事業或は年度中に起り得べき事態一切に必要な費用を計上しなければならぬ」とあるのに対応し、二三年度の予算に計上され二四年度に現実に支出されるものを改めて二四年度に計上したものである。日本側にとっては厳しい方針提示であり、日本側の反応は次の内部文書にうかがえる。<sup>(31)</sup>



表 2-14 昭和24年度終戦処理費予算 (つづき) (単位：千円)

科 目	暫定予算	本 予 算	補正予算	合 計
	24. 4. 1 成立	24. 4. 20 成立	第 1 号 24. 12. 1成立	
特 殊 役 務 部 費	—	1,085,856	—	1,085,856
運 輸 部 費	—	4,335,824	—	4,335,824
軍 情 報 部 費	—	168,000	—	168,000
總 司 令 部 費	—	564,174	—	564,174
(証 人 旅 費)	2,500	—	—	—
(定 点 観 測 費)	10,226	—	—	—
(港 灣 作 業 費)	50,000	—	—	—
(物 件 修 理 費)	280,000	—	—	—
(運 送 プ ール 費)	50,000	—	—	—
(モ ー タ ー 送 付 費)	150,000	—	—	—
(石 油 類 処 理 費)	50,000	—	—	—
(一 般 作 業 費)	173,000	—	—	—
(倉 庫 費)	5,274	—	—	—
(項)終戦処理運輸費	—	10,310,100	—	10,310,100
(目)国 有 鉄 道 運 輸 費	—	6,892,200	—	6,892,200
私 有 鉄 道 運 輸 費	—	412,900	—	412,900
船 舶 運 営 会 運 輸 費	—	3,005,000	—	3,005,000
(項)終戦処理通信費	—	9,340,600	—	9,340,600
(目)通 信 費	—	9,103,772	—	9,103,772
航 空 保 安 費	—	233,743	—	233,743
視 覚 信 号 費	—	3,085	—	3,085
(項)終戦処理諸費	—	300,000	—	300,000
(目)諸 費	—	300,000	—	300,000
(項)終戦処理既定調達費	—	17,443,000	—	17,443,000
(款)終戦処理業務費	—	130,000	132,300	262,300
(項)兵器類処理費	—	76,104	—	76,104
(目)役 務 費	—	76,103	—	76,103
補 助 負 担 金 及 交 付 金	—	1	—	1
(項)戦犯裁判諸費	—	25,395	—	25,395
(目)職 員 俸 給	—	1,490	—	1,490
職 員 手 当 費	—	1,563	—	1,563
旅 旅 費	—	20,848	—	20,848
消 耗 品 費	—	88	—	88
役 務 費	—	553	—	553
委 託 費	—	792	—	792
補 助 負 担 金 及 交 付 金	—	61	—	61
(項)終戦処理業務補償費	—	14,484	132,300	146,784
(目)補 償 費	—	14,484	132,300	146,784
(項)終戦処理業務諸費	—	14,017	—	14,017
(目)消 耗 品 費	—	3,000	—	3,000
補 助 負 担 金 及 交 付 金	—	11,017	—	11,017

出所：調達庁『占領軍調達史——統計編』, 70—71ページ。

### 三 ドッジ使節団と終戦処理費

二四年度予算編成過程の特色は日本政府案がドッジの手で根本的に組替えられたことにあるが、終戦処理費にかかわっては、前年度繰越分を明示的に計上させたことのほか、ドッジによる影響は結果としては見出しえないように見える。しかしドッジは来日に先立って日本財政についての情報を収集しており、経済安定九原則の実行を使命とするドッジにとって、ケナン報告、NSC一三〇二をめぐる論争経緯からも、日本政府負担占領費問題について相当程度の関心と認識を有していたことは確かである。

ドッジの日本関係ファイルのうちでも最初期に属するラルフ・リード(Ralph W. E. Reid)の「占領による失費」と陸軍次官宛覚書「日本復興計画」(一九四八年一〇月二日、ドッジに配付のコピー<sup>(33)</sup>)には、リードの「占領による失費」としての占領費が日本予算の三分の一にも達している事実の指摘にドッジのアンダーラインがあり、またこの覚書をもとに作成されたメモ<sup>(34)</sup>には、占領費の比重についての関心が示されている。なお、同覚書でリードは、占領軍用調達に物資面で日本の復興の阻害要因となっていること、また現に占領費削減の努力は行われているが、問題は占領軍の規模そのものにあることへの注意を喚起している。一九四九年一月二四日、グルー、バラントイン、ドーマン等を擁するThe American Council of Japanは組織委員長ハリ・カーン名でドッジに対日政策全般の提言を行ったが、このなかでもドッジは占領軍家族住宅に六億ドルもが使用されて日本経済に圧迫を与えているという指摘に心を示し、「占領費はドラスチックに削減すべきであり、かつもはや日本政府の負担となすべきではない」という提言にも留意を示している。

ドッジ来日を迎える経済科学局財政課は、経済安定九原則指令に接して、日本政府予算作成に対しての司令部内の統制に向けて動きを活発化させた。財政課長ルカウントのマーカット宛覚書「日本政府予算の統制」(一九四八年一月二二日)<sup>(36)</sup>は、日本政府予算の査定方針および均衡予算実現のための経費削減方を文書化して司令部各部署に周知徹底せしめる必要を説き、財政課においてこの主旨にもとづいて財政政策原則と予算編成手続を結合させた文書案を作成し、司令部関係部署に合議中であることを報告している。このルカウント覚書に關説された文書と推定されるのが、連合軍総司令部・極東軍総司令部スタッフ・メモ案「日本政府予算」(草案、日付なし)<sup>(37)</sup>である。スタッフ・メモ案は、財政政策原則として一般的に予算の均衡の必要を説くのみでなく、経費の性質別に統制方針を述べ、とくに日本の予算統制についての経済科学局(財政課)の責任と権限を民政・軍政各部署に対して確認・徹底している。手続問題としては、一般経費の予算作成、終戦処理費予算作成、予算執行手続の三項に分け、経済科学局の主導性を基軸に具体的な定式化を行っている。とくに一項を設定された終戦処理費予算作成手続は次の通りである。

### 第二節 「終戦処理費」予算の作成

一、占領軍補給のために日本政府に要求される物資・サービスの総量の決定責任は極東軍司令部G-4に帰せられる。G-4は物資・サービス調達要求書の査閲と統制のために必要な手順を定めること。G-4は調達要求を査収したときは、その需要が軍事的必要に合致する限りの最小限であることを保証するよう査閲すること。査閲のうち、G-4は確定調達要求書を作成してESSに送付し、ESSはこれを日本政府に提示して日本政府に調達要求に対応する円予算案を準備させること。ESSは予算案を検討し、日本政府による見積りが正確かどうか確認し、またその財政的諸関係と日本経済への影響を調べる。ESSは予算案検討との関連において、G-4に対し、その財政的諸関係、日本政府予算の制度と実行、予算全体「との関係」にかんがみて要求の改訂や修正の提案を行うこと。かかる検討のうち占領軍予算を日本政府総予算に合体すること。

財政課立案のスタッフ・メモ案の主旨は、終戦処理費の実体的内容をなす占領軍調達要求について、まず窓口を一本化し、そのうえでこれに財政的統制を加えることにある。終戦処理費に關わる司令部内部の調整が不十分なために予算作成途上で予算総体の重大な修正が余儀なくされたり進行が遅延するという従前の経緯をふまえたものでもある。スタッフ・メモ案は公式的な表現に留まっているが、経済科学局内部の覚書には次のように出先の占領軍調達への厳しい認識が示されている。<sup>(38)</sup>

占領のための最も緊要な需要はいまやすでに満たされており、参謀長は最近、建設費、管理維持費の双方についてその削減方に強い関心を示している。しかしながら、野戦の諸部隊は自らの利便を求めて未だに大規模な支出を望んでいる。

ドッジは来日後の調査活動の結果として二月八日付および九日付で予算問題についてのメモをまとめ、そのなかで予算統制の必要、そのための司令部内部の調整の不十分性について一般的な形ながらも留意を示しているが、こうした認識に立って、二月八日付で覚書(無題)を作成し、経済安定指令実行についての財政問題の重要性を指摘し、そのなかでとくに一項を設け、(もちろん民政の政策経費も含んだ)財政的要求、資金の利用、それらの諸結果について、司令部組織内部での事前の方針明確化の必要性を強調している。<sup>(40)</sup> ドッジは二月一八日のメモでこの内容を補足し、日本予算に対する要求の諸結果についてはアメリカ政府予算、陸軍省予算に關するものと同様の配慮を払うこと、日本予算に「押しつけられる経費」についてはアメリカ軍内部で行われているのと同様な統制と調整が必要であることを述べている。<sup>(41)</sup>

ドッジの表現は一般的であるが、使節団の一員ラルフ・リードは三月二四日のドッジ宛覚書でその主旨を具体化し、司令部に財政顧問室もしくは会計検査室を常置して予算について司令部内部および対日本政府の総合調整を行う方針を呈示した。なおこのメモでリードは使節団離日前に着手すべき研究課題のひとつとして、終戦処理費全支出の

ドル償還を挙げており、ドッジもこれに同意している。またリードは翌日の覚書<sup>(43)</sup>で、終戦処理事業費支弁事業について要否の選択の必要があることを説いている。

これらの内部文書は、昭和二四年度予算の検討途上においてもドッジ使節団が終戦処理費について相当程度の問題意識をもち、その統制、運用の改善に取組む姿勢をもっていたことを示す。しかしドッジは当面する二四年度予算終戦処理費そのものには斧鉞を加えることなく終わった。ドッジ使節団自身このことへの批判を予想しており、三月二五日の使節団内部メモ<sup>(44)</sup>でドッジ予算案正当化の作文として三点挙げたうちのひとつとして終戦処理費の処分に触れている。ドッジは二六日の民自党幹部との会談でこの内容をそのまま引用し、従前からの司令部の日本政府向公式見解を繰返すように次のごとく語った<sup>(45)</sup>。

終戦処理費予算に関しては、アメリカの税金の少なくも半分が直接軍事費支出や対外援助に向けられており、これを日本政府一般会計予算における終戦処理費の比率一八%と比較されたい。「また」終戦処理費の一部はドルで償還される「かも知れない」し、一部は資本形成として日本経済に残されるものである。

ドッジ使節団帰国後も終戦処理費問題の研究は進められている。ここではドッジ使節団の一員であるステファアン A. H. F. Stephan のヴォーヒーヒーズ宛覚書をみてみよう<sup>(46)</sup>。

ステファアン覚書は司令部の調達要求—予算化制度について基本的に経済科学局財政課覚書やリード覚書をふまえて問題提起し、財政課がG-4により職階上下位に位置することが終戦処理費の司令部内部での抑え込みを困難としている事実を指摘し、司令部内でアメリカ政府における予算局長官のような各部署に超越する予算統制・監査機構を設定すべきこと、この機構を通じて、終戦処理費のみならずアメリカ陸軍省予算中の対日占領経費をもあわせて管理することの必要性を提言している。その趣旨をステファアンはアメリカ国内向けの議論として展開し、次のように説明している。

ている。

終戦処理費予算の適正な統制の重要性は一見必ずしも明らかでない如くである。降伏条件として日本政府は占領軍の調達要求を充足することを要求されているからである。しかしながら、ヘーグ条約は占領軍に対し疾病及び不安の防止のための必要物資の供給を要求するものである。日本の場合、国民経済における欠乏は合衆国予算からのドル支出（ガリオア及びエロア）によって補填されている。終戦処理費による調達要求が、本来なら日本経済において充用され、もしくは輸出によってドルを獲得すべかりし物資・サービスによって充足されるならば、反面合衆国予算からのドル支出需要は増大するのである。

しかしこのステファアン覚書は、陸軍筋からはかかる制度変更はその性格上ドイツで行われたような民政統治権の陸軍から他省庁への移行を意味するものであり、対日占領に関しては全く考慮の外にあるものとして一蹴<sup>(47)</sup>されている。終戦処理費にかかわる根底的な改革の目論見は占領そのものをめぐる路線対立に直結することがここでも示されている。

#### 四 二五年度予算と終戦処理費

二五年度予算の推計は二四年五月には始められ、終戦処理費は総額で二四年度をやや下回る額を想定して作業が進められた。八月末の見積りは終戦処理事業費分について九六〇億円であり、その根拠および進行見込みは次の文書に示される<sup>(48)</sup>。

昭和二十五年度終戦処理関係予算について（昭二四・八・二七）

終戦処理事業費

- (一) 昭和二十五年度終戦処理事業費予算の概略見込については八月三十一日迄に司令部よりこれを内示される見込みである。  
 (尚、右の司令部よりの概算見込みの内示に先だち日本政府より司令部に対し昭和二十四年度終戦処理事業費過不足見込(別紙一—省略)を提出することとなっている。)
- (二) 次いで十月十日迄に第八軍海軍、航空部隊等より昭和二十五年度事業費要求書がG4に提出され、十月末頃迄には終戦処理事業費予算の明細が日本政府に対し内示される見込である。  
 第八軍等は右の要求書をG4に提出するに先だち需要見込表を特別調達庁に内示し単価積算をなさしめるものと思われるが、右の積算は、大蔵省特別調達庁が協力してこれを行うこととなっている。
- (三) 他方大蔵省としては、本年度予算の支出負担行為見込に関連し、終戦処理事業費の六月末現在迄の実績、本年度の実行見込実績単価等の資料を特別調達庁支局及各府県をして八月二日迄に、提出せしめることになっている。
- (四) 以上により、昭和二十五年度終戦処理事業費予算の積算及び査定に当つては、
- (1) 需要量については、概ね司令部内示数量及び本年六月末現在の実績及び本年度実行見込を基礎として算定し
  - (2) 単価については最近における一般的物価趨勢及び最近の入札価格と予定価格との開き等を勘案し
  - (3) 連合軍直備労務者の給与については、その給与体形(ついで)の合理化を前提としつつ  
 各科目毎に概ね後述の方針によつて作業するものとする。

(五) 各科目毎の積算の方針及びその概算金額

(1) 労務費

二七、二八五、四〇八千円(二十四年度三〇、三八七、一〇〇千円)

(イ) 常備労務者の雇員数は、昭和二十五年四月末において二十三万人となる予定となつてはいるが、昭和二十五年一月より現在各府県における地方軍政部が民政部に切り換えられるので差当りその減を見込んで二十二万六千六百人とする。

尚、右の常備労務者の雇員数は、根本的には占領政府の推移に左右されるので司令部の内示にまつ外ないが、最近にお

ける傾向よりみれば、尚相当減少するものと思われる。

(中略)

(2) 工事費 七、五八五、五〇九千円(二十四年度九、一三五、八〇〇千円)

(イ) 事業量については、司令部内示による外ないが、差当り一般工事兵舎工事についてはその工事量を、二十四年度の五二%と推定する。(二十三年度と二十四年度の減少割合と同率)

(以下略)

九月になつても司令部案の内示がないので督促したところ、G4での作業が進展してないことが原因であり、マーケットもこの事実を認識してないことが判明した。九月三日、とりあえず「一般会計予算概略案」<sup>(50)</sup>を閣議決定して司令部の対応を待った。司令部では一〇月三日のドッジ来日に至つて、それに向けて徹夜作業で査定案を作成し、ドッジのチェックを経て日本側への内示のはこびとなった。司令部内示案は二五年度予算と二四年度補正予算案を合わせ計算したもので、終戦処理費は二五年度に一〇六一億円、二四年度補正に一八億円(政府案では計上せず)を計上していた。交渉の結果、司令部側は、二四年度補正への計上をとりやめ、二五年度を一〇六五億円とすることに修正し、結着をみた。司令部が二四年度補正における追加を目論みながら簡単に取下げたのは、年末に向けて労務費がやや窮窟(支出済額の対予算現額比八一・五%)となりながらも、終戦処理費総体としてみれば余裕のあったこと(終戦処理費全体で同五〇・六%、作業費で同四五・二%、需品費で同二三・三%)という、主として終戦処理費支払の内訳構成の変化が背景となつて<sup>(52)</sup>いる。

表 2-15 昭和25年度終戦処理費予算(つづき) (単位：千円)

科 目	当初予算	補正予算	合 計
	25. 4. 3 成立	第 1 号 25. 12. 9 成 立	
(項)訓練費	512,883	—	512,883
(目)訓練費	512,883	—	512,883
(項)雑労務費	2,709,743	—	2,709,743
(目)通常給与	983,370	—	983,370
諸手当	1	—	1
特殊給与	1	—	1
賃金	1	—	1
旅費	82,553	—	82,553
役務費	138,571	—	138,571
負担金	1,141,002	—	1,141,002
衛生管理費	61,915	—	61,915
雑労務費	302,329	—	302,329
(項)諸費	10,184,646	—	10,184,646
(目)諸費	10,184,646	—	10,184,646
(款)終戦処理業務費	377,218	124,019	501,237
(項)兵器類処理費	44,047	—	44,047
(目)艦艇解撤費	11,290	—	11,290
爆薬処理費	32,757	—	32,757
(項)戦犯裁判諸費	11,965	—	11,965
(目)雑給与	423	—	423
旅費	6,964	—	6,964
戦犯弁護委託費	4,152	—	4,152
療養委託費	396	—	396
生活扶助料	30	—	30
(項)終戦処理業務補償費	314,484	124,019	438,503
(目)補償費	314,484	124,019	438,503
(項)終戦処理業務諸費	6,722	—	6,722
(目)物品費	6,722	—	6,722

出所：調達庁『占領軍調達史——統計編』, 72ページ。

表 2-15 昭和25年度終戦処理費予算

(単位：千円)

科 目	当初予算	補正予算	合 計
	25. 4. 3 成立	第 1 号 25. 12. 9 成 立	
(部)終戦処理費	107,494,665	137,235	107,631,900
(款)(項)終戦処理附帯事務費	644,034	13,216	657,250
(目)旅費	1,110	—	1,110
物品費	569	—	569
役務費	41,548	—	41,548
地方公共団体終戦処理事務委託費	588,470	13,216	601,686
施設費	7,337	—	7,337
賠償償還及払戻金	5,000	—	5,000
(款)終戦処理事業費	106,473,413	—	106,473,413
(項)総司令部費	2,717,725	—	2,717,725
(目)総司令部費	2,717,725	—	2,717,725
(項)副官部費	252,299	—	252,299
(目)副官部費	252,299	—	252,299
(項)兵器部費	13,785,248	—	13,785,248
(目)兵器部費	13,785,248	—	13,785,248
(項)技術部費	37,921,397	—	37,921,397
(目)技術部費	37,921,397	—	37,921,397
(項)医療部費	373,844	—	373,844
(目)医療部費	373,844	—	373,844
(項)補給部費	11,232,982	—	11,232,982
(目)補給部費	11,232,982	—	11,232,982
(項)通信部費	6,490,289	—	6,490,289
(目)通信部費	6,490,289	—	6,490,289
(項)運輸部費	16,942,521	—	16,942,521
(目)運輸部費	16,942,521	—	16,942,521
(項)情報部費	211,708	—	211,708
(目)情報部費	211,708	—	211,708
(項)特殊役務部費	3,138,128	—	3,138,128
(目)特殊役務部費	3,138,128	—	3,138,128



## 五 見返資金と連合軍人等住宅公社

二五年一月二七日司令部は覚書「占領軍用家族住宅増設準備」(SCAPIN-二〇七六)を發出し、二〇〇〇戸の住宅建設追加を指令した。SCAPIN-二〇七六は建設の主体と資金についてとくに次のように指示した。

一、日本政府は占領軍職員に貸与する住宅二〇〇〇戸を建設する様直ちに処置を講ずべし。

これら住宅に必要な施設を包含し、極東軍総司令部技術局の認可せる計画書及び仕様書に指示される場所に建設されなければならない。

これらの住宅はこの目的に沿って創設された公法人 Japanese Government Corporation により建設され又賃貸が行はなければならない。

二、この住宅建設資金は当該法人への貸付としての米国対日援助見返資金より充当すべし、これら住宅の装備の維持管理運営費は終戦処理費をもつて当てる。賃貸料は連合軍総司令部の決定した方法と料金に基き居住者が当該法人に対し支払うものとする。

日本政府はこれにもとづき三月二四日「連合軍人等住宅公社法」を国会に提出し成立させた(昭和二五年四月一日法律第八二号)。公社は基本金(資本金)をもたず、米国対日援助見返資金を借入金として受入れて住宅建設資金として運用する。建設した住宅の維持費は終戦処理事業費で、事務経費は特別調達庁経費で支弁する。公社は住宅の賃貸料を徴収し、これを借入金元利返済に充当するものとされた。三月三十一日「連合軍人等住宅公社」に対する米国対日援助見返資金の融資について<sup>(53)</sup>を閣議決定し、五二億五六〇〇万円を償還期限一三年以下、年利五分五厘で融資するこ

とを決定した。昭和二五年度政府関係補正予算(機第一号)で予算が定められたが、建設の進行に伴い不足額の発生も予想されたのでその総則に追加借入ができる旨の弾力条項を定め、これが発動されて二五年度の借入額は六九億四九六七万円、二六年度は賃借料収入の不調のため予定しなかった借入を四億五九三五万円行なった。賃借料は占領軍人に支払われた住宅手当がドルで収納され、この換算円貨が対日援助見返資金特別会計に繰入れられた。

占領軍用住宅建設を従前の例にならって終戦処理費によらず、見返資金の利用という方式をとったことについて、日本政府はその理由を、①すでに二五年度予算案の国会提出後で司令部が予算案変更回避の意向であったこと、②司令部の方針として日本経済への負担を軽減するため賃借料を支払うこととしたが、アメリカの給与制度上名目の組織を設立しこれと個人ベースで賃貸借契約を締結する方法によらねばならないこと、と説明している。<sup>(53)</sup>

技術的な問題は別として、占領軍用住宅建設への見返資金の運用は、見返資金の占領軍費用への充用という主題のひとつのあらわれである。ECAによるヨーロッパ向援助に関してはその見返資金の五%を占領軍費用に充当するという定めがあり、日本向のガリオア、エロアもECAの一般原則に沿って運営されることになっていたので、この「五%基準」の日本への適用の可否が当然議論となっていた。基本的には、ドッジと経済科学局は、「五%基準」そのものが終戦処理費による日本政府の直接負担を軽減することを承認しつつも、日本とヨーロッパの事情の違いを強調し、見返資金の運用を経済安定計画のためにより限定的かつ効果的になすべきであるとして、その占領軍費用への充用に否定的ないし慎重な立場をとり、これに積極的な陸軍省との間に論争が行われるが、<sup>(54)</sup>ここではこの事実を指摘しておくのみに留める(詳しくは、本財政史「見返資金」編参照)。

なお、連合軍人等住宅公社を介する資金の流れをみると、朝鮮戦争による占領軍の移動により住宅利用者が減少した結果賃借料収入が激減し、見返資金特別会計からの借入金利子の返済額にも満たなくなったため、公社はその打

開方につき司令部に申し入れ、司令部はこれに対処して覚書「占領軍による連合国軍人等住宅公社の接收」(昭和二六年五月五日SCAPIN-1125)を發出し、公社所在の住宅を接收して占領軍による一般接收住宅と同等扱いとし、入居者からの賃借料収入も廃止してその借料を終戦処理費支弁とすることとした。従って同公社は一般会計と対日援助見返資金特別会計の間の通り抜け勘定にすぎないものとなり、存在意義を喪失したので、昭和二六年度末をもって廃止された(昭和二十七年三月三十一日法律第四二号)。

- (1) Report by the Director of the Policy Planning Staff (Kennan), Recommendations with respect to U.S. Policy toward Japan, PPS 28, Mar. 25, 1948, *Foreign Relations of the United States, 1948* (FRUS, 1948 6462 略称ヤソ), vol. VI, pp. 691—719.
- (2) 『昭和財政史——終戦から講和まで』第三巻「四〇一ページ」。
- (3) Recommendations with respect to U.S. Policy toward Japan, Accompanied by Explanatory Notes, Mar. 25, 1948. (大蔵省資料ニ七三一一二九)
- (4) George F. Kennan, *Memoirs, 1925—1950*, p. 387. 邦訳『シモーン・ケナン回顧録』上「三六三ページ」。
- (5) Memo., Assistant Secretary of the State for Occupied Areas (Saltzman) to the Director of the Far Eastern Affairs (Butterworth), Memorandum of the Detailed Comments on the Kennan Report, Apr. 9, 1948, *FRUS, 1948*, vol. VI, p. 733.
- (6) Office Memo., Allison to Butterworth and Hamilton, Present Status of State Department Paper, May 12, 1948. (大蔵省資料ニ七三一一二九)
- (7) Memo., by Butterworth, Hamilton, Allison, no title, [on the position which the Department should take on Mr. Draper's Proposed Amendments], May 18, 1948. (大蔵省資料ニ七三一一二九)
- (8) Memo., George H. Bulter (Policy Planning Staff) to the Secretary of State and the Under Secretary of State, Recommendations with respect to U.S. Policy with respect to Japan, PPS 28/2, May 26, 1948, *FRUS, 1948*, vol. VI, pp. 775—81.

VI, pp. 775—81.

- (9) Office Memo., Butterworth to Thorp, U.S. Policy Paper on Japan, May 24, 1948. (大蔵省資料ニ七三一一二九)
- (10) 大蔵省資料ニ七三一一二九。
- (11) *FRUS, 1948*, vol. VI, pp. 821—22.
- (12) Note, the NSC Acting Executive Secretary (Lay) to the National Security Council, Recommendations with respect to U.S. Policy toward Japan, NSC 13/1, Sept. 24, 1948, *FRUS, 1948*, vol. VI, p. 853.  
Draft, Report by the National Security Council on Recommendations with respect to U.S. Policy toward Japan, NSC 13/1, Sept. 24, 1948, enclosed in, Note by the Secretaries to the Joint Chiefs of Staff on Recommendations with respect to U.S. Policy toward Japan, JCS 1380/43, Sept. 25, 1948. (大蔵省資料ニ七三一一二九)
- (13) Letter, Saltzman to Draper, Sept. 13, 1948, *FRUS, 1948*, vol. VI, pp. 1011—13.
- (14) Letter, Draper to Saltzman, Oct. 15, 1948, *FRUS, 1948*, vol. VI, p. 1033.
- (15) 『昭和財政史——終戦から講和まで』第三巻「三五四—五五五」六〇ページ「大蔵省資料ニ七三一一二九」。
- (16) 『昭和財政史——終戦から講和まで』第三巻参照。
- (17) 主計局「ドレーバー氏と会談の際提起すべき問題」管理局「ドレーバー氏に対し大臣より伝達ありたい事項」“Some Questions involved in Balancing the Japanese Budget”, Mar. 26, 1948 (同日ドレーバーに手交したもの)(いずれも大蔵省資料ニ五〇八一—一五)
- (18) 「ドレーバー氏との会談記録(三月二六日)」(渡辺渉外部長メモ)(大蔵省資料ニ五二六—二一五)。なお北村蔵相は回顧談として次のように語っているが、内容を裏付ける資料は見出せない。

「ドレーバーが、日本の財政は非常に脆弱だ。その脆弱な点がどこにあるか、率直に君の話を聞きたい。ということ、私は率直に云えということなら申し上げましょう。日本の今の財政は、経済力に比べて終戦処理費が大きいからまけてくれと言っているのではないが、あなたが率直に言えとおっしゃるなら、そう申し上げなければなりません。日本と米國とでは生活水準がはなはだしく違う。世界で一番せいたくなアメリカの兵隊を、一番貧乏な日本がまかなうのだから、そのことが実際には非常に大きな負担になっていると申しました。すると、具体的にはどういうことか、ということだったので、私は二、三の例をあげて説明した。京都かどこかでゴルフ・コースをつくっている。また、外国である朝鮮にアメリカの航空基地をつ

くる費用、その当時一億何千万だつたと思いますが、そういうものを日本が負担している。青森県の古間木に近いところで非常に大きな航空施設をやつてゐる。率直に言えということなら申し上げますが、これは日本の終戦処理費で出すよりも、アメリカの国防費で処理すべき筋合いではないかと思う。もちろんわれわれは節約しなければならぬ点は節約しますが何が日本の財政を今現実には逼迫——という言葉を使つては悪いかもしれないけれども、もし逼迫しているかと問いかげられたとするならば、終戦処理費が比較的日本の実力に対して大きいと申し上げなければなりません。こんなことを云つたらそれをドレーパー氏非常によく聞いてくれた。

その後、どうして終戦処理費を少くするかといふことを彼は研究したようでした。そして、GHQにいるタイピストは、日本人を雇えば、約六〇％か、ものによつては五〇％ぐらいの給与で優秀な技術が利用できる、アメリカの給与の高い人は帰した方がいいといふことまでこまかく研究してくれた。それから水栽培、ぜいたくな進駐軍の野菜ですね、あの計画をやめさせ、ゴルフ・コースもやめさせた。ドレーパー・シヨンストンのミツシヨンの日本へ来た意義は非常に大きかつたと思う。〔北村徳太郎口述「北村蔵相期の問題」、戦後財政史口述資料」第一分冊〕

(19) 二四年二月二一日、司令部渉外局は占領軍調達政策の変更について次のように声明した(『占領軍調達史——調達の基調』、三九七—九八ページ)。

司令部は、日本経済安定促進の見地から、このほど従来の占領軍関係の物資調達政策を変更し、今後一層徹底した緊縮方針をとるよう指示を發した。最近現行の物資調達政策について検討した結果、占領軍による日本経済の財政的負担を最少限度にとどめるためには、従来の政策を一部変更し、物資調達品目を削減するとともに、その調達物資に嚴重な統制を加える必要があることが判つた。このため、今後日本政府に対する物資調達指令は、アメリカ本国軍が予算の枠内で常時供給されていると同程度の需要調達にかぎられる。その他の物資調達は、司令部の特別の許可がない限り、原則として代償を支払うこととする。また今後は、占領軍に対するサービスあるいは占領軍用施設を現在以上に強化する目的をもつて物資調達が要求されることはない。

調達要求書は、必要欠くべからざる物資を既存のストックから供給できないものに限り發出を許可される。また、アメリカから入手できるような資財設備品などを日本で調達してはならない。また、占領軍が余分に保有する資材設備類は、可及的すみやかに日本政府に放出される。

目下、あらゆる種類の日本人労働者に、その必要度と配置に再検討を加え、実質的な使用労働力の削減を期している。ま

た、日本人労働者の数を最少限度に減らし、さらに、家事使用人をのぞき一切の超過勤務手当の支払を停止するためには、随時日本人労働事情の調査が行われる。作戦部隊に所属する軍人の任務遂行に日本人労働者を使用することは、かかる部隊による民間人使用が規定で許可されている場合のほかは一切許されない。

新規建設工事は、占領軍の最も重要な作戦上の要求で他のいかなる手段によつても満たし得ないものだけに限られる。また、施設の維持は、現在占領軍の使用しているものだけに限られ、将来の使用のためにぜひ必要なものに限り、予備的に維持される。占領軍家族の住宅数はすでに予定数に達しており、今後日本政府の負担による追加建築は一切許されない。

(20) 「部局長会議の要旨」昭和二四年第一号(昭二四・一・七、調査部)(大蔵省資料Z五一一四六九)、「大蔵省渉外特報」第一一六号(昭二四・一・六)(大蔵省資料Z五〇八一八)。

(21) 「昭和二四年度予算の見透し(第一次案)」(昭二四・一・八)(大蔵省資料Z五〇一一二六)。

(22) 「昭和二四年度歳出見透し(第四次案)内訳」(昭二四・一・一三)(大蔵省資料Z五〇一一二六)。

(23) 「昭和二四年度予算編成要領(試案)」(昭二四・一・三〇、主計局)(大蔵省資料Z五〇一一二六)。

(24) 大蔵省資料Z五〇一一二六。

(25) 「昭和二四年度一般会計歳出予算見積」(昭二四・一・二三)およびその英訳(一月二六日提出)(大蔵省資料Z五〇八一八)。

(26) 「部局長会議の要旨」昭和二四年第四号(昭二四・一・二七、調査部)(大蔵省資料Z五一一四六九)。

(27) 「渡辺武日記」、「大蔵省渉外特報」等。

(28) 「昭和二四年度終戦処理事業費」(昭二四・二・二八)(大蔵省資料Z五〇一一二五)。

(29) 「昭和二四年度総予算案」(昭二四・三・二二)(大蔵省資料Z五〇八一八)。

(30) 大蔵省資料Z五〇八一八。

(31) 大蔵省資料Z五〇一一二八。

(32) 「予算に關しマーケットに対し申入れを必要とする事項」(昭二四・三・二六)(大蔵省資料Z五〇一一二八)にはこの内容は含まれていない。また「渡辺武日記」参照。

(33) 大蔵省資料Z七一—一一。

(34) 同前。

- (35) American Council on Japan, Japanese Policy, Jan. 24, 1949, enclosed in, Letter, Harry F. Karn to Dodge, (大蔵省資料Z七一―一)。
- (36) Memo, LeCount to Marquat, Control of the Japanese National Budget, Dec. 22, 1948. (大蔵省資料Z七一―一)
- (37) General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers and Far East Command, Staff Memorandum (Draft), Japanese Government Financing, no date. (大蔵省資料Z七一―二) 日付「文書番号はないが、第一項で連合軍総司令部・極東軍総司令部スタッフ・メモ第八号(一九四八年二月一八日、大蔵省資料Z七一―一)を廃止する旨規定しており、前掲ルカウント・メモは財政課起草の文書はスタッフ・メモ第八号は機能しておらず、それを克服する目的のため立案された旨述べられている。
- (38) Memo, LeCount (Chief, Finance Division) to Marquat, Currency Inflation and Government Finance, Jan. 28, 1949. (大蔵省資料Z七一―一)
- (39) Memo, by Dodge, no title, Feb. 8, 1949. (大蔵省資料Z七一―四) Memo, by Dodge, Japanese Budget, Feb. 9, 1949. (「マッキン使節団と財政課メンバーの会合メモ」(大蔵省資料Z七一―二))
- (40) Memo, by Office of the Financial Adviser, GHQ/SCAP, no title, Feb. 8, 1949. (大蔵省資料Z七一―四)。「宛先がなご財政顧問室内部メモであるが、「マッカーサー」に提出されたものと推定される。ただし提出は注(41)のメモと同日二月二二日である」と考えられる。
- (41) Memo, J. M. Dodge to MacArthur, Marquat, etc., Proposed Recommendation, Feb. 18, 1949, (to MacArthur, Feb. 22). (大蔵省資料Z七一―四)
- (42) Memo, R. Reid to Dodge, Mar. 24, 1949. (大蔵省資料Z七一―四)
- (43) Memo, by Reid, Future Economic and Budgetary Problems, Mar. 25, 1949. (大蔵省資料Z七一―二)
- (44) Memo, McDiarmid to Dodge, Observations on the Budget, Mar. 25, 1949. (大蔵省資料Z七一―二)
- (45) Memo, Dodge to MacArthur, etc., Summary of Meeting with Party Leaders from 1030 till 1130, 26 March, Mar. 26, 1949. (大蔵省資料Z七一―四)
- (46) Memo, Stephan to Voorhees, Budget Operations in Japan, July 13, 1949. (大蔵省資料Z七一―五)
- (47) Memo, W.H. Arnold (Chief, Budget Division, GSC) to Voorhees (Assistant Secretary of the Army), Memo-

randum relative to Budget Operations in Japan, Prepared by Audley H. F. Stephan, FA Res., July 21, 1949. (大蔵省資料Z七一―五)

- (48) 大蔵省資料Z五〇―一四〇。
- (49) 「経済科学局との定例会談記録」(「大蔵省渉外特報」第一四三号、昭二四・九・二二)(大蔵省資料五〇八―八)、「渡辺武日記」昭和二四年九月二二日。
- (50) 大蔵省資料Z五〇―一四〇。
- (51) 大蔵省資料七一―五、七〇三―一七。
- (52) 「終戦処理費支払状況調」(昭和二四年一二月末現在調)(大蔵省資料Z五〇―一四八)。
- (53) 主計局「連合国軍人等住宅公社予算想定問答」(大蔵省資料Z五〇―一五七)。
- (54) Letter, Reid to Dodge, the Economic Stabilization Program in Japan, June 14, 1949. (大蔵省資料Z七一―六)
- (55) 例えは「マッキンのメモ」に推定される Proposed Use of a Portion of Counterpart Funds for Certain Projects in Japan of Primary Interest to the United States, no date. 「リチャード・マッカーサー」の「マッキン」Notes to Refresh my Recollection Later Concerning Memorandum Prepared by Mr. Dodge on the Use of Counterpart Funds, Sept. 29, 1949. において「住宅建設」の見返資金充当の問題を含む論争がみられる(大蔵省資料Z七一―五)。
- (56) 『占領軍調達史——調達の基調』四九六―九七ページ。

### 第三章 終戦処理費の変質と終結

#### 第一節 朝鮮戦争と占領費ドル払の開始

##### 一 終戦処理費による朝鮮戦争費立替払

昭和二五年六月二五日、朝鮮戦争の勃発に伴って、日本はアメリカ軍の出撃基地ならびに兵站基地としての役割を担うことになった。戦争に関連する調達は戦争開始と同時に事実上始まっていたが、七月四日、司令部は大蔵省に対し、朝鮮戦争に起因する調達の支払方法として、終戦処理費による場合とアメリカ軍による直接調達の場合の二つの可能性を想定してそれぞれの処理方法を技術的に検討するよう指示した<sup>(1)</sup>。大蔵省としては、これに対して、終戦処理費で支払う性質のものではないことを建前として堅持することを確認した<sup>(2)</sup>。この方針にもとづき、大蔵省は、①朝鮮戦争のための国連軍としての調達の所要経費は終戦処理費とは分離してアメリカ政府の負担とすること、この場合の調達の方法としては、アメリカ軍購買機関が直接調達する方式によること、②緊急のため直接調達によることが不可能なため終戦処理費方式によったものに対しては、日本政府にドル貨をもって戻入すること、を申し入れた<sup>(3)</sup>。しかし



日本占領軍がそのまま朝鮮へ出兵した関係から、終戦処理費による調達に朝鮮戦争向として利用されることは半ば公知の事実であり、大蔵省は七月一〇日、「事件関係経費の処理方式に関する要望事項」を決定して、司令部に要請を行った。<sup>(4)</sup>

- (1) 今後発出される調達文書 (Procurement Instrument) および調達受領書 (Procurement Receipt) および労務の場合の Pay Roll を含む) は他のそれと容易に区別できるような標識または名称 (線引またはスタンプ等) を付すること。
- (2) 経費の一部が事件関係の分を包含している場合等実際に当つて事件関係の経費とその他の場合を分けることが困難である場合も予想されるので、できうれば、事件関係経費として認めうるものについて左に列挙するような基準を確定して各部隊および日本政府に通知されること。
  - ア 需品の場合
    - a 終局において現地に送られる需品の調達に要した経費
    - b 日本において事件関係の目的のために使用されるものの調達に要した経費
  - イ 工事の場合
    - 事件関係の目的のために設備される諸施設の建設および補修に要した経費
  - ウ 役務の場合
    - a 現地において使用する目的のために行われた兵器その他の Equipment の修理または改造に要した経費
    - b 現地向けまたは現地よりの物資、人員等の輸送、梱包または荷役に要した経費
    - c 日本において特に事件関係の目的のため供給された役務の調達に要した経費
  - エ 労務の場合
    - a 事件関係の目的のために特に増員された労務者の給与

- b 事件関係目的のために特に必要となつた勤務条件に基く給与 (超過勤務手当、危険手当、LR 船員に対する割増給与等)
- (3) 事件関係の目的のために支出された経費は左の手続によりすみやかに外貨をもつて日本政府の歳入予算に払戻されるようにすること。

- ア 受領担当官は調達完了後一〇日以内に受領書を各地方SPBに交付する。
- イ 各地方SPBは当該受領書の写を取りまとめ、内容、種類ごとに金額を明示した月ごと一覧表とともに翌月一五日までにSPAあて提出する。この場合労務については労務管理事務所が給与支払方法のうち、関係経費部分の月ごと総括表を労務士官より交付を受け、翌々月一五日までにSPAあて送付する。
- ウ SPAは各地よりの報告を取りまとめその月の二〇日までに大蔵省に報告、大蔵省はただちに連合国軍総司令部にこれに対応する外貨の支払を要求し、総司令部はすみやかにこれを支払うものとする。
- エ 総司令部は外国為替管理委員会に対し外貨を払込む際は、これが事変関係のものであることを明らかに区分し得るよう措置するものとし、外国為替管理委員会勘定 (F. E. C. B. Account = Foreign Exchange Control Board Account) に払込むものとする。
- オ SPAは歳入告知書を外国為替管理委員会あて送付し、支払われた円貨を終戦処理収入に繰入れる。
- カすでに調達済のものについては、関係調達受領官は、過去に調達した需品、工事、役務および労務等の総額、および数量を明示した文書を作成し、以下右に述べたものと同様の手続きをとるものとする。

実際には、調達物資が占領用と朝鮮戦争用に事後的に振替えられる場合、双方を包含する場合、内容的に朝鮮戦争向と思われるものでも機密保持上明示されない場合等、調達段階で朝鮮戦争向のものを区別することは困難であつた。<sup>(5)</sup>

かくて、終戦処理費からの立替分と、アメリカ軍による直接調達分<sup>(5)</sup>いわゆる特需の双方によって、アメリカ軍の

朝鮮戦争向調達がかまなわれたわけであるが、後者については、大蔵省は七月一三日、「韓国向物資等の調達経費の処理方式に関する問題点」によってその処理方を決定した。<sup>(6)</sup>

#### A 契約

- (1) 米軍購買機関は業者との間に外貨建物資購入契約を締結する。
- (2) 契約には少くともつぎの事項を明確にする。

#### B 物資もしくは役務の納入手続

- (1) 業者は商品の引渡しまたは役務の提供を行う際インボイス八通を作成して一通を商品に添付し、残部を当該購買機関に提供する。
- (2) 商品を引渡した際米軍購買機関はカーゴ・レシート (Cargo Receipt) (レシートを発行しない場合はインボイスに受納の旨のサインを受ける) を発行し、これを米軍経理担当官あて直接送付し、その写を業者に交付する。

#### C 対価の支払

- (1) 業者は購買機関と契約の際、あらかじめ外貨代金代理受領のため、一定の外国為替銀行を指定し、それに対する委任状を購買機関に提出する。

右委任状は契約書に添付されるが、うち一通は要すれば軍が委任状を確実に受取った旨を明示、担当官が署名して業者に返付する。

- (2) 米軍経理担当官は前に送付を受けたレシートにより外貨小切手を振出し、これを業者指定の外国為替銀行に送付する。
- (3) 外国為替銀行は右の小切手を買取り、業者から契約書写ならびにレシート写の提示を俟つて円貨を支払う。

八月上旬、昭和二六年度予算編成作業に向けて作成された主計局のメモは、朝鮮戦争関係調達に伴う支出状況につ

いて、次のように述べている。<sup>(7)</sup>

特需の国内に於ける調達方法は、当初米軍作戦の緊急性より統一を欠き雑然たるものがあつた。契約の締結は大部分、業者との直接契約によつたが、中には特別調達庁を通じるものもあり、代金の支払方法も明確を欠いていたが、原則として次の如き方法によることが定められた。(七月十三日)

即ち(1)調達契約は原則として軍と業者との直接契約による。(2)業者は物資を軍に納入すると receipt を受け此を軍の経理部に呈示する。経理部は此に対し非表示小切手を業者に交付し、業者は此の小切手を指定銀行に呈示し、円貨を受け取る。小切手買取銀行はこれを為替管理委員会に持込み円資金を得る。調達の方法としては此の方法が軌道に乗ってきているが、P、D、によつて調達され、従つて終戦処理費で立替払され、此の円価相当の非貨が、発注米軍より外国為替管理委員会に払込まれ、外為替より特別調達庁に円価が繰入れられ、一般会計の歳入となるものがあり、これは八月一日迄の推定では四億八千七百八十五万円に上っている。

前記米軍と業者の直接契約方式による代金の支払は、当初、ルカウント、アカウントを引当とする円表示小切手により行はれ、その額は内戦発生以来約四十億円と推定されている。七月十三日代金の支払につき非表示小切手使用の原則が確立されてから、円表示小切手は次第に減じ、此に代り非表示小切手が外国為替銀行に呈示されている。

マッカーサーは七月二二日、日本を朝鮮戦争の兵站基地として活用するためには、それに関わる調達はドル払により、完全に即時払を行う配慮が必要であり、従つて終戦処理費およびガリオア資金を朝鮮戦争用として充用しない方針を本国に送付しており、この方針は國務長官の承認まで得ていた。<sup>(8)</sup> アメリカ側は少なくとも原則論としては、終戦処理費の占領目的外使用を行わない立場をとつたわけである。これはこの時点でアメリカ国内で対日講和に關し、講和後の日本へのアメリカ軍の残留の必要性和問題点、払うべき配慮について議論が積み重ねられていたことと関連していた。

なお朝鮮戦争への直接充用分はドル払とするこの方針はかなり早い時期に日本側に伝達されていた如くであり、直接の資料を欠くが次のやりとりからうかがい知ることができる。<sup>(9)</sup>

調達庁 「物資や労賃が」\$で支払われることは決定しているか又その方針は日本政府に通じているか。  
 アイリック氏(経済科学局) Finance Sec. のハチスン氏と大蔵省との話は相当細かい点まで協議されておるはずである。朝鮮問題の\$決済については決定しており貴下からの要求する経費についても要求が入れられるはずである。ESSとしても従来は貴下からの経費の要求については充分協力し得なかったが、この問題については貴下からの意見が入れられる見込みもあり協力し得るものと考へておる。

みられる通り、司令部側も原則的立場に立って日本の主張に好意的であったが、現実に在日占領軍そのものが朝鮮出撃軍と化し、占領軍調達が朝鮮戦争向兵站と化しているもとはは経費支出区分は実際上不可能であったというほかはない。終戦処理費の朝鮮戦争向立替額は日本側では把握できず、また司令部側からも公式の表示はなかった。<sup>(10)</sup>

当時日本と朝鮮とは一つの地域として予算上扱われておったために、多くの場合、日本に駐留しておる駐留軍の発注機関から発注せられ、その発注せられたものが今度は日本の倉庫に入る。入って半年、一年たつうちに、中にはそこから引き出されて朝鮮へ持っていかれるものもあるし、中にはここにいる軍が使うものもある。それで発注する段階でこれは朝鮮のものであるか、日本のものであるかという区別がむずかしい。大体米側がとった措置は、一応日本の倉庫に入ったものはまず日本での経費に入れて、あとで引き出されていくと、日本以外の分だとしてそれを差し引いていく。それで一年たち二年たつてくると、日本の経費は一年大体このくらいだということがわかる、そういうやり方であったのです。そういうことが行政協定の交渉の段階でわかった……。

立替分の償還は償還額の一方的な呈示によって、月別になされることになった。二五年一〇月、まず二五年七月分

(六月二五日以降の六月分を含む) について司令部側から協定書案が示された。<sup>(11)</sup> 協定書案は次の通り。<sup>(12)</sup>

合衆国政府は、日本政府に対し、二、六六四、五五六、五五〇仙を、昭和二五年六月二五日から七月三一日に至る期間に、日本政府から提供され、日本政府の終戦処理費の支出により賄われた労務、需品、役務及び施設に対する総払戻額として支払う事に同意する。これ等は、占領軍の要求とは別個の国際連合の活動を賄うために、合衆国政府により使用されたものであり、従来払戻し乃至は現物による返還が行われなかったものである。

日本政府はこの支払が、二、六六四、五五六・〇五弗の合衆国国庫小切手により、連合国最高司令部の管理に係るコマーション・アカウントの日本政府勘定へ預金することによりなされ、また、この預金が前記の労務、役務、需品及び施設についての、合衆国政府の日本政府に対するすべての債務の完全且つ最終的の決済となるものである事に同意する。また日本政府は前述の労務、役務、需品及び施設の提供より生ずる、日本国民及び日本以外の国民のすべての異議申立の処理、解決、賠償に対する責任乃至義務を果し、合衆国政府をしてこれ等より免れしめることに同意する。

さらに日本政府は、前述の預金が行われた旨の通知を受けると、預金された弗と同額の円を『外国為替特別会計』から『終戦処理特別収入』に繰込まれる事に同意する。

日本政府内部では、大蔵省、外務省、特別調達庁の間で協議の結果、次の通り取り扱い方を定めた。<sup>(13)</sup>

- (1) 日本政府代表者として特別収入歳入の主管大臣である内閣総理大臣の代理として特別調達庁長官が協定書に署名を行うこと。
- (2) 償還金は総理府主管第八徴収官特別調達庁財務部長が(部)特別収入、(款項)終戦処理収入、(目)外国為替特別会計受入金に歳入として繰入れること。
- (3) 協定書の金額は総司令部提示の金額とし今後この期間の分に対してはアメリカ合衆国政府がなんらの償還をなす要なきことに同意すること。(理由——償還金の内訳については強くGHQに要求したが明示なく、また日本側においても朝鮮動乱関係経費の正確な確認が困難であるため)
- (4) 協定書に基づく償還は終戦処理費一切の支出を対象としたものと了解すること。

表 3-1 朝鮮戦争向立替分償還月別額

収納年月	国連軍関係	摘要
昭和 25. 11	2,664,556 <sup>ドル</sup>	25年7月分
11	2,964,523	8月分
11	2,368,711	9月分
12	69,017	
26. 1	2,109,982	10月分
2	2,239,140	11月分
3	2,262,996	12月分
4	3,028,826	26年1月分
5	2,511,941	2月分
5	2,734,349	3月分
	22,954,043	25年度計
26. 5	86,676	追加 26年3月分
8	2,759,781	4月分
11	1,723,483	5月分
11	111,961	追加 5月分
27. 3	1,828,203	6月分
3	10,003	6月分
	6,520,109	26年度計
	29,474,153	合計

出所：調達庁『占領軍調達史——調達の基調』、564ページ。

償還のドル・ベースの実績は表3-1の通りである。  
償還の内訳について、大蔵省は司令部に対してその表示方を再三要求したが、容れられなかった。<sup>(14)</sup>

このほか、占領目的外に使用された終戦処理費として、自動車、兵器修理再生役務等のドル払及びポンド払（イギリス連邦軍）の償還が

表 3-2 朝鮮戦争向立替分償還年度別額（昭和31年3月末現在調）（単位：円）

区分	ドル分（円換算額）	ポンド分（円換算額）	計
25年度	14,878,510,826	16,840,470	14,895,351,297
	内訳 {	10,217,739,013（外国為替特別会計受入金）	
		4,677,612,284（貿易特別会計受入金）	
26年度	3,286,947,874	91,502,427	3,378,450,302
27年度	29,856,694		29,856,694
29年度	4,700,122	23,898,120	28,598,242
30年度	11,408,835		11,408,835
合計	18,210,619,660	132,241,018	18,342,860,679
	内訳 {	13,665,248,384（外国為替特別会計受入金）	
		4,677,612,284（貿易特別会計受入金）	

出所：調達庁『占領軍調達史——調達の基調』、565ページ。

あり、<sup>(15)</sup> これを含めた立替分の円価表示額は表3-2の通りで、これが終戦処理収入の受入額である。

大蔵省は、おそらく司令部の指示によって、「日本政府が朝鮮関係の分として正式調達の命令を受けたことはないし、朝鮮関係経費と推定されるもので支払の請求を受けたものもない」という公式見解をとることとし、とくに「米軍が原則的方針としてドル貨による直接調達の方法をとる点は、何分の指示ある迄発表禁止、例外として終戦処理費を通じ後でドルを払戻す点は、最後まで発表禁止」とした。<sup>(16)</sup> この点についてはとくに機密を保つよう経済科学局より指示されている。

## 二 占領費一部ドル払の決定

占領軍の経費を全額または部分的に、講和条約による最終的結着を待たずに即時払 pay-as-you-go のドル支弁とすべしとする議論は、ワシントンではケナン報告を画期として國務省を中心とする潮流として一貫して存在し、<sup>(17)</sup> 司令部レベルでは経済安定九原則の実施に当面した経済科学局のなかで、均衡予算の実現を至上命令とする財政課が結論的にはこれに同調し、二四年度以後の日本財政を指導したドッジも同様の方向をめざしつつワシントンへの提言を行っていた。議論は具体的手法に関する検討を伴いつつ行われたから、政策担当者間には、その賛否にかかわらず、占領費ドル払の意義と方法は浸透していたものとみなされる。陸軍省とマッカーサーの抵抗により実現をみなかった（一部）ドル払がアメリカの一九五二年度をもって開始されるに至る契機は、あらかじめ整理すれば次の通りである。

第一に、対日講和の接近の認識に伴い、当面する時期を移行期として位置づけ、講和後の諸政策への展望のもとに



当面の体制と政策を編成替えしていく必要である。第二にガリオア援助と対日占領費の関係の問題、すなわち、同じ陸軍省の予算を対日援助費として支出するか直接に占領費として支出するか選択の問題である。第三に朝鮮戦争との関連であり、まず朝鮮戦争向調達の問題として、最終的には出撃した占領軍の日本への帰還に際しての問題であった。この第三点が、政策担当者に当面の事態の変化への対応のなかで経費負担方式の再検討と直接の対処を迫り、ドル払方式への転換を起動せしめたのである。

一九五〇年一月十五日、ウェーキ島においてトルーマン大統領とマッカーサーは陸海軍および国務省の幹部を交えた会談を行った。会議の主題は朝鮮戦争に関するもので、やがてマッカーサーの解任に至るところの契機をなす。この会談において、主題との関連において、講和後の在日アメリカ軍の取扱い、および朝鮮戦争からの帰還軍と講和後在日軍との関係についての議論が行われた。議論は主としてマッカーサーの見解を問う形式で行われた。トルーマン等の問いに対し、マッカーサーは、講和後数年間はアメリカ軍を日本に駐留させること、この場合の調達支払はアメリカ軍が行うこと、第八軍は占領任務を解除されているので日本へ帰還しても占領とは無関係であること等を述べた。<sup>(18)</sup> 続いて次のような会話が交された。<sup>(19)</sup>

ラスク 国務次官補 朝鮮から日本へ帰還する軍隊のことだが、朝鮮の軍事占領が終結する以前に対日講和ができるのが理想だが、朝鮮での作戦は外交官による講和準備よりも速やかに進行している。

マッカーサー 第八軍はクリスマスまでに帰還させたい。

ラスク それでは間に合わない。軍隊の帰還を円滑にするために、日本人に講和条約の締結を知らせ、条約について態度表明すべきだと思ふか。

マッカーサー それはいい考えだ。この一月にその線である程度態度表明をしてある。……

ラスク 朝鮮からの軍隊帰還に際して、占領費用の一定部分を「ドルで」支払うべきだろうか。

マッカーサー やるべきだと思う。そうすればガリオアを停止できる。「日本に対しては」注入した分より持ち出した方が大きい。未だ講和に至っていないのは日本の罪ではない。注入より持ち出しが多いのはよくないことだ。このことは連合国の間で講和交渉を妨げる要因ともなっている。日本は我々の要求を何でも聞いてきたのだから、我々には道義的な責任というものがある。ガリオアに代えて占領軍費用の一定部分の「ドル」支払が実行できれば、好ましい措置であると思う。

ベース陸軍長官 この提案は検討に値するし、心理的に大きな利益があることは間違いない。国内的には国防省との問題と議会の予算委員会の問題があるから、確定的なことは言えないが、私としては検討すべきだと思う。

マッカーサー 言われる通りだ。議会はお気に召すまい。来日する議員連中は皆、日本経済からもっとしぼりとりたがっている。

大統領 貴官と国務省で協力してこの件を立案したうえ私の承認を求められたい。

一九五〇年一月一三日付の東京情報として国務省に伝えられたところによれば、一〇月上旬と推定される司令部首脳の会議において朝鮮戦争終結後の日本向帰還アメリカ軍の費用負担問題が議題とされている。この場では一部ドル払方式も検討されたが、会計処理技術上の問題から一応すべて終戦処理費支弁とする旨決定されたが、出席していた経済科学局メンバーはこれに異議を唱え、日本の財政負担、日本人への心理的影響等を理由に、この機をとらえてドル払を実施し、その代償にガリオアを停止すべきことを提案している。国務省北東アジア局長はこの情報を伝達しつつ、ドル払方式の実施を強く支持する旨ラスク国務次官に報告（一〇月三十一日付）<sup>(20)</sup>している。前後の経緯は不明であるが、ウェーキ島会談の合意はこのような本国および現場レベルの議論の一定の積重ねに裏付けられたものといえる。

終戦処理費負担区分問題は内容的に朝鮮戦争帰還軍費用負担問題へと変質することによって、その一部ドル支払の



決定を導き出した。これが実現したのは陸軍、占領軍が占領および占領軍の性格変化を承認したからに外ならない。国務省はケナンによる提唱の主旨とは異なるものの現象的には同形態のドル払方式案を歓迎してすばやく対応し、かつこれが講和へ向けての動きを促進するものと位置づけてこれを推進した。

ウェーキ会談での了解を承けて陸軍省は立案を開始し、これを国務省に送付して検討を求めた。二月二九日付の国務省文書によれば、<sup>(21)</sup>この時点で両者の協議も決定もなされていなかったが、方向性はほぼ定まっており、結論的には次の通りである。費用の負担方式として、「通常の」(本来的な)占領費用は日米で均等に分担し、それを超える費用はアメリカがすべて負担する。この場合、通常の占領費とは一九五〇年六月(朝鮮戦争開始直前)の在日軍隊の諸調達に必要な経費とする。日米折半分のドル払額だけガリオア援助を減額する。ドル払の方式として、初年度、すなわち一九五一年七月からについては、「通常」(終戦処理費に相当)分も超過分もとらずに日本政府予算から支払ってこれを随時のドル払で償還する形をとり、次年度以後は当初からドル資金を用意して直接ドル払とする。この措置の実施についての背景としてこの文書が指摘するのは、第一に日本のドル赤字、ガリオア援助との関連であり、第二に朝鮮戦争に起因する(在日)米軍の増強と終戦処理費の関連である。その実施についての技術的な問題としては、議会における予算問題や折半の具体的内容の決定の問題があり、その粗案も作成された。またこの文書は、占領費一部ドル払方式が、実質的に日米で軍事費を共同分担することが日本に対し好ましい心理的影響をもたらすとし、これによって日本が日米の共通利害を認識するに至ると論じている。

一九五一年一月末、国務、陸軍、財務省は占領費一部即時払について合意に達し、日米の分担を総額ベースで折半とすることを確認し、<sup>(22)</sup>大統領は二月末にこれを承認した。講和交渉の接近のため、この措置は一九五二年アメリカ会計年度限りとし、講和後は別途策定される双務的な協定によるものとした。

マッカーサーもダレス等との会談で、占領費折半方式の決定に賛同した。<sup>(23)</sup>一九五一年三月九日、トルーマンは一九五二年度における占領費即時払を大統領命令として発布した。<sup>(24)</sup>

日本側での働きをみると、昭和二六年度予算編成については終戦処理費はほぼ二五年度並みと想定され、二五年度一月における推計開始から予算としての決定まで、総額としては一〇〇〇億円前後でさしたる変動もなく、<sup>(25)</sup>政府内作業においても問題とはされず、対司令部折衝の議題ともならなかった。二六年度予算に向けて終戦処理費について問題提起を行ったのはドッジであった。ドッジは二五一年一月七日第四次使節団を率いて来日、一月三日に二六年度予算を承認するのであるが、<sup>(26)</sup>一月一〇日のマーケット宛覚書<sup>(27)</sup>においてとくに終戦処理費をとり上げ、二五年度予算の留保と二六年度予算案の一〇%削減を主張した。その主たる理由として、在日占領軍の減少にもなって調達量が減少し、二五年度では支出額が予算額を大きく下回る見通しにあることのほか、それにもかかわらず終戦処理費を減額しないときは、終戦処理費が朝鮮戦争費をまかなっていると受け止められるおそれがあり、これはマッカーサーの意図にも反するものであるとして、終戦処理費を朝鮮戦争に流用しない旨のマッカーサーの方針(七月二二日付——前述)を引用している。

司令部調達サイドの要求額はドッジ来日の時点でも固まっておらず、これが前年度同様予算審議の遅延をもたらした。<sup>(28)</sup>要求額はドッジによる査定の最終段階に提出され、司令部内の予算議論は終戦処理費の一点にしぼられたが、<sup>(29)</sup>調達要求サイドは朝鮮戦争向調達の支払区分等が未決定であることを理由に終戦処理費に関する大幅な修正に消極的な態度をとっており、<sup>(30)</sup>ドッジは最終的には逆に若干の増額を認めざるを得なかった。

なお二六年度予算の編成作業の段階では司令部が占領費一部ドル払の方針について通告されてはいなかったように思われる。司令部外交局長シーボルトによれば、マッカーサーはウェーキ会談の内容を司令部内でも明らかにしてい

ない。<sup>(31)</sup> ドッジは二六年度予算承認をマーカットへ報告した際、終戦処理費増額のやむなきに至ったことについてとくに注意を喚起し、次のように述べている。<sup>(34)</sup>

最終的な数字は別記の如く承認されたが、その妥当性を認めるためには多くの留保条件が必要である。予算案は最終段階に至り、この「終戦処理費増額の——引用者」予期せざる修正要求によって再調整を余儀なくされた。……「終戦処理費は」一部「即時払」計画が実施された暁には大幅に減少せしめることができよう。

経済科学局財政課が二六年度終戦処理費の折半方式について通告を受けたのは、ドッジ帰国後の二六年二月一九日のことであつた。<sup>(35)</sup> いずれにせよ、アメリカ政府内部で立案されていた占領費折半方式は、日本政府の二六年度予算終戦処理費での支出を先行させたりえドル償還する順序であつたから、二六年度当初予算そのものに影響を及ぼすものではなかつた。

### 三 一部ドル払の開始と特別調達資金

終戦処理費の一部ドル払について司令部から大蔵省に方針提示があつたのは二六年四月五日であつた。これについて河野主計局長（当時）は次のように説明している。<sup>(36)</sup>

その当時一番問題になつたこととして、朝鮮事変の關係と国内防衛の關係とが非常に入り乱れている。それでこれを一括整理したいというのが一つの案であつた。国内の占領關係の經費は、その維持費が終戦処理費から払われる。ところが朝鮮に出て行く同じ軍が——朝鮮に出て行く關係は終戦処理費ではない——調達關係はいわゆる特需ということで、直接向うから払われるわけですが、その区別の問題、特に維持費の關係については必ずしもけじめがはっきりしない。たとえば立川から飛んで行った飛行機が、翌日はどうなる。いきなり終戦処理費と考えるか、殊に朝鮮事変で軍が大きくなつてもいることもある。とにかく一つの軍に両方の部分があるはずだが、その關係がはっきりしない。これは国会でも聞かれたことですが、朝鮮近海で日本の海上保安庁ですか、浮流機雷の掃海をやつたことがある。これは終戦処理費でやつた。しかし厳格には朝鮮事變の關係かもわからない。機雷は向うから流れてくるので、国内の沿岸航海のためにも必要だということはもちろんありますけれども、こういうことが国会で問題になつたこともある。私は機雷というのはどこに流れていくのかわからぬので、これを掃海することも終戦処理費でやる占領軍業務の一つなんだということを答弁しましたが、その辺のけじめは、たしかに問題のあつたことであり、こちらも困つたが向うでも非常に困つたのだらうと思う。それで終戦処理費から百億ないし二百億の基金を入れて、そこで両方を一括して整理してくれないか、あとで清算する。横田を飛び立つときに、これはどっちがどっちか分らない。一応この基金で出しておいて後で整理する。それで国会の休会中にポツダム政令を出して、そういう基金をつくりたい、特需の關係はドルで払う、PDの系統は終戦処理費から入れる、こういうふうな考え方を持っていた。そのときはそういうことも必要であるということで、原則的に了承した……。

四月中旬になり、二百億円の基金を設定し、これで一括整理して事後に清算するという手法が提示され、その基金の拠出源を、①終戦処理費、②見返資金、③予備金利用のうち国庫金繰替使用でつなく、という比較案が検討された。大蔵省は、「終戦処理費をはっきり減らす姿を見せたい」と申し入れている。<sup>(37)</sup>

二六年五月一四日、リッジウェイ司令官は声明を發し、占領費の一部ドル即時払の方針を日本側に公式に伝達した。<sup>(38)</sup>

米国防総省は、トルーマン大統領が最近行つた決定に従つて、近く議会に対し「米政府は現在日本の負担している日本駐在の米占領軍維持費のうち、七月一日からその一部を支払うこと、および、それと同時に、対日経済援助費を減額すること」を提案することとなる。日本が経済自立と安定経済の目標に向つて現在までに成しとげた進歩から見て、本日發表された新政策のも

とに取得を予想された外貨、他の方面から取得する外貨と相まって、米国の対日ガリオア経済援助（占領地救済援助）が米国の現会計年度末で打切られても不当ではないほど十分なものとなるであろう。右の新提案が議会の承認を得た場合は、対日講和条約発効の日まで実施されるものと見られる。

大蔵省は四月以来の検討にもとづき、回轉基金的性格をもつ特別会計を新設する考えを示したが、五月二六日、司令部は覚書「特別調達庁に対する占領軍向物資・サービス提供契約の権限賦与」(SCAPIN-二二五四)を発し、回轉基金の設置を命じた。

- 一 特別調達庁は、現在法律に基き定められた他のすべての権限および義務に加え、アメリカ合衆国政府の調達機関と契約を締結し、同国政府の購入を希望する物資および役務を提供し、かつアメリカ合衆国政府に対し、上記契約に基いて提供された物資および役務の対価を請求する権限を与えられるべきものとする。
- 二 この覚書に基き特別調達庁が締結するすべての契約は、全く対等の立場において、日本政府の自由意志に基いて契約されるものでなければならない。上記契約の目的上円弗換算率は、常にその適用時に施行されている公定換算率とする。
- 三 この覚書に基き指令を実施するため、特別調達庁の管理下に独立の回轉資金 (Revolving Fund) を設けるものとする。回轉資金の基金額は、七五億円とし、一般会計予算支弁とする。補正予算の成立に至るまでは、資金は国庫からの予算外支出として前渡されねばならない。回轉資金から支払うべきものは、特別調達庁とアメリカ合衆国契約担当官との間に締結される契約を履行するため調達された物資あるいは役務の当初の費用とする。契約に基いて提供されるすべての物資および役務の対価はアメリカ合衆国の支出担当官により、アメリカ合衆国の弗貨をもつて回轉資金に償還されるものとする。
- 四 特別調達庁の必要とする管理費は、従来同様一般会計支弁とする。
- 五 上述の契約に基き（アメリカ合衆国政府から）受領した管理費の支払に該当する金額は、回轉資金から一般会計終戦処理特別収入に払込むものとする。回轉資金から物資あるいは役務の日本人供給者に対し、現実に支払が行われていない場合には、

アメリカ合衆国が特別調達庁に対する債務を弁済することを約定する契約に基いて、すでにアメリカ合衆国政府から受領した資金はすべて回轉資金中に積立てられ、当該物資および役務の日本人供給者に対する当該目的の支払のためにのみ使用されねばならない。

六 この指令はただちに実行されることを要望する。

七 この覚書の指令事項を実行するため連合軍司令部関係部局と直接交渉することを承認する。

政府はリッジウェイ声明をうけて、占領費日米負担について司令部と折衝を行ったが、司令部側ではアメリカ政府予算のための計数として、五月一五日付極東軍司令部チェック・シート「一九五二年国防―占領費予算」において、その詳細を算出していた。その一般説明および負担区分見積りは次の通り(表3-3、表3-4)。

## I 総説

1 朝鮮事変勃発に伴う合衆国政府朝鮮派兵の決定ならびにこれに伴う国連加盟国より朝鮮に派兵する旨の決議採択とともに、連合軍最高司令官は以前からの司令任務のほかに国際連合軍司令部司令官 (CINCUNC) の権能を賦与された。この資格において、同司令官は朝鮮派遣の国際連合軍全部に対して司令権を行使する。連合軍最高司令官のこの時における使命は主として日本人に民主主義的生活様式を再教育し、占領期から講和調印後の時期に円滑に移転させることにある。

## II 組織および司令機構

2 従来、国連軍司令部は、連合軍司令部および合衆国軍極東軍司令部に統合されていた。国連軍司令部の他部に対する関係は、国連軍司令部が一国際機関を代表して朝鮮での軍事行動のみを担当しており、一方、他部の基本的機能が国連軍司令部を支持するために要求されるものを除いては従前どおりであるという事実によつて規定される。

## 3 主要司令部

極東軍司令部と見積中の特定事項の諸司令部は日本に駐屯する合衆国軍隊で、これには在日兵站司令部、役務部隊司令

表 3-5 昭和26年度終戦処理費予算 (単位：千円)

科 目	当初予算	補正予算	合 計
	26. 3. 28 成立	第12回臨時国会 第 1 号 26. 11. 30成立	
(部)終戦処理費	101,222,001	△ 8,547,353	92,674,648
(款)(項)終戦処理附帯事務費	695,541	74,113	769,654
(目)旅 費	7,787	△ 286	7,501
物 品 費	2,458	△ 123	2,335
役 務 費	10,827	△ 24	10,803
地方公共団体終戦処理事務委託費	652,023	69,570	721,593
施設費	9,689	4,976	14,665
賠償償還及払戻金	12,000	—	12,000
連合国軍使用人宿舎補償金	757	—	757
(款)(項)終戦処理事業費	99,980,000	△ 17,500,000	82,480,000
(目)勞 務 費	31,803,000	△ 14,216,770	17,586,230
雜 勞 務 費	23,000	△ 22,000	1,000
旅 送 費	198,000	△ 152,000	46,000
輸 送 費	212,000	△ 207,000	5,000
通 信 費	1,000	—	1,000
借 用 上 役 費	1,777,000	4,299,000	6,076,000
印 刷 製 本 費	5,335,000	886,704	6,221,704
作 業 費	161,000	—	161,000
需 品 費	18,460,000	△ 1,903,347	16,556,653
施 設 費	18,235,000	2,365,000	20,600,000
工 事 費	1,533,000	227,000	1,760,000
補 償 費	102,000	—	102,000
日 本 国 有 鐵 道 線 入 費	1,000	595,935	596,935
私 有 鐵 道 運 輸 入 費	5,589,000	2,136,000	7,725,000
電 氣 通 信 事 業 特 別 會 計 へ 繰 入 費	240,000	—	240,000
諸 費	4,800,000	—	4,800,000
(款)終戦処理業務費	11,510,000	△ 11,508,522	1,478
(項)兵器類処理費	546,460	1,378,534	1,924,994
(目)爆 薬 処 理 費	71,781	3,316	75,097
(項)戦犯裁判諸費	71,781	—	71,781
(目)雜 給 与 費	7,992	△ 12	7,980
旅 給 与 費	111	—	111
戦 犯 弁 護 委 託 費	5,700	—	5,700
療 養 委 託 費	1,925	—	1,925
療 養 雜 費	238	—	238
(項)終戦処理業務補償費	18	—	18
(目)補 償 費	459,179	1,375,605	1,834,784
(項)終戦処理業務諸費	459,179	1,375,605	1,834,784
(目)物 品 費	7,508	△ 375	7,133
(款)(項)特別調達資金繰入	7,508	△ 375	7,133
(目)特別調達資金繰入	—	7,500,000	7,500,000
(目)特別調達資金繰入	—	7,500,000	7,500,000

出所：調達庁『占領軍調達史——統計編』, 73ページ。

表 3-3 1952アメリカ会計年度国防一占領軍予算見積 (極東軍総司令部)

(単位：千ドル)

区 分	合衆国負担	日本負担	合 計
国 防 省			
陸 軍	121,709	123,162	244,871
海 軍	9,502	9,862	19,364
空 軍	28,259	28,259	56,518
陸軍海上輸送部	1,920	108	2,028
合 計	161,391 (千円) (58,100,663)	161,391 (千円) (58,100,663)	322,781 (千円) (116,201,326)

出所：調達庁『占領軍調達史——調達の基調』, 653ページ。

表 3-4 1952アメリカ会計年度占領費所要見積予算(昭和26年7月~27年6月)

(単位：千円)

対 象 内 容	日本負担額	米 国 負 担 額	合 計
占領軍の水陸路による人員の輸送料宿泊料, その他旅行附帯費	155,700	—	155,700
陸路, 水路の物資輸送費	—	—	—
通信(電信, 電報, 電話, 郵便費)	4,704,265	—	4,704,265
土地, 建造物, 設備の借料	8,613,101	—	8,613,101
光熱, 動力, 水道, ガス, 電気等の費用	5,277,860	—	5,277,860
印刷製本	48,810	—	48,810
勞 務 費	—	37,229,206	37,229,206
契約に基づく役務	5,910,905	2,577,072	8,487,976
修理および維持費	5,742,911	—	5,742,911
包 装 費	897,241	—	897,241
港 湾 荷 役	—	1,154,422	1,154,422
兵の宿舎運営	136,025	—	136,025
一般宿舎運営	1,513,378	—	1,513,378
鉄道輸送車の保管および維持費	8,954,191	—	8,954,191
包装および資材費	64,119	—	64,119
石 炭 費	9,585,777	—	9,585,777
消耗および資材費	5,250,740	15,269,246	20,519,986
備品および設備機械費	1,245,581	1,870,717	3,116,298
合 計	58,100,663	58,100,663	116,201,326

出所：調達庁『占領軍調達史——調達の基調』, 654ページ。



表 3-6 特別調達資金月別

月 別	受 入		払 額
	金 額	内 訳	
		事業資金関係 A	米政府より償還 B
昭26年 7月	7,500,000	7,500,000 国庫余裕金より繰替使用、特別調達資金設置令付則第2号による分	3,415,020
8月	0		3,500,619
9月	109,077		693,331
10月	5,807,307	4,000,000 国庫余裕金より繰替使用、特別調達資金設置令第3条の2による分	5,372,943
11月	12,180,113	7,500,000 一般会計より繰入特別調達資金設置令第3条による分	11,920,233
12月	8,093,351		7,968,582
昭27年 1月	3,738,745		3,720,134
2月 (13日現在)	1,813,138		476,915
計	39,241,730	19,000,000	20,241,730

(注) = 原注：1. 払出の金額は資金会計官より資金出納命令官への示達済額とする。  
出所：大蔵省資料 Z501-105.

受払表 (昭27.2.15, 大蔵省主計局)

(単位：千円)

出 払		残 額	
内 訳	金 額	内 訳	金 額
国庫余裕金返済 C	労務費 D	A - C	B - D
	3,415,020	7,500,000	△ 3,415,020
	3,500,619		△ 3,500,619
	693,331		△ 584,254
	5,372,943	4,000,000	△ 3,565,636
9,000,000 内 7,500,000 は特別調達資金設置令付則第2号による	2,920,233	△ 1,500,000	1,759,880
1,500,000 は特別調達資金設置令第3条の2による分			
	7,968,582		124,769
	3,720,134		18,611
	476,915		1,336,223
9,000,000	28,067,777	10,000,000	△ 7,826,047

2. 基金 7,500,000千円。 3. 現在の国庫余裕金繰替使用額 2,500,000千円。

六月月上旬までに負担区分折衝は司令部案で結着し、政府は六月八日、「特別調達資金設置令」を閣議決定、一一日これを公布した(昭和二六年政令第二

とが連合軍最高司令官の方針である。上に述べたとおり、戦術的情況の緊迫のため相当量の役務、需品、機械を日本で調達する必要を生じた。従来はかかる調達のうち若干は調達要求書により取得し、それから米費で償還されていた。将来は、朝鮮事変に伴う要求物として分類できる一切の品に対し直接非貨購入を行う計画である。

c 最近、占領軍の兵站要求物は講和後の計画に従って修正されかつ減額されている。このことは、ここに提出する予算にも反映している。さらにこの予算は一九五〇年七月に比し価格全体に約二割七分の増加を見込んでいる。

b 朝鮮作戦の経費はすべて非貨をもって支払い、日本経済に負担させないこと活動を要求している。

a 朝鮮事変の結果、在日海空軍兵力の増加をきたしたが、このことは最近の陸軍兵力増大と相まって、一九五〇年六月におけるよりもやや高目の水準で日本経済から兵站補給を要求する結果となつた。合衆国予算は南朝鮮派遣の衣料、食料およびその他の品目で合衆国で入手不能のもの、ならびに在鮮国連軍用緊急要求物等の要求に應ずるため日本で使用されるはずであり、これらはいずれも占領軍人員に対し増大した活動を要求している。

4 兵站補給部の増加

III 兵站補給  
部、第一六軍団、合衆国極東海軍司令官、極東空軍が含まれる。極東軍司令官は陸軍海上輸送部を維持するが、これは従属司令部ではない。



○五号)。資金は内閣総理大臣が管理して特別調達庁長官が運営し(第二条)、政府は予算によって一般会計から七五億円を資金に繰入れ、契約によってアメリカ政府から受け入れる受入金を資金に組み入れる(第三条)、ただし年度途中なので一般会計からの繰入れまでの間、国庫余裕金を繰入れることができる(付則第二号)、資金は調達に要する経費の支払資金として使用し(第四条)、調達に関する事務経費は一般会計の支弁とし、またアメリカ政府からの受入金のうち大蔵大臣の指定分を資金から一般会計に繰入れることとした(第六条)。なお設置令の定めのほか、回転資金に不足をきたしたときは、五〇億円を限度としかつ年度内償還を条件として、一時借入又は国庫余裕金の繰替使用が認められた<sup>(41)</sup>。特別調達資金は「財政法」第四四条の特別の資金で、支払は労務費に充当され、アメリカ側からこの労務費と付帯諸経費(取扱いの都道府県関係機関の人件費、物件費等)が払込まれ、労務費は四五日ないし六〇日の回転期間で再度支払資金となり、付帯経費が一般会計に繰入れられることになっていた。一般会計からの七五億円繰入れは昭和二六年度一般会計予算補正により、終戦処理費に款・項を新設して行われた。二六年度補正は一部ドル払に対応して終戦処理費の減額を行ったが、減額については司令部から内訳を示さないまま一七五億円(終戦処理事業費分)が呈示され、この計数は大蔵省試算による減額可能額三〇〇億円と大きく食い違ったが、そのまま予算化されるに至った。終戦処理事業費減額分一七五億円から特別調達資金繰入分を除き一〇〇億円が純減であり、「減少額はやや少きに失する如く見える」ものであった<sup>(42)</sup>(表3-5)。

なおマーカットは二六年二月一日付のドッジへの書簡で一九五二アメリカ会計年度(昭和二六年七月一日開始)からの終戦処理費一部ドル払いの実施について示唆しているが、このなかで、このドル支払によって節約される円貨は直接にアメリカと日本の相互安全保障の目的のため、すなわち警察予備隊の増強に充当されるべきだとの考えを書き送っていた<sup>(43)</sup>。二六年度補正予算の終戦処理費名目減少額一七五億円は、警察予備隊費増額一五〇億円(当初予算は一六〇

億円)にほぼ見合うとあってよく、講和後における防衛支出金と警察予備隊費の関係の原型がすでに現われていた。

二七年二月一三日までの特別調達資金受払状況は表3-6の通りである。

「特別調達資金設置令」は、占領の終結とともに占領費一部ドル払のための目的を終了したが、講和後の在日アメリカ軍の支払のために機能させることとなり、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく大蔵省関係諸命令の措置に関する法律」(昭和二七年三月三十一日法律第四三号)により、講和後も効力を有することとなった。

- (1) 二五年七月四日省議(文書課「会談日誌」)(大蔵省資料Z六〇四―二二)。
- (2) 二五年七月七日省議(同前)。
- (3) 調達庁『占領軍調達史——調達の基調』、五六―ページ。
- (4) 同、五六二―六三―ページ。
- (5) 同、五六三―ページ。
- (6) 同、五六一―六二―ページ。
- (7) 「朝鮮事変の日本経済に及ぼす影響」(作成者、日付なし)(大蔵省資料Z五〇一―七二)。
- (8) このテキストは未見。Memo., Dodge to Marquat, TOW Appropriation, JFY 1950 and JFY 1951, Oct. 10, 1950. (大蔵省資料Z七一―二二)に言及がある。
- (9) 労働省「進駐軍関係労務情報」第九号(昭二五・七・二四)(大蔵省資料Z五一―八六)。
- (10) 鈴木源吾口述「行政協定締結の経緯」(戦後財政史口述資料「第二分冊」)。
- (11) 『占領軍調達史——調達の基調』五六七―ページ。
- (12) 大蔵省資料Z五二―一、『占領軍調達史——調達の基調』、五六九―ページ。
- (13) 『占領軍調達史——調達の基調』、五六七―ページ。
- (14) 主計局「昭和二十五年年度予算関係想定問答」(昭二五・一・二七)(大蔵省資料Z五〇一―五六)。
- (15) 『占領軍調達史——調達の基調』、五六四―ページ。

- (16) 文書課「第八臨時国会重要想定問答」(昭二五・七)(大蔵省資料Z五〇一—一六二)。
- (17) 例文料' Course of Action wit respecth to Japanese Peace Settlement, Jan. 17, 1950, enclosed in, memo, Buterworth (Assistant Secretary of State for Far Eastern Affaires) to the Secretary of State, Japanese Peace Settlement, Jan. 18, 1950, *FRUS, 1950*, vol. VI, p. 1121.
- (18) 第八軍の占領(民政)任務からの解除について『昭和財政史——終戦からの講和まで』第三卷「四六七—一〇」。
- (19) Substance of Statements Made at Wake Island Conference on 15 October 1950, *FRUS, 1950*, vol. VII, pp. 955—56.
- (20) Memo., Johnson (Deputy Director of the Office of Northeast Asian Affaires) to Rusk, Financing Increased Troop Strength in Japan, Oct. 31, 1950, *FRUS, 1950*, vol. VI, pp. 1342—43.
- (21) Memo., Johnson (Deputy Director of the Office of Northeast Asian Affaires) to Marchant (Deputy Assistant Secretary of State for Far Eastern Affaires), Partial "Pay-As-You-Go" Arrangements for Japan, Dec. 29, 1950, *op. cit.*, vol. VI, pp.1393-98.
- (22) Memo., Rusk to the Secretary of State, Pay-As-You-Go Arrangements for Japan, Jan. 25, 1951, *FRUS, 1951*, vol. VI, p. 809.
- (23) Memo of Conversation, by Robert A. Feary, Jan. 27, 1951 (participants: Dulles Mission, MacArthur, Sebald), *op. cit.*, p. 821.
- (24) *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan, 1945 to 1951*, #3, Logistic Support, p. 9.
- (25) 大蔵省資料Z五〇一—三九。
- (26) Memo., Dodge to Marquat, JFY 1951 Budget, Dec. 3, 1950. (大蔵省資料Z七一一—一一二)
- (27) Memo., Dodge to Marquat, Termination of War Appropriation JFY 1950 and JFY 1951, Oct. 10, 1951. (大蔵省資料Z七一一—一一二)
- (28) Memo., Reed to Marquat, Japanese Government Budget, Oct. 5, 1950. (大蔵省資料Z七一一—一一五)
- (29) Memo., Dodge to Marquat, Budget Negotiations, Nov. 28, 1950. (大蔵省資料Z七一一—一一二)
- (30) Memo., Brig. Gen. L. L. Williams to Dodge, TOW Appropriations JFY 1950 and 1951, Oct. 25, 1950. (大蔵省資料Z七一一—一一二)

- (31) William J. Sebald, *With MacArthur in Japan, a Personal History of the Occupation*, pp. 217—18.
- (32) Memo., Dodge to Marquat, JFY 1951 Budget, Dec. 3, 1950. (大蔵省資料Z七一一—一一二)
- (33) Comparison between the General Account Budget Expenditures for JFY 1949, Original JFY 1950, JFY 1950 including the Supplemental Budget and JFY 1951 Budget. (大蔵省資料Z七一一—一一二)
- (34) Memo., Dodge to Marquat, Budget Negotiations, Nov. 28, 1950. (大蔵省資料Z七一一—一一二)
- (35) Letter, E. M. Reed to Dodge, Feb. 20, 1951. (大蔵省資料Z七一一—一一五)
- (36) 河野一之口述「昭和二十七年年度予算の編成と防衛分担金」(「戦後財政史口述資料」第一分冊)。
- (37) 『朝日新聞』昭和二十六年五月一五日。
- (38) 同前。
- (39) 『占領調達史——調達の基調』六五二—五四ページ。
- (40) 「昭和二十六年度補正予算想定問答」(大蔵省資料Z五〇一—一九五)。
- (41) 「昭和二十六年年度補正予算想定問答」(大蔵省資料五〇一—一九三)。
- (42) 前掲河野一之口述。
- (43) Lette, Marquat to Dodge, Feb. 1, 1951. (大蔵省資料Z七一一—一一五)。

## 第二節 終戦処理費から防衛分担金へ

### 一 終戦処理費終結への対応

昭和二六年一月二五日ダレスが来日し、一月末から二月上旬にかけて、対日講和条約、行政協定の内容にかかわる第一次交渉が行われた。講和条約に向けての主要な問題点の検討と必要資料の整備・取纏めは、二―三月にかけて体系的な取組が開始された。終戦処理費にかかわる問題もその一環であり、またとくに二月一七日の省議では、終戦処理費廃止後の問題につき主計局および管財局で討議を開始することが確認されている。<sup>(1)</sup> 主計局においては三月二〇日段階でたたき台となる検討資料を作成している。<sup>(2)</sup> 終戦処理費問題は日本側が発議して政策決定する性質のものではなく、アメリカ側の出方に対処するための問題設定・理論武装と資料整理がその内容であり、これによって問題の所在を概括的に知ることができる。

まず占領費そのものの性格や取扱いについて。

「連合国の軍隊又は官憲の行為の結果として被った損失又は損害に対する請求権」及び「連合国の軍隊又は官憲の日本領域内における存在、作戦又は行動から生じた請求権」について（昭二六・三・二〇——終戦係）

#### 一、問題の所在

（以下にいう請求権とは連合国軍の戦闘行為に由来する請求権、日本以外の地域（旧植民地又は外国）における損失に由来す

る請求権を含まず、専ら戦闘状態の終結後日本の主権行使地域内における請求権を指すものとする。）

#### （一）請求権の内容及び種類

この種の請求権は大別して国家又は地方自治体の蒙った損失よりの請求権及び一般国民の蒙った損失よりの請求権に分たれる。

前者は更に

- (1) 終戦処理費等連合国軍自体の維持のための必要から生じた費用負担に関する請求権。
- (2) 旧枢軸国財産の処理のための費用等連合国軍の維持とは別に、占領軍の指令により国家等が負担した経費についての請求権。

に分たれ、後者は現在の補償の実態から、

- (1) 占領軍の調達要求に伴う請求権。
- (2) 占領軍又は所属員の行為による事故に伴う請求権。
- (3) 前二者に属せざる占領軍の行為に伴う請求権。

に分たれる。

#### （二）請求権の決済に当り講ずべき措置

降服条項の受諾に伴い、わが国の統治権は連合国軍最高司令官に従属し、その制限の下に置かれるに至ったが、その間、正常な国際関係においては、当然の請求権の原因となるべき事項が解決を見ないままに放置されているか、又かりに私人が損害を蒙った際、国が代って補償を行う場合にも極めて不十分な程度の補償しか可能でなく、手続上も不備なる点が多かった。そのため、

- (1) 考えられる請求権の整理
- (2) 補償手続の整備

(3) 諸外国の例の調査  
等に関し、早急に検討を行う必要がある。

## 二、現況及び将来の問題

(一) 国及び地方自治体の蒙った損失に対する請求権

### (1) 占領費の問題

最も大きな部分を占めるものは占領費の負担の問題であるが、従来の法規、慣例によれば、占領費は殆んど被占領国の負担となつてゐるものである。

(一九一九年六月二十八日ヴェルサイユ平和条約第二四七条、一九四七年二月一〇日対伊平和条約第七五条等)

わが国の場合も恐らくはこれ等の先例に倣うものと予想されるのであり、また、阿波丸請求権の処理の際の協定の了解事項に明記されている如く、わが国が連合国に対して負っている「債務」と解釈されるならば請求権の行使にも至り得ぬものと思われる。

この点につき一つの例外をなすものは一九四七年六月二一日付オーストリアと米国との間に締結された協定であり、これによれば同国はいまだ占領の継続中であるに不拘、一九四五年四月九日より一九四七年六月三〇日までの期間に亙る米軍等の占領費を含む一切の請求権に対し、三〇八、三八二、五九〇シリングを以て決済が行われ、更に同日付の他の協定により、一九四七年七月一日以降は占領費中、(a)不動産賃借料、(b)上記不動産の従物たる動産の賃借料、(c)公共施設の費用、(d)役務費、(e)物品費につき米軍からドルを受取ることが規定されている。かかる協定は①オーストリアが連合国側から解放国の一として認められていたこと。②オーストリア占領が長期に亙り且つ講和が近い将来に期待出来ないことにも由来するものとみられる。(この場合後段の協定によりドル貨を以て占領費を受領する代りにこれに伴う一切の請求権(主張する人の国籍を問わず)につき米国に代つて埃政府が補償することが規定されている点は注目すべきである。)

次に終戦処理費中占領軍の維持に該当しない部分に関する請求権の問題があるが、現在かかる部分については、定期に払戻を受けており、特別収入、終戦処理収入により歳入に組入れている。今回の事変関係の経費については特に協定により、終戦処理費支弁により支出された金額及びこれに伴う一切の請求権の完全且つ最終的な対価として非による償還を受けることになつてゐる(一二月分迄既受領額五二億)。しかし乍ら、過去において事業費中に見られた沖繩再建資材諸費、朝鮮援助に関する経費中には、それに伴う請求権に関してその問題が考えられよう。

(中略)

### 三、請求権と援助費の問題

一般に対日援助費が、占領費負担と略同一の額を示して来た実状から、この両者が相殺勘定の関係を有するものと推測するものがあるが、両者をつなげる根拠は見出すことは出来ない。イタリアの場合等においても占領費と見返資金とは見合つてはいない。しかしながらイタリアの講和後における米伊協定(一九四七年八月一四日)においては、その第一条において、イタリア政府又はイタリア国民による請求権の放棄を謳い、直ちに引続いて第二条において、米政府による請求権の放棄の規定があり、在伊米軍の支出軍備武器貸与法に基づきイタリアに供給された需品等に関する請求権と共に、救済計画に基づく民需品提供に関する請求権を放棄することが明記されているのは、請求権と援助費との関連性を示すものとして注目される。

阿波丸請求権の処理のための協定の付帯了解事項中には「占領軍並びに日本の降伏の時から米政府によって日本に供与された借款及び信用は日本が米政府に対して負っている有効な債務であり、これ等の債務は、米政府の決定によつてのみこれを減額し得るものと了解される」との一項があり、特に占領費と対日援助とが併記されているのは、この一項を設けた趣旨とは離れて興味深い。

なお、前記のオーストリアと米政府との過去の請求権に関する協定第二条中に「オーストリア国政府はこの協定中の何物も、合衆国政府の機関がオーストリア国政府に行った貸付金の条件の決済として、又いかなる方法若しくは形式でも廃棄するものと解していないことに同意する」と明記されているのは援助費用が占領費の決済と無関係なることを示した別の実例と看做し得よう。

終戦処理費終結への技術的対処策は次の通りであるが、ここでは終戦処理費を明確に「国防費たる性格を持つ」ものとして位置づけ、占領終結後への接続を展望している。

「終戦処理費の廃止に伴いとるべき措置」について(案)(昭二六・三・二〇 主計局)

一、問題の所在

終戦処理費の性格は占領費であると共に国防費たる性格を持つ、従ってこれの廃止に伴い占領費の終結とこれに伴う諸問題が発生すると共に、新に防衛態勢の確立の必要に基く、外国軍隊の駐屯による諸問題が派生する。以上の二つの観点から財政に与える影響を中心として対策を考慮する必要がある。

二、占領費終結に伴う諸問題

(1) 占領費の負担区分

(戦時請求権の項に譲る)

(2) 予想される諸影響

- I 財政負担の削減
- II 対日援助の削減
- III 調達による有効需要の減少
- IV 労務者の失業とその救済——現在LR労働者二八万人——
- V 占領軍に対するクレイムの国内的処理
- VI その他

——解除物件の発生、調達機関の廃止、占領軍の指導に基く財政負担で終戦処理費以外に計上されたものの再検討等——

三、防衛態勢の確立に伴う諸問題

(1) 防衛態勢の予想

集団協定に基く相互保障の場合(米英協定)と一方の国の援助要請に基く場合(米比協定)とにより協定内容が異なる。わが国の場合は恐らく後者。

(2) 予想される諸影響

I 軍事的経費の増加

- (a) 予備隊の拡充乃至再軍備
  - (b) 軍事顧問団の経費の負担(米比協定の場合)
  - (c) 国連の集団保障参加に伴う義務費——海外派兵等——
- II 軍需資材、武器等の供与——米比の例 有償と無償とに分たる——
- III 駐屯費による調達に伴う問題

(a) 調達機関

——半官的機関による一元的調達の必要——  
情報の蒐集、外貨の集中、クレイムの処理等の便宜による。

(b) 支払手段

外貨による。円資金を提供する。通貨の増発乃至一般会計の負担の結果を来さざるよう、それに見合う輸入確保の必要。  
要。

(c) 調達手続

調達機関が代行する形態による。

IV 基地及び施設等供与に関する諸問題



## 四、その他

- (1) 過去における終戦処理費の実績の検討
- (2) 諸外国の事例の調査

オーストリア——占領中における占領費負担の廃止——  
ドイツ

占領軍用として建設された諸施設について。

終戦処理費支弁施設等の取扱について(昭二六・三・二〇 終戦係)

## 一、問題の所在

占領の開始以来終戦処理費の支出により占領軍の維持のための費用を負担して来たが、終戦処理費、労務、需品、役務、用役等の如く、後に資本的財貨の残らぬものと、工事費施設費の如く投資的経費に分類することが出来るのであり、終戦後の極めて困窮せる時代に国民経済上少からぬ負担となった終戦処理費ではあるが、それにより相当数の財産が付加されたことは事実である。例えそれ等が、現在においては、占領軍の用途に供されており直接国の用に供されていなくとも、占領終結後は、直ちに有用となるものも多かるう。また、一部には引続き相互の防衛協定による駐屯軍により使用されるものもあるう。占領直後の混乱せる調達手続の変遷により、これ等の財産の現在価値、数量等の確認は甚だ不満足な程度にしか行われておらないが、早急に整理を急ぎ、併せてこれ等の施設の占領終結後における処理につき、方針を確立すべき時期が来ていると云える。

## 二、現況(略)

## 三、将来の問題

## (1) 施設の調査

二、に述べた如く、施設の現在量が不明のままに放置されて置く事は出来ない。これには、まず通報事務の促進を計る事も急務である。単に各施設に費やされた経費、或はこれがこの場合旧来の国有財産等に付加された経費のみを調査する

だけでは、無意味である。というのは終戦処理費支弁の工事には特に設計の変更が多くまた一度舗装された滑走路に更に上塗りを行う場合の如く、やり直し工事も相当あるので、実際の現場に当って施設全体の評価を行う必要がある。現在主計局としては原局たる特別調達庁に依頼し、現在占領軍の使用している施設等につき、これを占領軍が現に使用している態様に分類し、その現在価格、数量、所在地及び借上料、火災保険料に関する調査を実施しようとしている。この調査は少く共五月末に終了する事を目標としている……。(中略)

## (2) 将来における施設等の帰属について

## (3) その他

(中略)

## (イ) 戦時請求権との関連

別項の戦時請求権の問題と関連し、占領軍負担につき連合国側に請求権を行使する際には、占領費中施設等の建設に充てられ財産物価値の残る部分については、これを請求額の中に含ましめないのが妥当と思われる。

同じころ理財局外債課の起案にかかる「終戦処理に伴う財務問題<sup>3)</sup>」は、終戦処理費に関して次のように指摘している。

- (1) 上記の占領費負担の範囲は、占領軍が本邦において要する経費であるが、講和の前例、慣習によれば、占領軍自体の維持経費、即ち俸給、被服、兵器、弾薬、等の費用についても、また本邦旧領土の占領費についても、これを敗戦国の負担に帰せしめる傾向が多いので、これに対する日本側の処理方針、主張の根拠を固めること。

- (2) 上記の占領費負担の範囲について、本邦の占領自体のためにする経費以外の朝鮮動乱に原因する特殊需要等を充足する分の計数を調査すること。

- (3) 政府の負担した占領経費を、その時々レートで弗換算する等の計数の整理を行い、日本側の主張を裏付けるために援用す

る資料を整備すること。

このうち、占領費清算に関する外国の事例については大蔵省としてもつとに情報収集に尽力してきたところであったが、この時点では、講和後の駐留軍隊費用分担問題にも関心を寄せつつ、次のように要約している。<sup>(4)</sup>

(1) イタリアにおける占領費の取扱

(イ)一、九四三年九月二十九日付米英ソとイタリアとの間に締結された追加休戦条項第三三条(A)項により、連合国軍の占領費は事実上イタリアの負担とされたが、その最終的負担がイタリアにある旨を決定したのは一、九四七年二月十日署名の平和条約第七六条である。

(ロ)右の平和条約締結の日から九十日以内に連合国軍がイタリアから撤収したから、その後の駐屯費の負担については特に問題を生じなかった。

(2) オーストリーにおける占領費の取扱

(イ)一、九四六年六月二十八日付のオーストリー管理機構に関する四国(米英ソ仏)協定により連合国軍の占領費は事実上オーストリーの負担とされた。

(ロ)米国は、一、九四七年六月二十一日署名の次の二つの協定により占領費の最終的取扱を決定した。

(A)その一は「一、九四五年四月九日から一、九四七年六月三〇日までの期間においてオーストリーに在る米軍の行動により生じた戦時勘定及び請求権の解決に関するアメリカ合衆国政府とオーストリー連邦政府との間の協定」により、米国はオーストリーに対し当該期間の請求権に対する代償として三億八千三百三十八万二千五百九十シンリングを支払う。

(B)その二は「オーストリーに在る米軍の占領費に関する在オーストリー米軍とオーストリー連邦政府との協定」により、米国がオーストリーの経済復興及び民主的プロセスの復活を援助するために、一、九四七年七月一日以後米占領軍維持のため供与される一切の不動産、その従物たる動産、公共施設、役務及び需品に対して米費で支払う。

この時点で講和条約案は提示されていないが、アメリカの対日講和に関する「七原則」(一月二八日受領)などによって講和後のアメリカ軍の継続的駐留の方針が示され、また行政協定案「相互の安全保障のための日米協力に関する件」(二月二日手交)には、占領軍に近い立場としての講和後駐留軍の地位が提起され、<sup>(5)</sup>日本としてはハイレベルでの安全保障交渉とともに、事務レベルでの具体的対応策を要求されることになった。こうした背景をふまえて、終戦処理費最終対策として実際になされた調査検討の中心は講和後の駐留軍隊の調達問題、占領軍から講和後駐留軍への移行問題であった。<sup>(6)</sup>

終戦処理費の廃止に伴う措置(調達機構及び国有財産の取扱)の研究(昭二六・三・二〇 管財局)

一、問題の所在

(一) 調達機構

講和条約の締結又は終戦宣言以後において連合国軍(国連軍)が日本に駐屯する場合における駐屯費は、連合国の負担とし、終戦処理費を廃止すると共に左についての措置を講ずる必要がある。

(1) 日本駐屯連合国軍の維持のため必要な労務、役務、需品、不動産等の調達方式及び調達機関

(2) 右の調達代価の支払方式及び支払通貨並びに支払資金の供給方式

(二) 国有財産の取扱

日本駐屯連合国軍の使用する軍事基地については双方の協議によつて決定するものとし、

(1) 基地の選定については、我が国の防衛態勢に関する方針及び政治的経済的情勢を考慮し、予め予想基地を選定しておく必要がある。

(2) 右基地内の国有財産(旧軍用財産及び終戦処理費支弁の国有財産を含む)について有償無償その他取扱方針を決める必要

がある。

(3) 基地内の私有財産を没収又は収用する必要がある場合は、日本政府においてその手続を行うこととし、これがための法制を整備すると共に、これによつて生じた損害の補償は連合国において負担するものとする必要がある。

(4) 現在接收中の私有財産が解除された場合の損害の補償又は有益費の徴収について措置する必要がある。

(備考)

終戦処理費の廃止が我が国民経済に与える影響については、

(イ) 国民経済のバランスの観点から見ると、昭和二五、二六両年度の終戦処理費（事業費）及び見返資金の予算額はそれぞれ二、〇六四億円及び二、〇二九億円ではほぼ見合っている。終戦処理費の廃止に伴い対日援助費も打ち切られるときは、今後駐屯軍がわが国内において消費するわが国民生産物（財貨とサービス）の量だけ現在の国民経済バランスを悪化せしめる。従つて駐屯費に相当する獲得外貨を以つて右の消費に見合う輸入を確保することが我が国民経済の死活問題とならう。

(ロ) 又対日援助費が従来通り継続される場合においても右の輸入が確保されない限り現状の国民経済バランスを改善することにはならない。従つて、この場合も駐屯軍の消費に見合う輸入の確保を図る必要がある。

(ハ) 右の輸入を確保するための方法として、民間のコーマーションベースによる輸入に俟つか又は政府が特別会計又は公団を設置して特に必要な原材料、食糧等について直接輸入を行うかの問題がある。

二、今後の処理方針

(一) 調達機構

(1) 特定時（講和条約の締結又は終戦宣言）以後の連合国軍の駐屯費は、連合国軍の負担とする。

(2) 駐屯軍がわが国内において需要する物資は、主要食糧及び特殊の兵器類を除き原則としてすべてわが国において生産し有償で供給するものとし、これが生産に要する一切の原材料は、当該国より割当輸入を受けるものとする。

(3) 駐屯軍のわが国内における調達は、従来の日本政府に対する調達命令の形式を廃し、一般の民間取引の例によるものとし、

(イ) 取引はすべて円貨建とし、その支払はすべて円貨によるものとする。

(ロ) 右の円貨支払の引当となるべき基金は、駐屯軍の保有外貨を外国為替特別会計に売却して得る代り金を以て充当するものとする。

(二) 国有財産の取扱

(1) 軍事基地

(イ) 予め予想基地を選定するに当つては、専門的審議機関を設けてわが国土の防衛態勢に関する方針を確立し、これに相應する陸海空軍基地を選定する必要がある。

(ロ) 右基地内の国有財産について、有償とすべきか無償とすべきかは、軍事基地協定の一般方針により判断すべきものと考えられる。右の協定が駐屯軍の要請により締結される場合は有償とすることも考えられるが、現下の諸般の状況に鑑み一般的には無償とする方針の下に進むべきであらう。

(ハ) 基地内の私有財産については、前記一の(イ)の(3)による。(一、九四七年三月一四日調印「軍事基地に関する米比協定」第二三条参照)

(2) 軍事基地以外の国有財産の取扱

軍事基地以外における国有財産についてはもとより軍事経済協力の態様により異なってくるものと思われるが有償とすべきであらう。

(3) 国有財産の取扱に付随する問題

現在の接收私有財産を使用解除した場合における損害の補償又は有益費の徴収については、昭和二十四年十二月二十七日閣議決定「使用解除財産処理要領」により当事者間の合意の成立したものに限り処理しているが、その強制的最終処理を図るためには、法制的措置を講ずる必要がある。

(三) 調達の方法（調達機構の細目要領）

表 3-7 終戦処理費予算

科 目	昭和 21 年度		昭和 22 年度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
終 戦 処 理 費	1,444,356	1,430,402	606,899	605,534
終 戦 処 理 事 業 費	1,348,456	1,355,405	567,054	552,138
終 戦 処 理 業 務 費	30,777	30,770	32,133	43,441
終 戦 処 理 附 帯 事 務 費	9,818	6,153	6,277	5,678
終 戦 処 理 事 務 費	—	—	—	814
特 殊 財 産 処 理 事 業 費	—	783	1,435	3,463
賠 償 施 設 処 理 附 帯 事 務 費	10	218	—	—
賠 償 施 設 処 理 事 業 費	55,296	37,073	—	—

(備考) 為替レートは輸出実績(日本銀行調査)に基づき次の数値が採用された。

21年度：1ドル=26円517, 22年度：105円904, 23年度：226円085, 24

出所：大蔵省資料 Z506-24.

決算額大蔵省試算(ドル額) (単位：千ドル)

昭和 23 年度		昭和 24 年度		計	
予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
473,549	469,519	352,152	280,215	2,876,956	2,785,669
456,908	458,687	344,693	270,990	2,717,110	2,637,221
7,519	2,672	738	2,702	71,167	79,586
6,478	5,514	1,795	1,790	24,368	19,134
2,644	2,646	4,926	4,732	7,570	8,192
—	—	—	—	1,435	4,246
—	—	—	—	10	218
—	—	—	—	55,296	37,073

年度：355円65.

初から基本的に変化なく、調印条約の条文は次の通りである。

第一条(b) この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に關する連合国の請求権を放棄する。

第十九条(a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。

第一条(b)の「占領の直接軍事費」とは占領に直接かかわって連合国構成政府が支出した経費であり、すなわち従来慣行で賠償取立において優先賦課すべきものと観念されていたものである。事実上はアメリカ政府の財政支出がこれに該当する。終戦処理費はこの直接占領費のうち現地調達経費の一定部分を日本政府の財政支出の形で賄ったものであり、本来占領国が支出してのちに賠償に含めて取立てるべき分の先払であるから、概念的には第十九条(a)の戦争請求権(占領期間も含む)の一部を構成する。従って第一条(b)と第十九条(a)の組合せによって、連合国と日本はそれぞれ支出済の日本占領経費

(1) 駐屯軍の日本国における調達を一般の民間取引の例によることとした場合、その方法に次の二つが考えられる。第一は駐屯軍の直接調達の方法であり第二は現在の特別調達庁に代わるべき法人(以下特別調達公社と仮称す)を設立して駐屯軍の調達を代行せしめる方法である。

(2) 駐屯軍が直接調達する場合

(中略)

(3) 特別調達公社を設立して駐屯軍の調達を代行せしめる場合

(i) この場合においては特別調達公社は駐屯軍の代理商として概ね現在の特別調達庁の業務を行うこととなるが、調達の代価たる支払資金及びその取扱事務費は駐屯軍より交付を受けるものとする。

(以下略)

計数は二六年夏までにとりまとめられた。表3-7として大蔵省試算による終戦処理費(昭二一—二四年度)ドル換算表を掲げておく。

二 講和条約と終戦処理費

対日講和条約案は二六年三月二七日受領案(アメリカ案)、七月一日三日公表案(米英共同案)を経て最終案に至る。相互請求権条項は当

を自らの負担として負うこととなった。すなわち講和条約によって、日本にとっての対連合国の終戦処理費清算問題は問題そのものとしてひとまず自動消滅することになった。

しかしアメリカは、条約案第一四条の交付に際し、日本政府に対して、アメリカ政府がガリオア債権を放棄するものとは解釈しない旨文書で確認するよう要求、文案を呈示したので、日本はこれに応じた。<sup>(8)</sup> 外務省の公表説明でも第一四条(b)にはガリオアを含まないものとされ、ガリオア援助は「占領の直接軍事費」と区別される「占領の間接軍事費」であるとされている。<sup>(9)</sup>

ガリオアを債務と認めるとすれば、<sup>(10)</sup>問題は次のようになる。第一に、ガリオア援助はアメリカの対日援助であり、これを連合国対日本の講和条約の適用外とすれば、講和問題とは区別される日米間の問題として別途処理せねばならない。第二に、「間接占領費」に関わる債権債務関係を認めるとすれば、アメリカ側の支出に事実上アメリカ軍のために支出された終戦処理費等の日本側支出を対抗せしめる可能性が生ずる。このことは法的には必ずしも明快とはいえないが、アメリカ側にもガリオア援助を終戦処理費等による日本の負担の軽減を目的とするものという発想もあり、事実上の問題として両者の対応関係が検討の対象とされることになる。ガリオア問題そのものの論述は別にゆずるとして、ここでは講和後一年余の時期における大蔵省の考え方をみてみよう。<sup>(11)</sup>

対米関係懸案事項に関する調査(昭二八・七・二五 財務参事官室)

#### 第一総論

##### 一、序

講和発効後既に一年有余を経過し、占領期間中に米政府がガリオア、イロアその他の形で日本に対して行つた援助を今後日本政府として如何に取扱うべきかにつき、論議が行われている。又これとは別に、戦争中及び戦後の占領期間中の長年月に

わたり生じ、而も現在なお未解決のまま残されている対米請求権も相当数えられる。

これらの問題は、或は個々に、或はいくつかの問題を総合して、今後の外交交渉により解決されるべきものであるが、さし当り現在如何なるものが懸案事項になっているか、又、それが如何なる問題を包蔵しているかを確かめておくことが先決である。

勿論これらの問題、就中請求権等の問題については、その解釈につき疑問があるものも存するのみならず、事実の発生より既に相当の時日を経過し、而も当時として直ちにこれが幾許の金額の債権であるかを確定することが困難な事情にあつた為に、今正確な数字を示すことが困難なものもある。然しこれらについても取り敢えず事実を調査し、問題の所在を確認しておく必要があること、論を俟たない。本調査はかかる見地に立ち、現在懸案となつている事項を包括的に列举し、問題の所在を確認することを目的とする。

#### 二、債務等の概要

占領期間中日本が米国より受けた援助は次の如くである。

##### (一)ガリオア、イロア

一九四五年より一九五二年にわたる総額約一七億ドルにのぼるガリオア、イロア資金による援助の性格については、これが日本政府の債務となるものであるか否かを示唆するような司令部覚書はなく、結局対日理事会、米国会等における論議、西欧諸国に対する援助の実例等により、その性格を判断する他ない。又その金額確定の為に使用し得る統計は司令部の Japanese Economic Statistics 及び通産省臨時通商事務局の Monthly Cargo Arrival Report による他ないが推計上多少の問題があり、見返資金積立後の金額につき両者の間に多少の差違が出ている。

なお、ガリオア、イロアが一応債務であるとしても、次に掲げるものは何れも米国の利益等の為に使用されたものであり、債務額より控除を要請する必要ありと思われる。

イ、連合国軍人等住宅公社に対する見返資金よりの貸付一七、八八千ドル



表 3-8 対米関係懸案事項試算 (昭28.7.23, 財務参事官室)

(単位:千ドル)

請 求 権 等		債 務 等	
I		I	ガリオア, イロア 1,756,708
1)	戦前交付外貨債元利払資金 1,675		減額を主張したいもの
2)	昭和24年政令第52号関係資金 189	1)	連合軍人住宅関係 17,888
3)	講和発効後の終戦処理事業費支出金 5,277	2)	学校及び保育所の給食用ミルク 4,928
4)	朝鮮清算勘定の未払残高 47,056	3)	特定教育事業関係 1,959
5)	琉球 1,604		計 24,775
6)	ポートチャージ 510		差 引 1,731,933
7)	政府貿易クレーム 不明	II	S I M 25,931
8)	デイスパツチマネ 131		(余剩報奨物資)
	計 56,442	III	Q M 56,312
			(米軍払下物資)
II		IV	S P 4,850
1)	接收資金属の返還問題 不明		(余剩物資)
2)	日本郵船関係領事名義預金 116	V	連合軍財産補償法に基づく債務 43,008
3)	戦利品として没収した艦艇 33,760		
	計 33,876		
III			
1)	終戦処理費関係 4,831,799		
2)	在米資産 106,655		
	計 4,938,454		
IV	その他		
1)	在韓日本人財産 不明		
2)	平和条約第2条(d)及び第3条の地域にある国有沈船 3,125		
3)	韓国に配船された五隻の船舶の返還請求権 2,860		
	計 5,985		
総 計	5,034,757	総 計	1,862,034

(備考): 数字は確定的なものでない。

出所: 大蔵省資料 Z 503-18.

二五年一月二七日付覚書「連合軍のための家族住宅増設」により設立した連合軍人等住宅公社に対し、見返資金より貸付られた総額は約七四億円であり、同公社の廃止に伴い一般会計に引継がれた債務約六四億円(一七百万ドル)は同住宅が現在もなお米軍が使用中であるので減額の要請の理由たりうる。

(中略)

(二) SIM (余剩報奨物資) 二五、九三二千ドル

(中略)

(三) QM (軍払下物資) 五六、三二二千ドル

(中略)

(四) SP (余剩物資) 四、八五〇千ドル

(中略)

## 三、請求権等の概要

請求権等については、その一つ一つが、かなりの問題を含んでいる。又、その態様も区々であり、既に平和条約により放棄しているもの、請求権としての根拠につき解釈上疑問のあるもの、債権としては存すが果して米国に対しての債権であるか否か一考を要するもの、金額の推定の著るしく困難なもの等、一律に扱い得ない。ここでは比較的現実性のあるものから、順次とりあげ、米国に關係ありと思われるものを各々についての問題点を簡記するにとどめる。

(中略)

(三)

(イ) 終戦処理費関係四、八三一、七九九千ドル

既に平和条約第十九条(a)項によりその請求権を放棄している。而もこの支出は連合軍国に対するものであり、米国の対日援助とは直接的に何等の關係もない。唯日本としては膨大な占領費を負担したのであるから、対日援助が債務と確定

しても出来る限りその減免を考慮して貰いたいという政治論はなり立つ。

(後略)

試算された債権債務額は表3-18の通りである。終戦処理費処理については、次の主計局起案の文書<sup>(12)</sup>がやや修正のうえ「対米関係懸案に関する調査」としてまとめられた大蔵省の一応の見解に採録された<sup>(13)</sup>。現実には終戦処理費そのものを対抗請求権として表立ってアメリカ側に呈示することはなされなかったことに注意する必要があるが、以後長期にわたったガリオア返済交渉の過程で、国内的には終戦処理費問題が繰返し議論されることになるのである。

対米債権に関連した終戦処理費、防衛支出金の諸問題について(昭二八・七・二二 主計局調達庁係)

一 終戦処理事業費支出金は対米債権として処理すべきではないか。

(1) 終戦処理事業費支出額は、四、九八三億円(二四年四月以前軍用レート以後三六〇円換算で四六億ドル)である。

内訳	二一年度	三六、九五一百万円	(二、一八五百万ドル)
	二二	五八、八四〇	(一、一七七)
	二三	一〇三、七〇三	(四、八九)
	二四	九六、三七七	(二、七二)
	二五	九五、六四一	(二、六六)
	二六	八九、五六八	(二、四九)
	二七	一七、二九七	(四、八)
合計	四九八、三七七	(四、六八六)	

(2) 占領費は占領国、被占領国いずれが負担すべきかという問題についての、確立された国際法慣習はない。従来は、当事国間の力の関係で決定されてきた。(一八一五年パリ平和条約第五条、一八七一年普仏平和条約第八条、一九一九年ヴェルサイユ条約第二四九条)においては敗戦国が占領費を負担すべきことを規定している)のであつて、終局的には、当事国間の講和条約において決定されるべきものである。

(3) 日本の場合、占領軍の主力は米国であつたが、法的には、旧連合国軍が占領していたのであつて、占領費の負担区分について、これをすべて米国との関係においてのみ考えるのは誤りであるばかりでなく、占領費のうち米国関係分のみを正確に抽出することは極めて困難である。

(4) 日本占領費について、これを対連合国債権と見ることができかどうかについては疑問がある。

(イ) 占領費のうち旧連合国軍が日本占領にあつて支出した直接の軍事費、たとえば、将兵の給与、食糧、被服、燃料等の代償については、連合国は、対日平和条約第一四條(b)項で、対日請求権を放棄している。これは、連合国側としては、これらの経費は、本来、日本に負担させるべきものであると考え、これを日本に請求する権利をもっているが、この平和条約の規定でこれを放棄したものと解されるであろう。

(ロ) 占領費のうち、日本が終戦処理事業費(占領軍維持のための経費)をもつて支出した経費については、政治的には、これを連合国に対する請求権として主張し得たかもしれないが、法的には疑問がある。本来、対連合国債権と考えられたかどうかについては、平和条約の上では必しも明らかにされていない。占領費のうち、連合国軍の支出経費をも日本に請求し得るといふ考え方からすれば、日本自ら支出した経費は、当然に、日本の負担すべきものであつて、本来、連合国側に対して請求できないものであるという解釈も成り立つかもしれない。

かりに、これについて、対連合国請求権があると考えることができるとしても、日本は、平和条約第一九條(a)項によつて、これを放棄している。

(5) 終戦処理事業費支出は、対連合国軍に対するものであつて、米国の対日援助資金とは直接的には何等の関係もない。ただ日本としては、歴大な占領費を負担したのであるから、対日援助資金が、仮に、債務であると確定しても、できる限り、その減免を考慮して貰いたいという政治論があり得るにすぎないであろう。対日援助資金を返済すべきかどうかについては、

政府としては、これらが一応債務であると心得ているが、今回の処、米国との間で債務であると確定したわけではないのであつて、後日この問題について日米間に弁済の条件等を規定した協定が成立し、日本国の債務であることが認められた場合に、その協定につき国会の承認を経て始めて有効且確定的な債務となる。そのような場合には、平和回復善後処理費から、他の債務支払経費と同様支払をすることといたしたいのである。

二 終戦処理事業費以外の終戦処理費はどうか。

その支出額は、

終戦処理付帯事務費	四、〇七三百万円	(三四百万ドル)
終戦処理業務費	九、三八四	(二五〇)
終戦処理事務費	五、七四一	(一九)
計	一九、一一八	(二〇三)

これらの経費については、日本は、平和条約第一九条(a)項でその請求を放棄している。

三 終戦処理事業費支出の中には、日本占領軍維持のための経費以外のものが含まれていないか。もし含まれているとすれば、これは、請求権の対象とならぬか。

- (1) 終戦処理事業費で支出すべきものは、占領軍としての連合軍維持のための経費であつて、その支出の根拠は、降伏文書及びこれに基づく一般命令第一号、第二号である。
- (2) 占領軍維持のための経費とそれ以外のものは、理論的には一応区別し得ても実際には、判然と区分できない場合が多い。更に占領軍維持のための経費としての程度の額が適当かという問題となると、尚更問題が複雑である。
- (イ) 次のようなものは、終戦処理事業費の支出目的を逸脱していると考ええる。
- a 将兵の個人的消費
  - b 一定基準以上の消費(光熱水準、建物使用面積等)

- c 国連軍支持のための支出
  - d 安保条約に基づく駐留米軍のための支出
- (ロ) 終戦処理事業費より一応支出したが、その後日本政府に償還された金額は次のとおりである。
- (イ)のa及びbに属するもの

	米軍関係	英濠軍関係	合計
二五年度	六、六二三百万円(一九、四四六千ドル)	一六百万円(四五千ドル)	六、六三九百万円(一九、四九一千ドル)
二六年度	九四二	(二、六一九)	九一
二七年度	三〇	(八七)	〇
合計	七、五九五	(二二、二五二)	一〇七
(イ)のcに属するもの	一〇、六〇〇百万円(二九、四七三千ドル)		

四 朝鮮事変関係経費を終戦処理事業費より支出していることはないか。

終戦処理事業費支出のうち、連合国側において、後に国連関係経費に該当すると認めて償還を申出たものがあるがこれらものは、米国より全額償還を受けている。(この点国会に対しては、立替支出したことはないと答弁してきている)

(2) 朝鮮事変関係経費であるかどうかについての判断の明確な基準がなく、それは、国連軍側の判定にまつよりほかないので、一応先方の申出を承認することも止むを得ないと考える。

(3) 償還額 一〇六億円(二九百万ドル)

五 安保条約に基づく駐留米軍のための経費を終戦処理費で支出したことはないか。(国会には積極的に説明せざるを可とする) 平和条約第六条(c)項の処理と行政協定公式議事録第二五条関係末段の実施とを併せ解決する見地より、講和条約発効日以前に調達契約を了し、その引渡が講和発効日以降になつた需品の代価については、防衛支出金より支弁することとなつたが、こ

の実際の取扱としては、便宜上終戦処理事業費支出とし、後で同額を米国より日本に償還することとなっている。(二七年八月一日第一四回合同委員会決定)

その金額は一九億円。

この分は終戦処理事業費に関する対米請求権といえるであろう。

六 平和条約第六条による返還請求権はどうか。

不動産については、返還済みであるが、需品については、その確定が困難であるので、前記のとおり、我方に不利ならざるよう処理した。

七 旧連合軍人等住宅公社建設住宅の処理について。

(1) 二〇〇三戸の建設費は、総額七、四〇九、〇二八千円で、全額見返資金特別会計よりの借入金により賅われた。

(2) 連合軍人等住宅公社廃止に伴い、その債権債務はすべて一般会計が引継いだので、現在では、その元利金は、一般会計から見返資金特別会計(国債整理基金特別会計を通して)へ支払われている。

(3) 一般会計が資産として引継いだ住宅二〇〇三戸は、現在においても米軍が使用中であるので、その建設費の元利償還のため一般会計負担分については将来GARIOA返還の折衝の際、控除を主張せらるべき項目の一つであろう。

八 平和条約発効後の懸案事項

(以下略)

ガリオアを債務として確認し、債務額を決定してこれを返済していく過程は本編の取扱範囲外にあるが、最終的な債務額の確定はアメリカの債権額と日本の控除請求額(終戦処理費も可能的には含まれる)の厳密なつき合わせによつてではなく、総額を政治的に決定する手法がとられたため、ここでは終戦処理費の最終的負担関係についての詰めはなされることなく、終戦処理費は最終的に日本政府財政支出として日本国民の負担に帰すこととなった。

対日占領費と賠償の関係については、前述のごとくアメリカ政府の内部でも方針決定をみないまま、アメリカ側の陸軍省予算の一部および日本側の終戦処理費予算として占領費支出が行われることになり、占領の異例な長期化で日米双方ともに占領費負担は膨大化した。賠償問題は、対日占領の戦略的位置づけを与えられたものとして政策論議され、従つて占領費の賠償からの優先控除原則が表立って議論されることはなかった。講和条約の作成については、当然占領費をめぐる相互請求権の処理が問題となるが、これについては一般的に相互請求権を放棄するという現実的な手法がとられ、かつアメリカ政府は当初からこの方針で臨んだため、公式には直接に占領費と賠償の関係は論じられることなしに事態は終結したわけである。かりに相互清算が行われるとして、日本の請求権の範囲の画定、アメリカ陸軍省経費中の対日占領費相当分の算出、一般的占領経費としての費消分と「援助」として支出されたガリオア(エロアを含む)の関係など、実際問題として処理困難な事項が存在していた。

アメリカ側には、ガリオア援助によつて事実上終戦処理費等による日本側の負担を相殺したものと見る見方もあり<sup>(14)</sup>、ガリオアの性格は当然対日債権であるという原則は保持して講和条約においてもこれを請求権放棄の範囲外としていたが、当面の処理方針は明示しなかった<sup>(15)</sup>。アメリカはアメリカ負担分の占領費の請求権、すなわち賠償に対するファースト・チャージ権を放棄することを取引材料に、最後まで対日賠償取立に強硬な態度をとっていたイギリスやフィリピン等にアメリカの呈示する講和条約案「原則的無賠償原則を認めさせるという方針をとっていた<sup>(16)</sup>(講和条約賠償条項をめぐるアメリカと連合諸国とのやりとりは、第一巻「賠償」編に詳しい)。すなわちアメリカ側の論理は、対外的には、日本は在外資産を喪失したほか、膨大な終戦処理費の支出により連合国のために多大の負担をなしている。これによつて日本は国家として戦争犯罪に対する償いを十分なしたと考えられる。しかもアメリカが対日占領のために費やした直接・間接の占領費は日本政府の終戦処理費負担をはるかに上回り、かつアメリカはガリオア援

助によって終戦処理費等日本の負担を直接に代償している。すでにアメリカが直接・間接の占領費の請求権を放棄する以上、他国が改めて日本からの賠償請求権を主張する根拠はない、という論理になる。この問題との関連で、アメリカは連合国内部での対日賠償原則の統一が困難な場合にそなえ、アメリカのガリオア債権処理問題を取引材料として用いようとし、かつこれを最後の切り札として温存するため、対外的にはその処理方針を明らかにすることを回避していた。<sup>(17)</sup>

### 三 終戦処理費から防衛分担金へ

一九五〇年九月八日、アメリカの対日講和の基本方針と手順はNSC六〇／一として大統領の承認を受け、対日講和への準備が公式に開始されることになった。<sup>(18)</sup>これに先立ち、国務省、国防総省などの中で基本方針や条約案の検討が積み重ねられているが、NSC六〇／一は講和後の日本へのアメリカ軍の駐留が必要であることを確認し、日本政府とアメリカ軍の関係、日本政府が負担すべき費用の問題等は、講和条約（および相互安全保障条約）と同時に発効させる両国政府の双務的な協定で補足することを定めた。講和後の在日アメリカ軍の費用負担問題がアメリカの方針として確定したわけであるが、これが占領下の占領費日本側負担分である終戦処理費と原理的にも形式的にも異なった性格のものであることはいうまでもない。終戦処理費の一部ドル払い決定に関する国務、陸軍、財務各省間の合意もこの区分を明確に確認していた。<sup>(19)</sup>しかし、NSC六〇／一が朝鮮戦争の早期解決の見通しに立脚し、朝鮮における軍事情勢がアメリカにとって有利に終結するまでは講和条約を発効させないこととしていたのに対し、一九五〇年末に向けて、戦局はアメリカに不利に展開し、対日講和への諸前提は崩れた。一九五〇年一月二八日、統合参謀本

部はJCS二一八〇／二として対日政策を決定したが、これは朝鮮戦争をめぐる情勢がNSC六〇／一の決定当時と根本的に変化したことを指摘し、最大の基地としての日本をそのまま利用し続けるため朝鮮戦争終結前に講和条約を締結することに反対し、かつ対中国および世界的な戦略のためにも日本を確保しておく必要から講和前に日本の憲法を改正し、日本の再軍備を進めることを提唱した。<sup>(20)</sup>これに対してダレス等国務省側は、朝鮮の情勢の変化をうけとめつつも、講和へ向けてのイギリスやソ連の動きの活発化などにかんがみ、講和を遅らすことは政治的にみてアメリカの利益とはならないと判断して、講和への準備を既定方針通り進めることとし、<sup>(21)</sup>大統領の裁定により、朝鮮戦争がアメリカの有利に終結するのを待つことなく、対日講和作業を進めてゆくことが決定された。<sup>(22)</sup>従って、当面の朝鮮での軍事行動の継続、軍事的拠点としての日本の確保というアメリカの戦略が支障なく遂行されるような内容が対日講和の体系にとり込まれねばならなかった。朝鮮戦争の継続の必要から在日アメリカ軍の規模は占領終結時の占領軍、すなわち朝鮮戦争従軍「国連軍」と同規模でなくてはならず、その調達、補給体制、費用負担の問題も、継続性をもたせることが好ましかった。講和後の在日アメリカ軍の費用については、ダレス使節団の第一次来日に先立って国務省・国防総省は日米で半分ずつ負担するという方針で一致しており、財務省もこれを支持した。<sup>(23)</sup>独立後の日本に対して駐留アメリカ軍の費用を負担させる理由は、日本に安全保障のための費用を分担すべきことの自覚を持たせるため、またアメリカ軍のための費用をアメリカ議会承認を求めに際して、独立国とはいえ元敵国であって敗戦国である日本に駐留する軍隊に対し、日本が相当程度費用負担をしない限り承認が得られない見込みであったことによる。<sup>(24)</sup>来日したダレス使節団との会談でマッカーサーは講和後在日アメリカ軍費用の日本側負担は独立国日本の主権をそこなうものであるとして強くこれに反対したが、<sup>(25)</sup>日本再軍備問題を含め、マッカーサーの意向は本国の方針とはすでに乖離していた。かくして、すでに占領費の折半という形で実行されていた在日アメリカ軍の費用負担関係を講和後も事実



上継続し、日本に終戦処理費の事実上の継続としての財政負担を求めるといふアメリカの方針が既定のものとして推進されることになる。

講和後の日本へのアメリカ軍の駐留、その駐留軍の取扱い等についてのアメリカの方針が直接に日本側に呈示されたのは、昭和二六年一月下旬に來日したダレス使節団との間の第一次日米交渉に際してであった。二月二日に示された「相互の安全保障のための日米協力に関する協定案」は「日本からすれば一読不快の念を禁じえない」ものであり、<sup>(26)</sup>案文は占領状態が事実上継続するような印象を与えるので日本政府はこれを修正するよう申し入れた。<sup>(27)</sup>八日に示された安全保障条約付属協定案は、「平和条約が発効するときに国際連合が朝鮮で作戦を継続している場合には、日本は国際連合が条約発効後も以前と同じような方法で同様な財政的取極に基づき在朝鮮国連軍を引き続き日本を通じて支持することを許容する」ことの確認を求めていた。<sup>(28)</sup>前者のうち駐留アメリカ軍の取扱い等についての案文は日米間の行政協定案として書き直され、後者や安全保障条約案を含め二月九日に双方で確認され、のちにそれぞれ「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定」(一九五二年二月二八日)、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の署名に際し吉田内閣総理大臣とアチソン國務長官との間に交換された公文(国際連合の行動に従事する軍隊に対する日本の援助に関するもの)」(一九五一年九月八日)として最終的に確定する。

第一次日米交渉の際の行政協定案の財政条項は、日本側の提供すべき施設・サービスのリストを添付し、これ以外の費用はアメリカが負担するという形式になっていた。これを金額に換算すると日米で半分ずつ負担することになるといふのがワシントンでのほぼ一致した考え方であった。行政協定案は國務省、国防総省の間で調整に手間どり、また日本の国会で講和条約、安保条約が批准される以前に行政協定案を公開することを回避するという政治的配慮もあつて、<sup>(29)</sup>タイミングとしては両条約に関わる過程に遅れて進行させられ、その最終的確定は両条約の締結後にもちこされ

たが、一九五一年一月二日付の國務省文書は、行政協定財政条項について、統合参謀本部、極東軍司令部との交渉をふまえて、次の通り提案した。<sup>(30)</sup>①日本政府予算作成の都合もあるので財政条項を先行的に確定すること、②提供施設・サービスのリスト添付に代え、日本が不動産および一定の金額(ドル表示)を支出することを明示することとする、③終戦処理費との継続の印象を与えぬよう、協定条文に考慮を加えること。ただし、極東軍司令部が日本の支出すべき金額は日本自らの防衛費支出の増大に伴って年々減少させてゆくことを明文化すべきであるという主張をしたのに対して、國務省はそれに反対した。この國務省案が行政協定確定案の基礎となった。日本の支出すべき金額については國務省、国防総省、財務省の協議の結果、一億五五〇〇万ドルと決定したが、これは二六年度における終戦処理費折半方式のもとでの日本政府負担分を継続させたものであると説明されている。<sup>(31)</sup>

日本側としては、すでに二六年一月末の第一次交渉において講和後の駐留アメリカ軍費用について何らかの負担をなすべきことを知らされていたが、大蔵省はこれを終戦処理費が「形をかえて出てくるもの」として受けとめていた。<sup>(32)</sup>八月二二日、大蔵大臣と司令部の定例会見の際、司令部側から日本の負担額は年額六五〇億円くらいと示唆された。<sup>(33)</sup>昭和二六年度の終戦処理費(当初予算)が約一〇〇〇億円、物価を三割騰貴とみて一三〇〇億円、その半分、という概数であった。<sup>(34)</sup>その後の予算折衝および行政協定をめぐる交渉のなかで日本側がその減額を要求したこともあったが、最終的に二七年度予算に防衛支出金として六五〇億円が計上されることになった。その内訳は一般経費五五八億円、一億五五〇〇万ドルと不動産借料等九二億円で、アメリカ側で推算された数字と一致する。予算の費目としては防衛支出金だが、一般には防衛分担金と通称された。

防衛分担金の負担およびその負担額については、大蔵省も二六年度終戦処理費の継続として当然のものとして受けとめていたが、司令部との予算折衝における問題点はその予算における位置づけであった。司令部側は防衛分担金、

警察予備隊費、海上保安庁費、平和回復関係諸費等を防衛関係費として梓づけて約二〇〇〇億円とし、この総枠のなかの構成を日本独自の防衛支出の増大に応じて変化させてゆくという考えを示した。この点は国務省の判断などによって行政協定には明示されなかったもののアメリカ政府の基本的な政策であった。<sup>(35)</sup>二〇〇〇億円の根拠は、将来の日本の防衛力として三〇万人の警察予備隊が必要であり、その年々の維持費が二〇〇〇億円というところにあった。ここに終戦処理費を事実上承継した防衛支出金は明確に日本予算のなかでの防衛費の一部として位置づけられることになった。防衛支出金は政府予算の一部でありながら日本政府が決定することができない経費であり、講和後の予算における先決事項として日本政府予算全体を制約することになり、その決定をめぐって年々日米交渉がもたれることになる。

二七年度防衛支出金については、とくに、その根拠となる行政協定が予算の衆議院通過（二七年二月二七日）の前日になってようやく公表（二月二六日新聞発表）され、国会に対しては予算審議打ち切り直前に形式的に説明してすまずという手順になったため、国民に対してその意味、内容が全く明らかにされないままの出発となった。

- (1) 「会議日誌」二六年（大蔵省資料Z六〇四―二三）。
- (2) 大蔵省資料Z五〇六一―二五。
- (3) 同前。
- (4) 「終戦処理費の廃止に伴う措置」（昭二六・三・三〇、管財局）（同前）。
- (5) 同案に対して日本が修正をもしくは一部条項削除を申し入れたのに対し返答のないまま撤回された（西村熊雄『日本外交史』第二七巻「サンフランシスコ平和条約」、九一ページ）。
- (6) 大蔵省資料Z五〇六一―二五。
- (7) 大蔵省資料Z五〇六一―二四。
- (8) 西村熊雄前掲書、一六一―六二ページ。Footnote to, Letter, Secretary of State to Sebald (Political Adviser to

SCAP), June 28, 1951, *FRUR*, 1951, vol. VI, p. 1161.

- (9) 外務省情報部「日本国との平和条約草案の解説」（昭二六・八・四）（大蔵省資料Z五〇六一―二六）。
- (10) 条約調印前に日本によってなされた確認は日本がガリオアの債務性を認めたものではなかった。その後の交渉過程ではその債務性そのものが問われた。
- (11) 大蔵省資料Z五〇三一―一八。
- (12) 大蔵省資料Z五〇一一―一六五。
- (13) 財務参事官室「対米関係懸案に関する調査」（昭二八・七・二五）（大蔵省資料Z五〇三一―一八）。
- (14) Memo., by Allison (Director of the Office of the Northeast Asian Affaires) to the Secretary of State, Japanese Peace Treaty, Sept. 4, 1950, *FRUS*, 1950, vol. VI, p. 1292.
- (15) *Ibid.*
- (16) Letter, Dulles to MacArthur, Nov. 15, 1950, *FRUS*, 1950, vol. VI, p. 1350.
- (17) Draft of Proposed Statement to the Philippine Government, in, Memo., Secretary of State to the President, Aug. 7, 1951, *FRUS*, 1951, vol. VI, pp. 1243-44, 44-45 頁(17)。
- (18) Memo., Secretaries of State and Defence to the President, Sept. 7, 1950, *FRUS*, 1950, vol. VI, pp. 1293-96.
- (19) Memo., Rusk (Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs) to the Secretary of State, Pay-As-You-Go Arrangements for Japan, Jan. 25, 1951, *FRUS*, 1951, vol. VI, p. 809.
- (20) Report, Joint Strategic Survey Committee to Joint Chiefs of Staff, United States Policy toward Japan, JCS 2180/2, Dec. 28, 1950, *FRUS*, 1950, vol. VI, pp. 1385-92.
- (21) Letter, Dulles to the Secretary of State, Jan. 4, 1951, *FRUS*, 1951, vol. VI, pp. 781-83.
- (22) Draft Letter, Truman to Dulles, Jan. 10, 1951, *op. cit.*, p. 787.
- (23) Memo. of Conversation, by Robert A. Feary, participants; Dulles, MacArthur, Sebald, Jan. 27, 1951, *op. cit.*, p. 821.
- (24) Memo., by Feary, Minutes-Dulles Mission Staff Meeting, Jan. 29, 1951, *op. cit.*, p. 824.
- (25) 注(23)と同頁。

- (26) 西村熊雄前掲書'九一ページ。
- (27) Editorial Note to, Unsigned Draft, Agreement Concerning Japanese-American Cooperation for their Mutual Security, no date, *FRUS, 1951*, vol. VI, p. 849.
- (28) *FRUS, 1951*, vol. VI, p. 876. 西村熊雄前掲書'九五ページ。
- (29) Letter, Rusk to Nash (Assistant Secretary of Defence for International Security Affairs), Oct. 29, 1951, *op. cit.*, p. 1387.
- (30) Memo., McClurkin (Deputy Director, Office of Northeast Asian Affairs) to Rusk, Financial Provisions of United States-Japanese Administrative Agreement, Oct. 2, 1951, *op. cit.*, pp. 1370-71.
- (31) Memo., McClurkin to Rusk, Financial Provision of the Administrative Agreement, Oct. 17, 1951, *op. cit.*, p. 1377.
- (32) 河野一之口述「昭和二十七年年度予算の編成と防衛分担金問題」(戦後財政史口述資料]第二分冊)。
- (33) 鈴木源吾・河野一之口述「行政協定締結の経緯」(戦後財政史口述資料]第二分冊)。
- (34) 河野一之口述「昭和二十七年年度予算の編成と防衛分担金問題」(戦後財政史口述資料]第二分冊)。
- (35) 例えばドッジは在日アメリカ軍駐留費のうちドル払部分を増加させる場合、結果として日本政府予算に財源が生ずるが、それに対応する支出は相互安全保障の目的に充当すべきであり、債務償還、減税、公共投資増加などの一般経費に充用すべきではない、またドル支払の増加はアメリカの対日援助に相当するから、対応する円の使途を管理してゆく必要がある、とこう考えを述べている (Memo., Dodge to Magruder, Post-Treaty Partial Pay-As-You-Go Policy for Japan, no date, 大蔵省資料Z七一一一五)。